

令和元年度  
人権に関する市民意識調査  
報告書



令和2年12月  
荒尾市 総務部 人権啓発推進室

# 目 次

## 一 調査の概要

- 1 調査の目的 . . . . . 1
- 2 調査の設計 . . . . . 1
- 3 報告書の見方 . . . . . 1
- 4 回答者の概要(属性) . . . . . 2

## 二 調査結果と分析

- 1 人権全般について . . . . . 6
- 2 女性の人権について . . . . . 16
- 3 子どもの人権について . . . . . 17
- 4 高齢者の人権について . . . . . 18
- 5 障がい者の人権について . . . . . 19
- 6 部落差別について . . . . . 21
- 7 外国人の人権について . . . . . 34
- 8 水俣病をめぐる人権について . . . . . 36
- 9 ハンセン病回復者等の人権について . . . . . 37
- 10 HIV感染症・難病等をめぐる人権について . . . . . 38
- 11 犯罪被害者等の人権について . . . . . 40
- 12 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害について . . . . . 41
- 13 インターネットによる人権侵害について . . . . . 43
- 14 LGBTなどの性的少数者に関する人権問題について . . . . . 44
- 15 人権に関する啓発活動、教育活動について . . . . . 46
- 16 全体考察 . . . . . 58

## 三 調査票(アンケート) . . . . . 65

## ■調査の概要

### 1 調査の目的

荒尾市では、1995（平成7）年に施行した「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」の趣旨を踏まえ、2005（平成17）年に策定した「人権教育のための荒尾市行動計画」に基づき、人権が尊重されるまちづくりを目指して人権教育・啓発事業に取り組んでいます。

このたび、市民の皆さまの人権に関する考え方などをお伺いし、今後の人権問題の解決を図るための基礎資料を得ることを目的としています。

### 2 調査の設計

#### 1) 調査対象及び対象者の抽出方法

荒尾市の住民基本台帳より無作為に選ばせていただいた、20歳以上80歳未満の男女2,000人の方を対象としています。

#### 2) 調査方法

郵送による配布及び回収（一部インターネットからの回答あり）

#### 3) 回答状況

配布数	回答数（全体）	回答数（郵送）	回答数（インターネット）	回答率
2,000	713	682	31	35.7%

#### 4) 調査期間

2019（令和元）年11月25日（月）～12月13日（金）

#### 5) 調査機関

調査・分析 荒尾市総務部 人権啓発推進室

### 3 報告書の見方

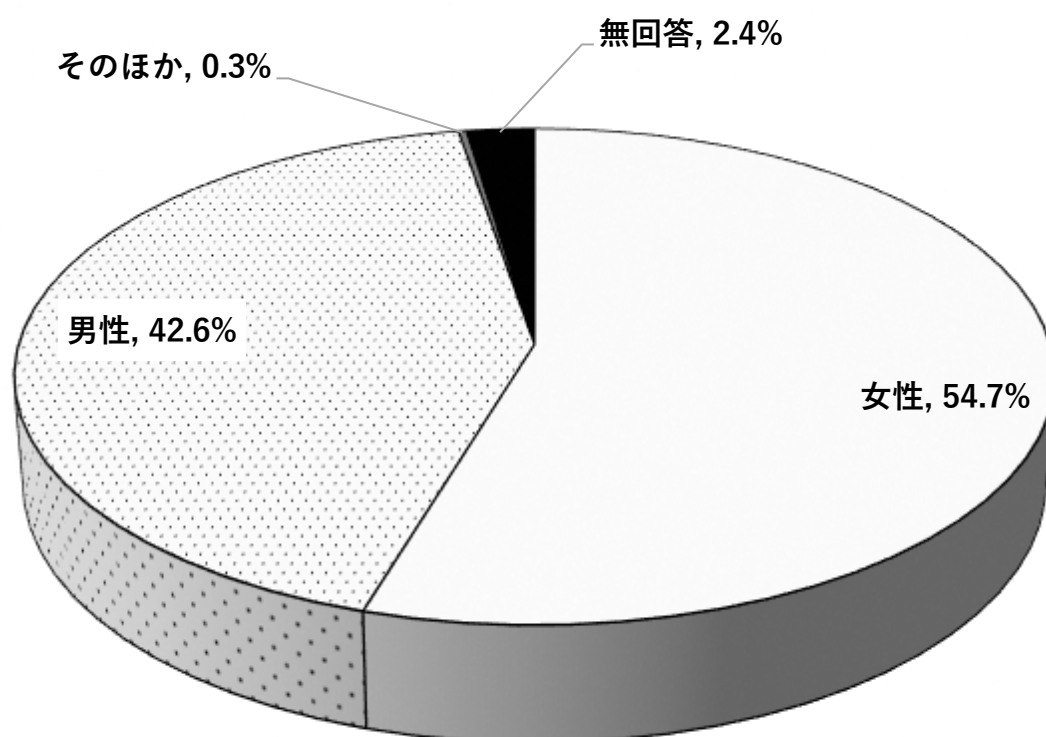
1) 単数回答の集計については、設問ごとに無回答の項目を設けて、これを含めた全体の基数（標本数）を100.0%としています。回答数は小数点以下第2位を四捨五入しているため、数表、図表に示す回答率の合計は必ずしも100.0%にならない場合があります。

2) 複数回答を求めた設問では、項目別に、基数（標本数）に対するその項目を選んだ回答者の割合を示しており、合計が100.0%を超える場合があります。

#### 4 回答者の概要（属性）

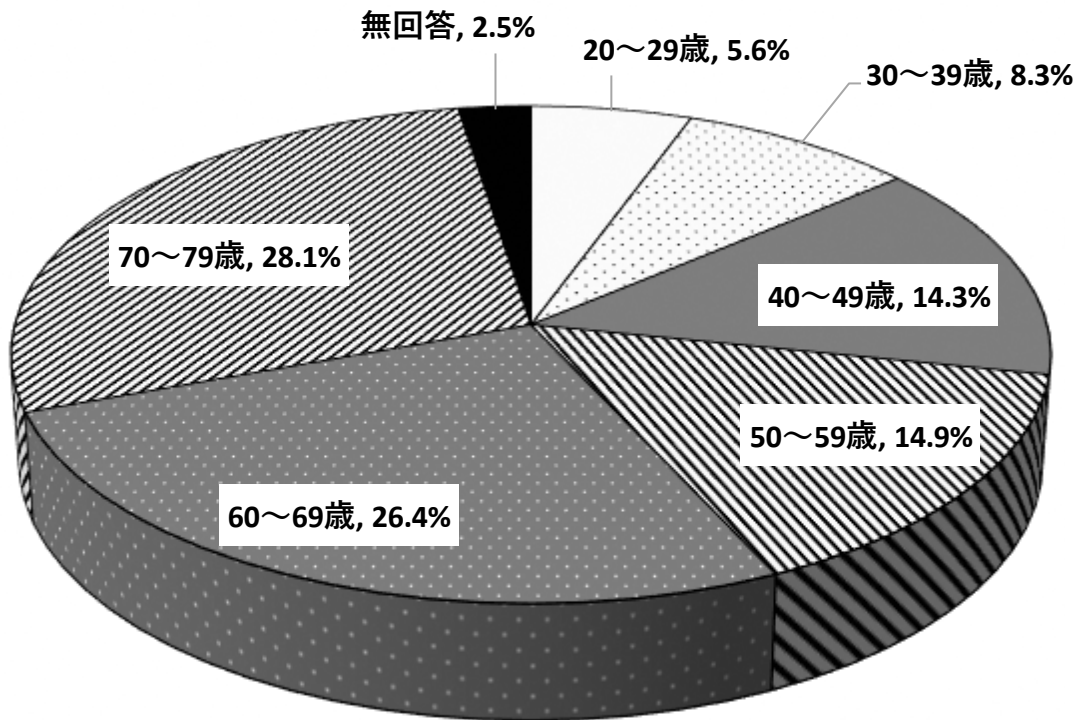
##### ア) 性別

	性別	人
1	女性	390
2	男性	304
3	そのほか	2
	無回答	17
有効回収数		713



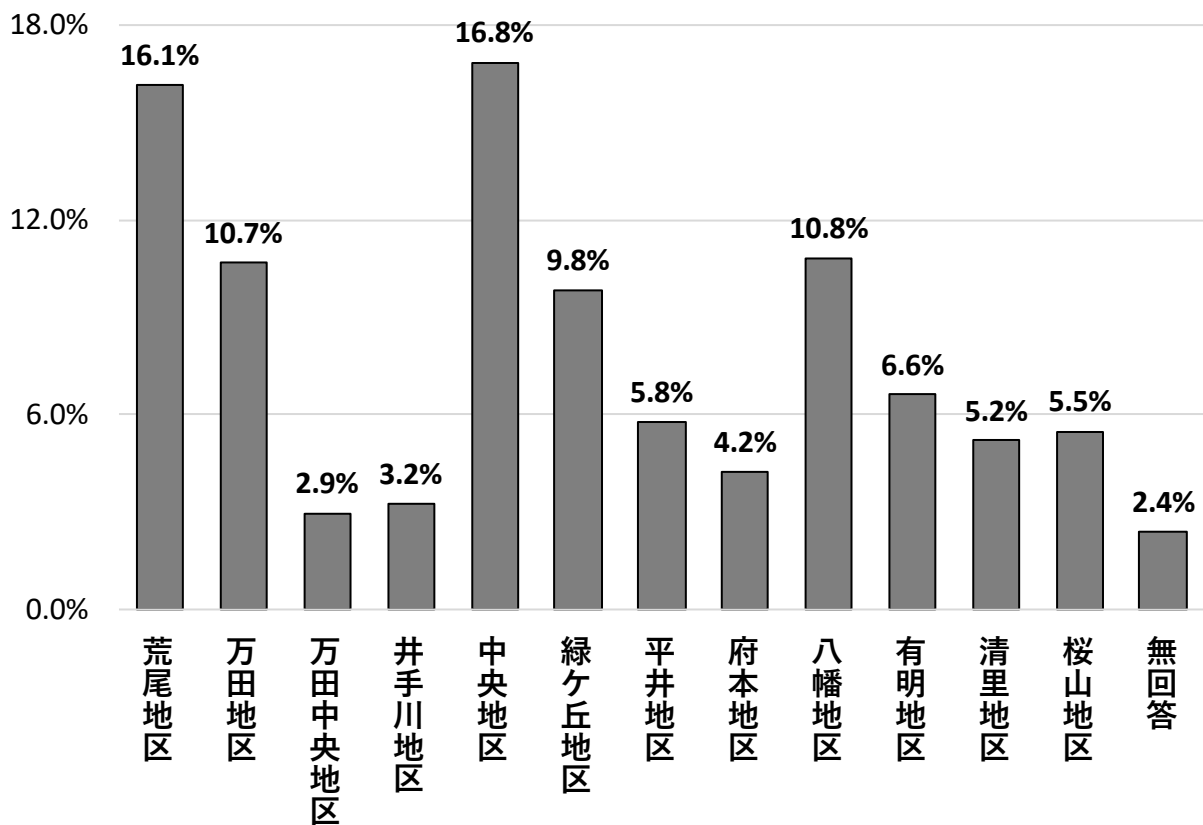
イ) 年齢

	年齢	人
1	20～29歳	40
2	30～39歳	59
3	40～49歳	102
4	50～59歳	106
5	60～69歳	188
6	70～79歳	200
	無回答	18
有効回収数		713



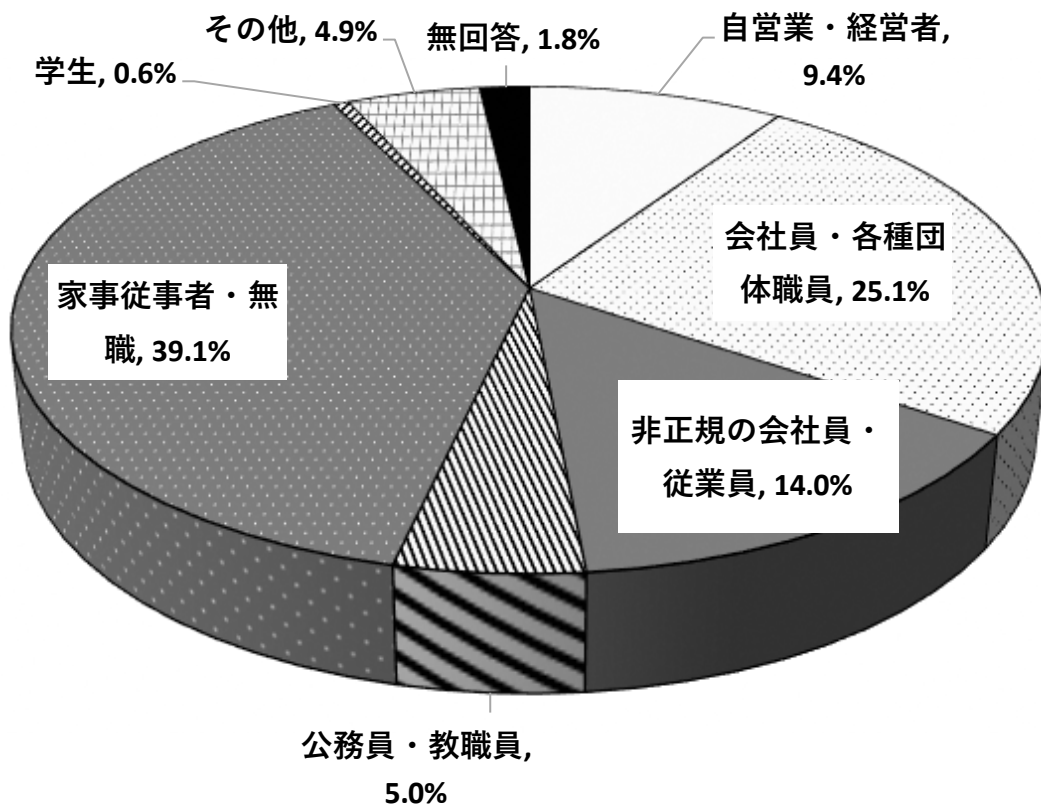
ウ) お住まいの地区（地域）

	住まい	人
1	荒尾地区（旧一小校区）	115
2	万田地区（旧二小校区）	76
3	万田中央地区（旧三小校区）	21
4	井手川地区（旧四小校区）	23
5	中央地区（旧中央小校区）	120
6	緑ヶ丘地区（旧緑ヶ丘小校区）	70
7	平井地区（旧平井小校区）	41
8	府本地区（旧府本小校区）	30
9	八幡地区（旧八幡小校区）	77
10	有明地区（旧有明小校区）	47
11	清里地区（旧清里小校区）	37
12	桜山地区（旧桜山小校区）	39
	無回答	17
有効回収数		713



エ) 職業

職業	人
1 自営業・経営者（農林水産業、個人事業主と家族従業員、会社経営者等）	67
2 会社員・各種団体職員（商店、医療機関、理美容室等含む）	179
3 非正規の会社員・従業員（パート、アルバイト、派遣、内職含む）	100
4 公務員・教職員（臨時、非常勤、嘱託職員等含む）	36
5 家事従事者・無職	279
6 学生	4
7 その他	35
無回答	13
有効回収数	713

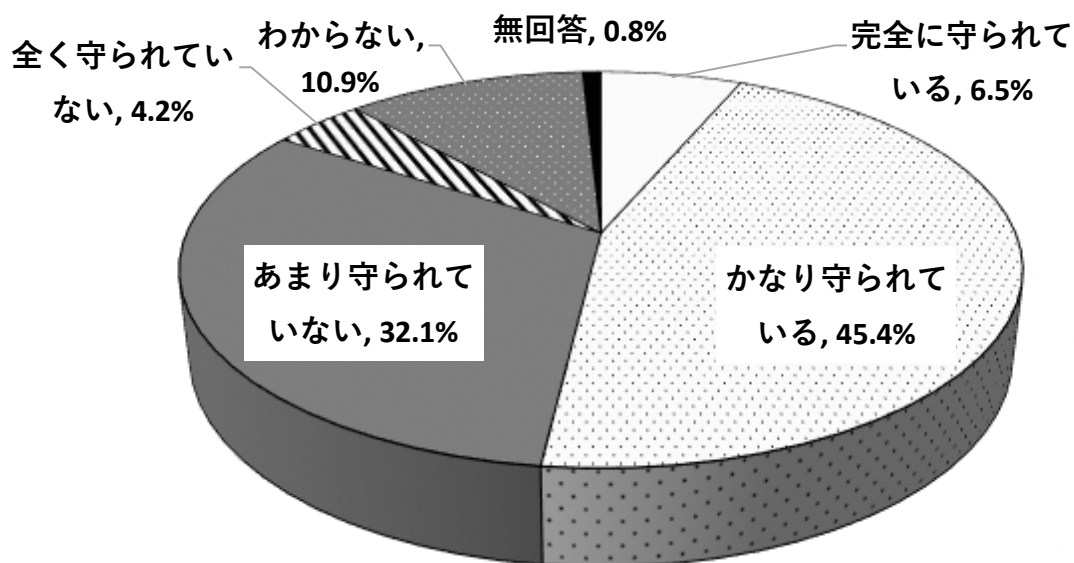


## 二 調査結果と分析

### 1 人権全般について

#### 問 1

	人は「生まれや職業によって差別してはならない」と憲法にも定められていますが、あなたは世間一般でこのことが守られていると思いますか	人
1	完全に守られている	46
2	かなり守られている	324
3	あまり守られていない	229
4	全く守られていない	30
5	わからない	78
	無回答	6
有効回収数		713



#### 【分析】

課題は「守られていない」と回答した人の割合が、36.3%（「あまり守られていない」32.1%、「全く守られていない」4.2%）である。

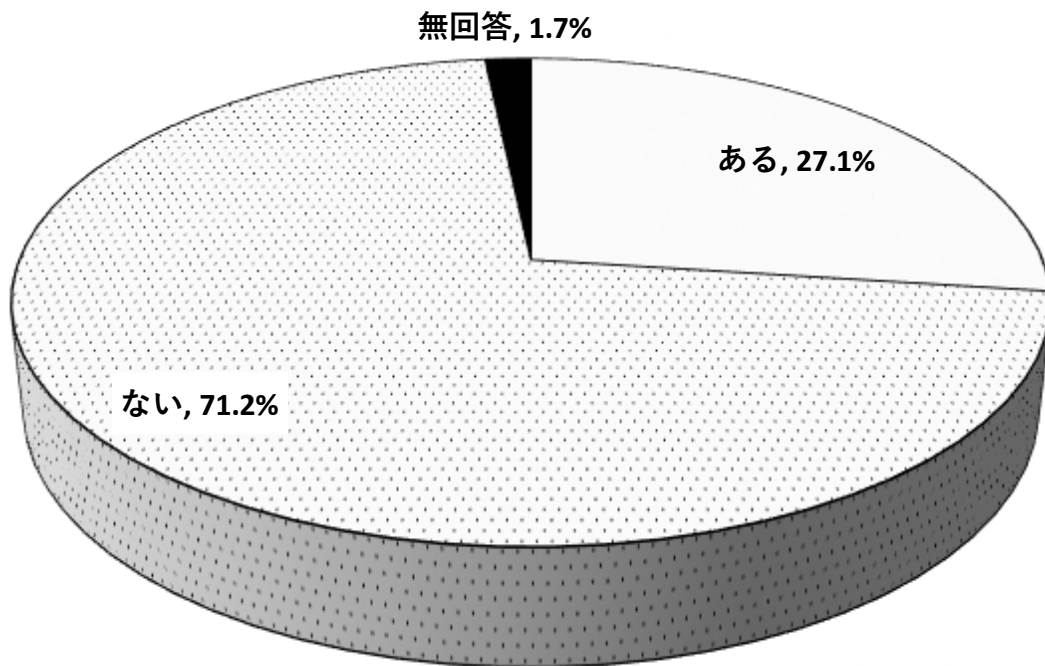
#### 【考察】

「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」が施行されて25年、「人権教育のための荒尾市行動計画」が施行され15年が経過してきたが、荒尾市民の約3人に1人が人権を守られていないと思っていることを重く受け止めなければならない。



問2

	あなたは成人以降、あなたや周りの方（家族や友人等）で、人権が侵害されたと思ったことがありますか	人
1	ある	193
2	ない	508
	無回答	12
有効回収数		713



**【分析】**

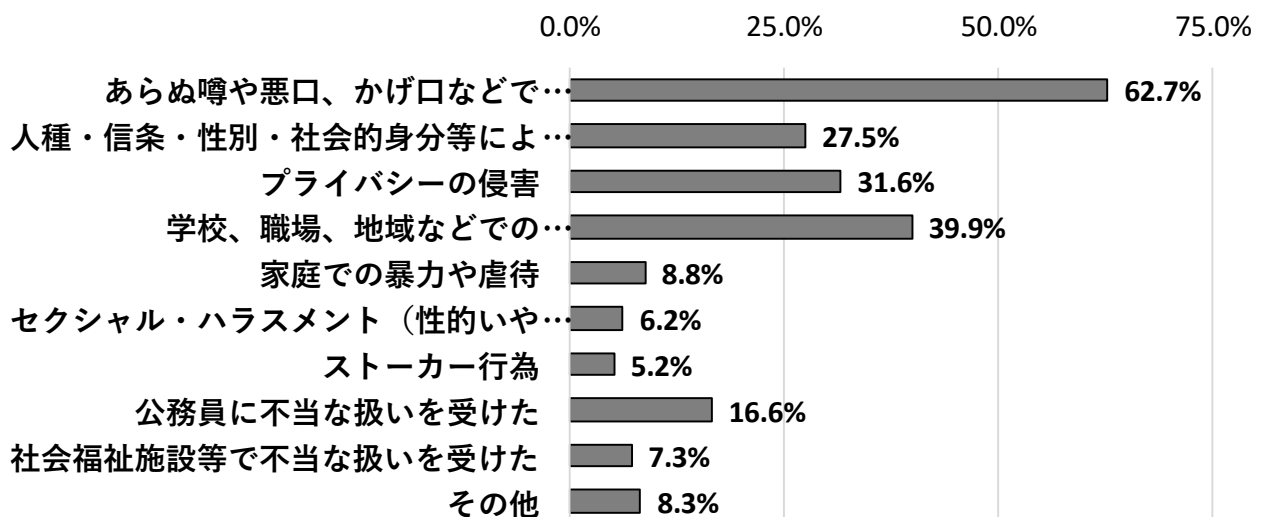
課題は「ある」と回答した人の割合が 27.1%である。市民の約 4 人に 1 人が人権侵害があると思っていることである。

**【考察】**

約 4 人に 1 人が実体験として、身近なところで様々な人権侵害が起こっていると感じていることである。問 1 同様に重く受け止めなければならない。

### 問3

	「問2」で、「ある」と答えた方にお尋ねします。それは、どのような場合か、差し支えなければ次の中から、選んでください	人
1	あらぬ噂や悪口、かげ口などで名誉や信用が傷つけられた	121
2	人種・信条・性別・社会的身分等により、不公平な取り扱いをされた	53
3	プライバシーの侵害	61
4	学校、職場、地域などでのいじめやなかまはずれ	77
5	家庭での暴力や虐待	17
6	セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	12
7	ストーカー行為	10
8	公務員に不当な扱いを受けた	32
9	社会福祉施設等で不当な扱いを受けた	14
10	その他	16
有効回収数		193



#### 【分析】

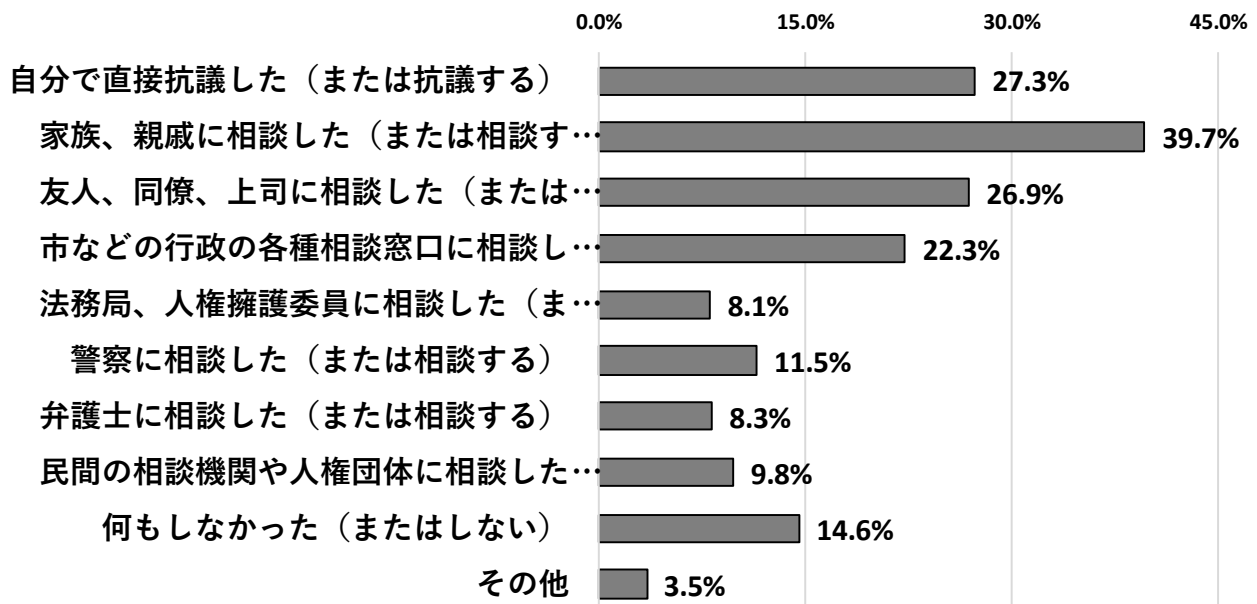
課題は学校や職場や地域で差別事象が多岐にわたって発生しており、特に人権意識を求められる公的な立場にある人からの不当な扱いを受けていることである。

#### 【考察】

学校教育では人権同和教育が行われてきたが、社会に出てからの社会教育についてはそれぞれの取組みに差が生じているように考えられ、学校教育と社会教育の円滑なつながりが大切と考えられる。今後は、職場や地域での研修が必要であると考えられる。

問 4

	「問2」で、「ある」と答えた方はどのように対応しましたか。また、「ない」と答えた方は、今後、自分の人権が侵害された場合、どのように対応しますか	人
1	自分で直接抗議した（または抗議する）	195
2	家族、親戚に相談した（または相談する）	283
3	友人、同僚、上司に相談した（または相談する）	192
4	市などの行政の各種相談窓口相談した（または相談する）	159
5	法務局、人権擁護委員に相談した（または相談する）	58
6	警察に相談した（または相談する）	82
7	弁護士に相談した（または相談する）	59
8	民間の相談機関や人権団体に相談した（または相談する）	70
9	何もしなかった（またはしない）	104
10	その他	25
有効回収数		713



【分析】

課題は「何もしなかった（またはしない）」と回答した割合が14.6%である。

【考察】

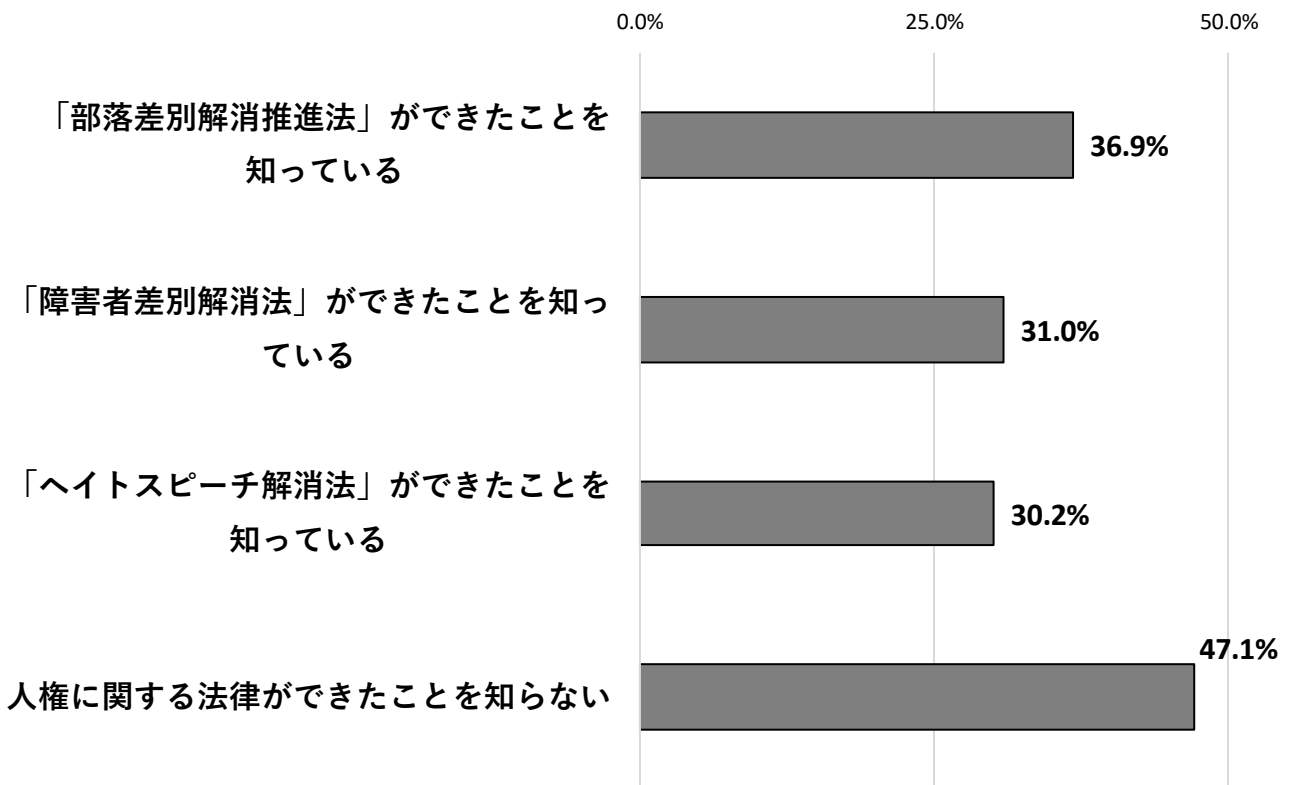
相談・救済機関の周知に取り組むと共に、相談しやすい環境づくりに努める必要がある。

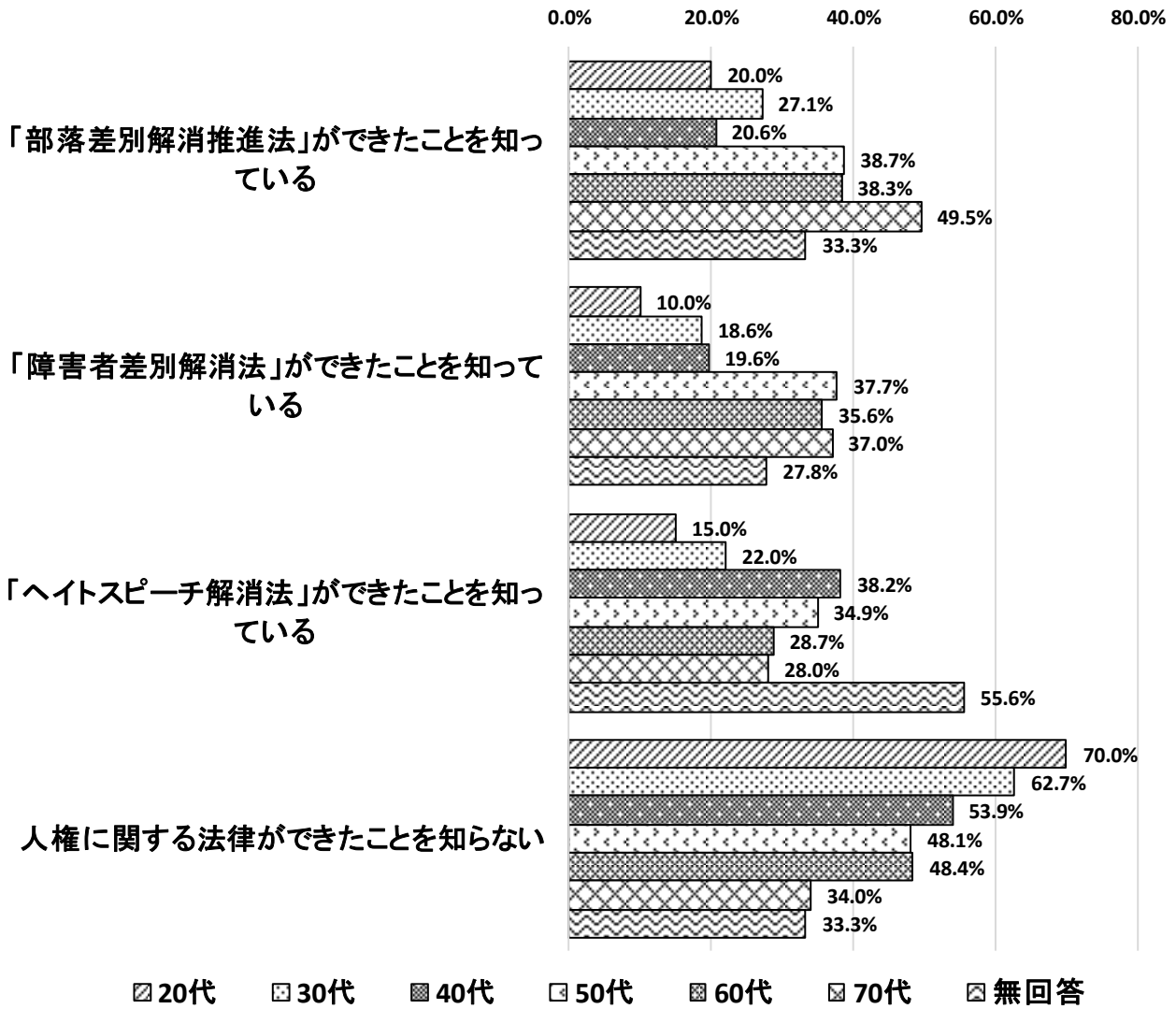
問5

	2016（平成28）年に、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の3つの人権に関する法律が施行されました。あなたは、このことについて知っていますか	人
1	「部落差別解消推進法」ができたことを知っている	263
2	「障害者差別解消法」ができたことを知っている	221
3	「ヘイトスピーチ解消法」ができたことを知っている	215
4	人権に関する法律ができたことを知らない	336
有効回収数		713

【年代別】

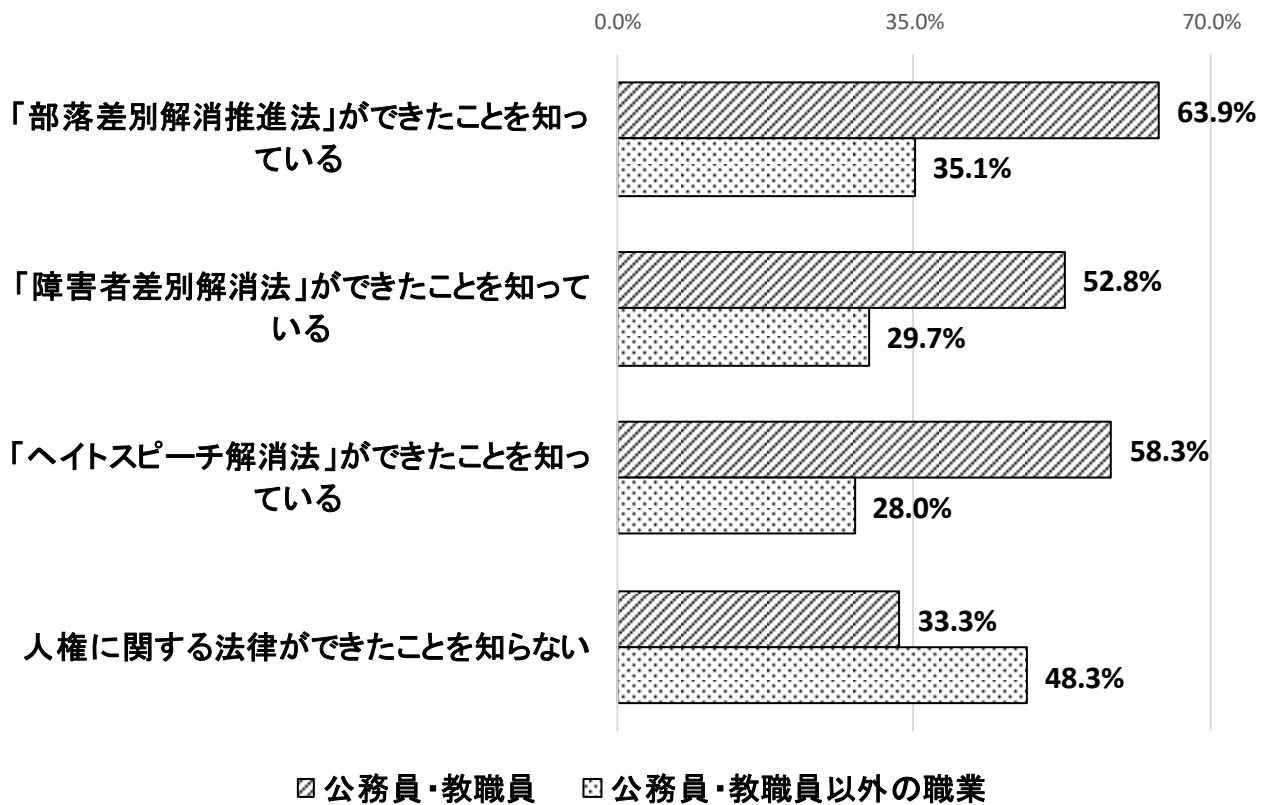
	年 齢						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答
「部落差別解消推進法」ができたことを知っている	8	16	21	41	72	99	6
「障害者差別解消法」ができたことを知っている	4	11	20	40	67	74	5
「ヘイトスピーチ解消法」ができたことを知っている	6	13	39	37	54	56	10
人権に関する法律ができたことを知らない	28	37	55	51	91	68	6





【職業との比較】

	公務員・教職員 (n=36)	公務員・教職員 以外の職業 (n=664)
「部落差別解消推進法」ができたことを知っている	23	233
「障害者差別解消法」ができたことを知っている	19	197
「ヘイトスピーチ解消法」ができたことを知っている	21	186
人権に関する法律ができたことを知らない	12	321



**【分析】**

課題はいわゆる人権三法を「知らない」と回答した人が47.1%いて、20代では70.0%もいたことである。また、人権にかかわりの深い公務員・教職員の33.3%もの人が知らないことである。

**【考察】**

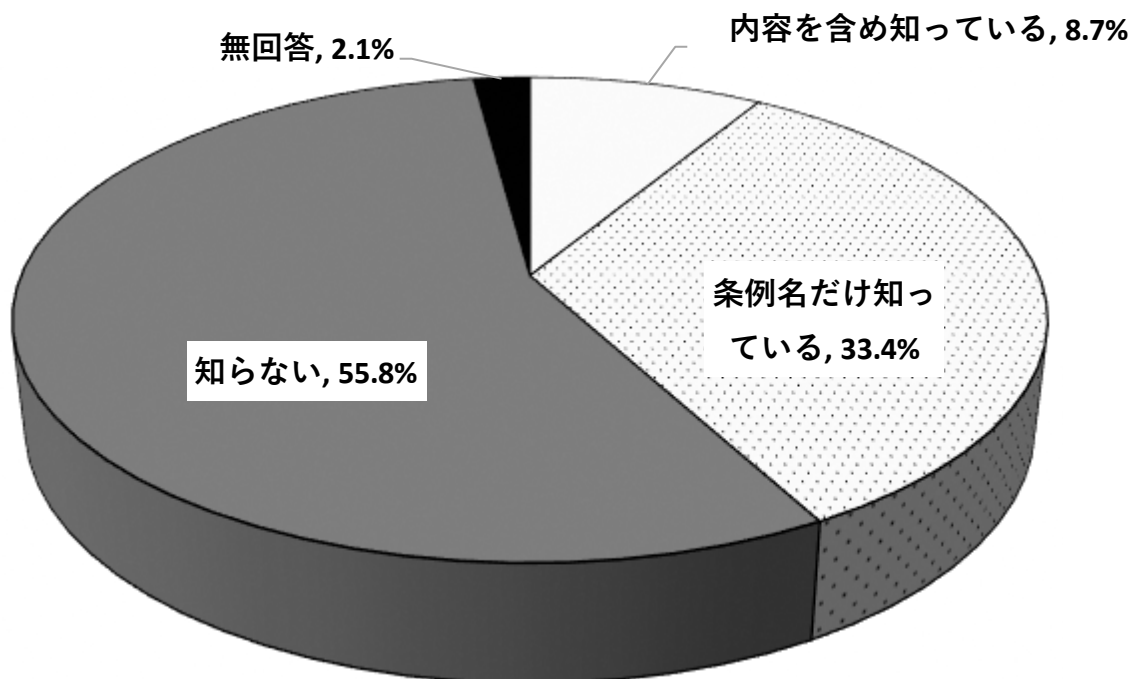
「同和対策審議会答申」のもと差別をなくすための措置（事業・教育・啓発）が行われてきたが、法制定後に法の周知が不十分だったため「ねたみ差別」「寝た子は起こすな」などの差別事象が発生した。よって法の周知はとりわけ重要である。学校教育から社会教育まで継続的に、あらゆる機会を通して周知と内容の学習を進める必要がある。

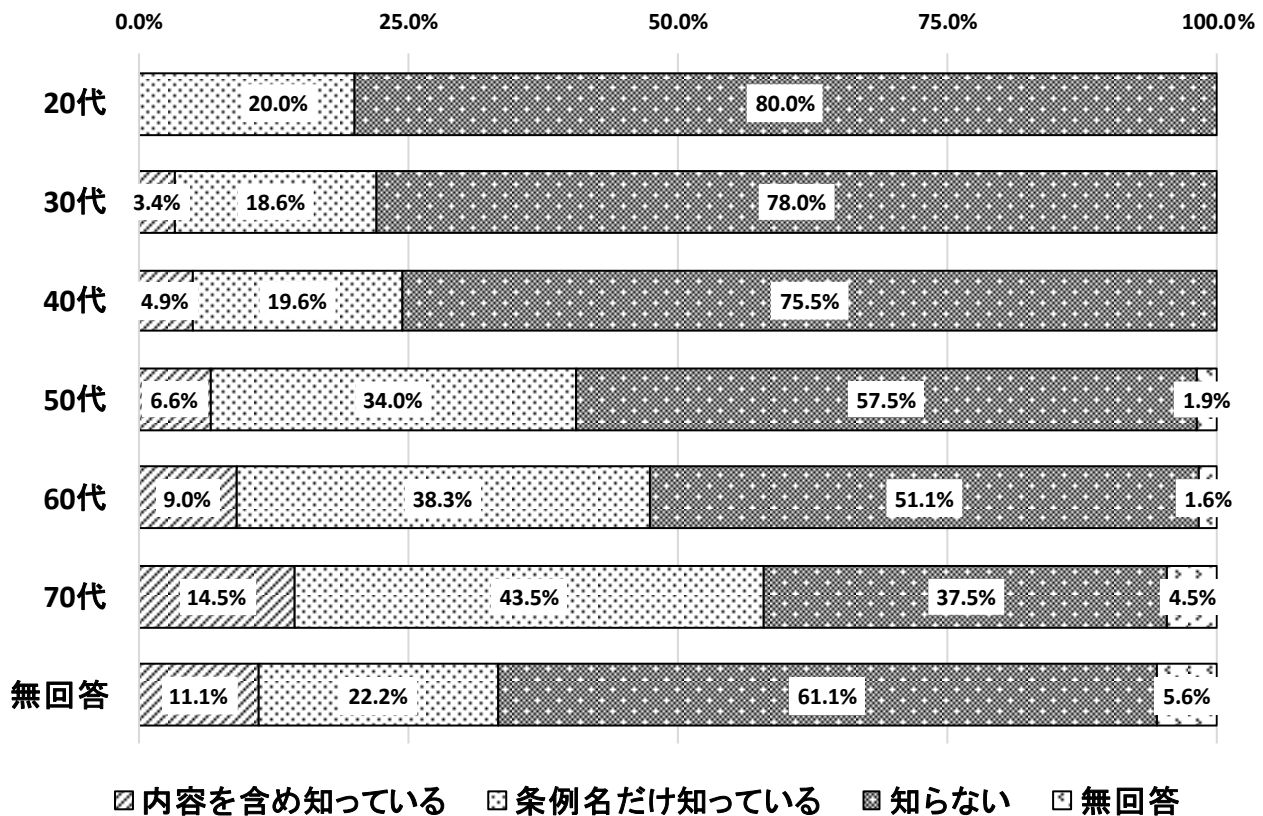
問6

	荒尾市では、1995(平成7)年に、「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」を施行していますが、あなたは、このことについて知っていますか	人
1	内容を含め知っている	62
2	条例名だけ知っている	238
3	知らない	398
	無回答	15
有効回収数		713

【年代別】

	年 齢						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答
内容を含め知っている	0	2	5	7	17	29	2
条例名だけ知っている	8	11	20	36	72	87	4
知らない	32	46	77	61	96	75	11
無回答	0	0	0	2	3	9	1





**【分析】**

課題は本条例を「知らない」と回答している人が55.8%もいて、さらに20代で80.0%にもものぼっていることである。

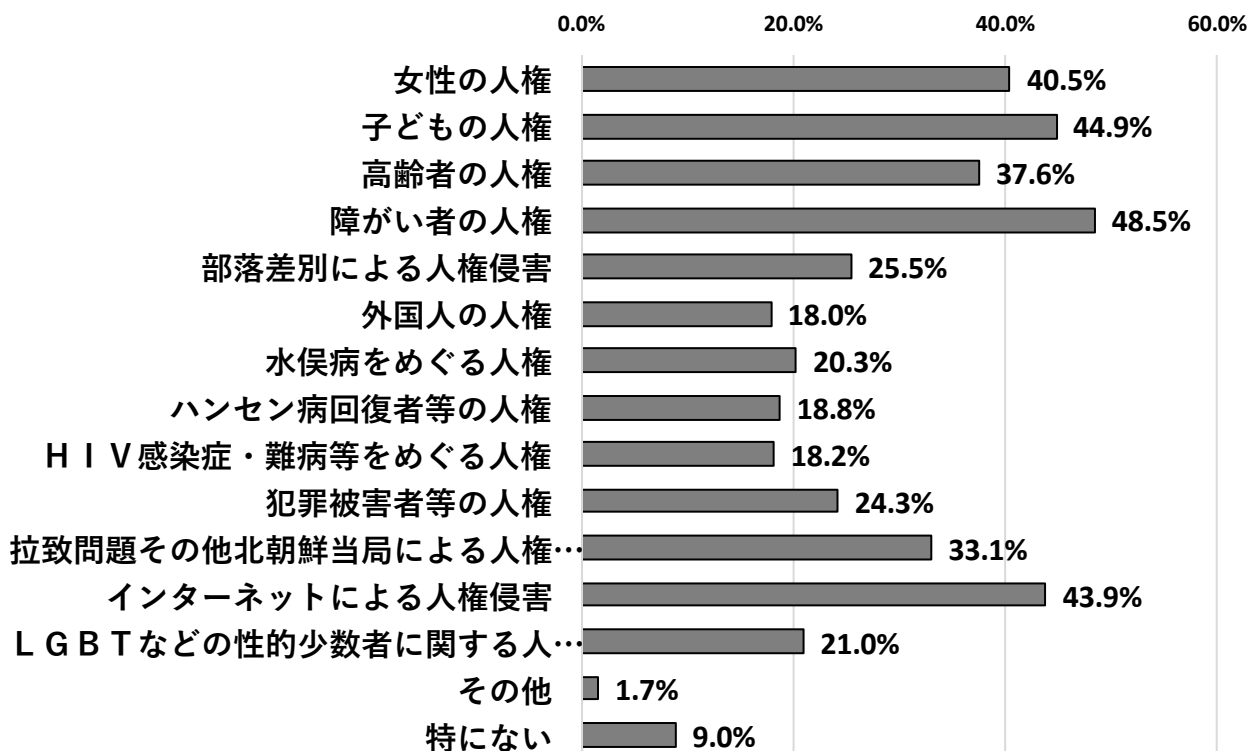
**【考察】**

本条例が施行されて25年が経過している。問5のいわゆる人権三法と同じくあらゆる機会を通して周知と内容の学習を進める必要がある。



問7

	日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか	人
1	女性の人権	289
2	子どもの人権	320
3	高齢者の人権	268
4	障がい者の人権	346
5	部落差別による人権侵害	182
6	外国人の人権	128
7	水俣病をめぐる人権	145
8	ハンセン病回復者等の人権	134
9	H I V感染症・難病等をめぐる人権	130
10	犯罪被害者等の人権	173
11	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	236
12	インターネットによる人権侵害	313
13	L G B Tなどの性的少数者に関する人権問題	150
14	その他	12
15	特にない	64
有効回収数		713



【分析】

メディアを通して情報発信しているものは比較的関心が高い傾向にある。

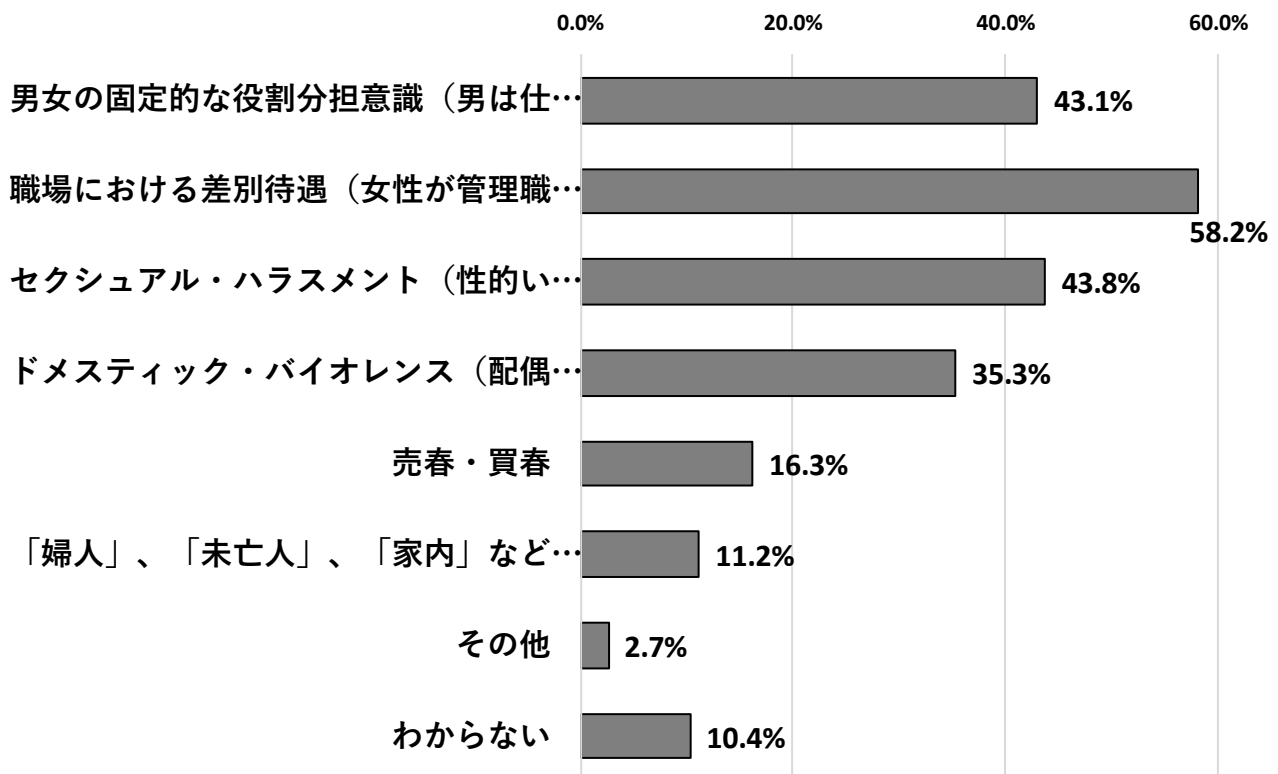
【考察】

それぞれの人権侵害、差別の現実を人権課題として市民に届ける必要がある。

## 2 女性の人権について

### 問 8

	あなたは、女性に関して、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え等）に基づく差別的取扱い	307
2	職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント等）	415
3	セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）	312
4	ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）	252
5	売春・買春	116
6	「婦人」、「未亡人」、「家内」などのように女性に用いられる言葉が使われること	80
7	その他	19
8	わからない	74
有効回収数		713



#### 【分析】

課題は「職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント等）」と回答した人の割合が 58.2% である。

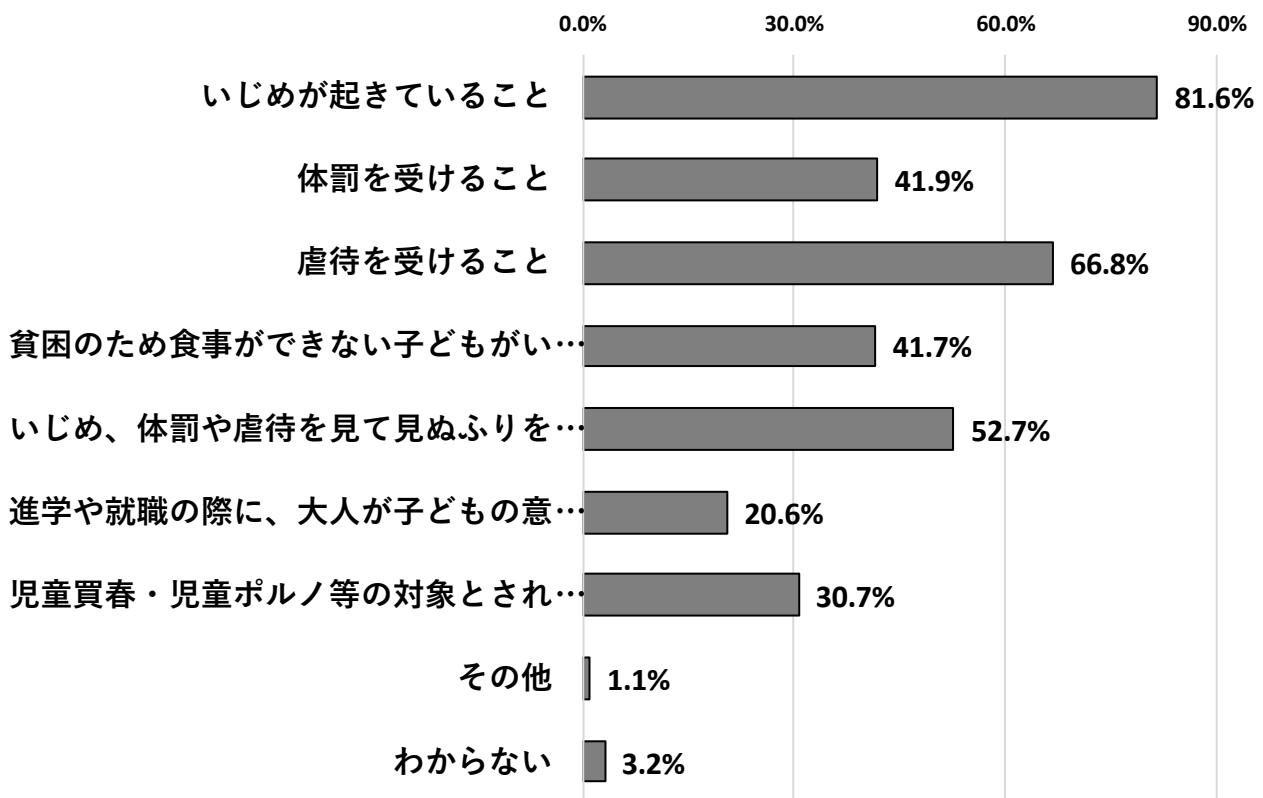
#### 【考察】

身近な社会において差別待遇が行われていることが考えられる。働き方改革に沿って女性の人権が守られ、さらに管理職登用等の制度的改革を含めた啓発が必要である。

### 3 子どもの人権について

#### 問9

	あなたは、子どもに関して、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	いじめが起きていること	582
2	体罰を受けること	299
3	虐待を受けること	476
4	貧困のため食事ができない子どもがいること	297
5	いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること	376
6	進学や就職の際に、大人が子どもの意思を軽視または無視すること	147
7	児童買春・児童ポルノ等の対象とされること	219
8	その他	8
9	わからない	23
有効回収数		713



#### 【分析】

課題は「いじめが起きていること」と「虐待を受けること」と答えた人の割合が高いことである。

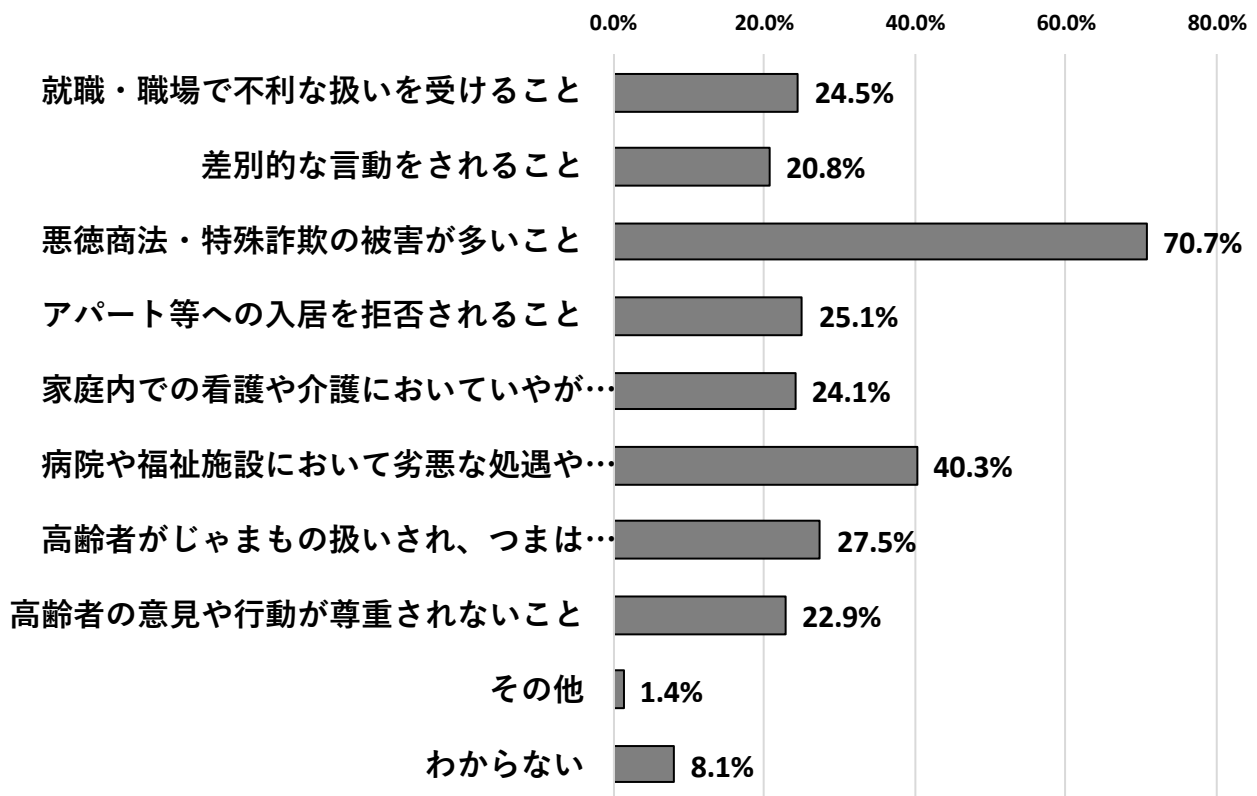
#### 【考察】

いじめや虐待の背景には様々な要因がある。子どもが安心して暮らせる社会にするためには、各機関や地域の連携が必要である。

## 4 高齢者の人権について

### 問 10

	あなたは、高齢者に関して、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	就職・職場で不利な扱いを受けること	175
2	差別的な言動をされること	148
3	悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと	504
4	アパート等への入居を拒否されること	179
5	家庭内での看護や介護においていやがらせや虐待を受けること	172
6	病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること	287
7	高齢者がじゃまもの扱いされ、つまはじきにされること	196
8	高齢者の意見や行動が尊重されないこと	163
9	その他	10
10	わからない	58
有効回収数		713



### 【分析】

課題は「悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと」と答えた人の割合が70.7%と「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」と答えた人の割合が40.3%である。

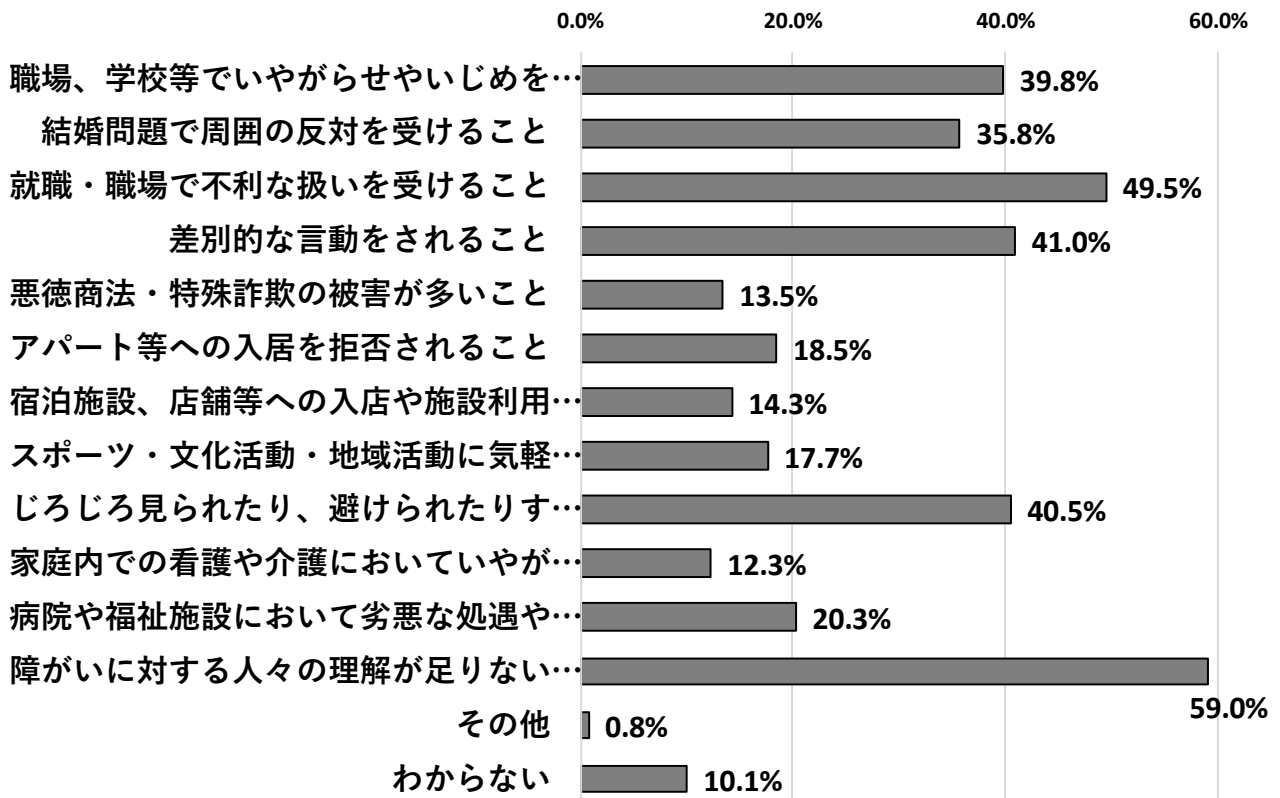
### 【考察】

悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いと思われる独居老人宅への地域社会の見回りの強化と気楽に相談できる体制づくりが必要だと思われる。また、この問は「高齢者に関してどのような人権問題が起きていると思いますか」という関心意識を問うているものであるが、問3で「社会福祉施設等で不当な扱いを受けた」と答えた人がおり、実際このような人権侵害があると考えられる。今後、人権感覚を磨くための研修・啓発の取り組みが求められる。

## 5 障がい者の人権について

### 問 11

	あなたは、障がい者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること	284
2	結婚問題で周囲の反対を受けること	255
3	就職・職場で不利な扱いを受けること	353
4	差別的な言動をされること	292
5	悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと	96
6	アパート等への入居を拒否されること	132
7	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	102
8	スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと	126
9	じろじろ見られたり、避けられたりすること	289
10	家庭内での看護や介護においていやがらせや虐待を受けること	88
11	病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること	145
12	障がいに対する人々の理解が足りないこと	421
13	その他	6
14	わからない	72
有効回収数		713



#### 【分析】

課題は「障がいに対する人々の理解が足りないこと」と答えた人の割合が 59.0%であり、多くの人が実感していることである。

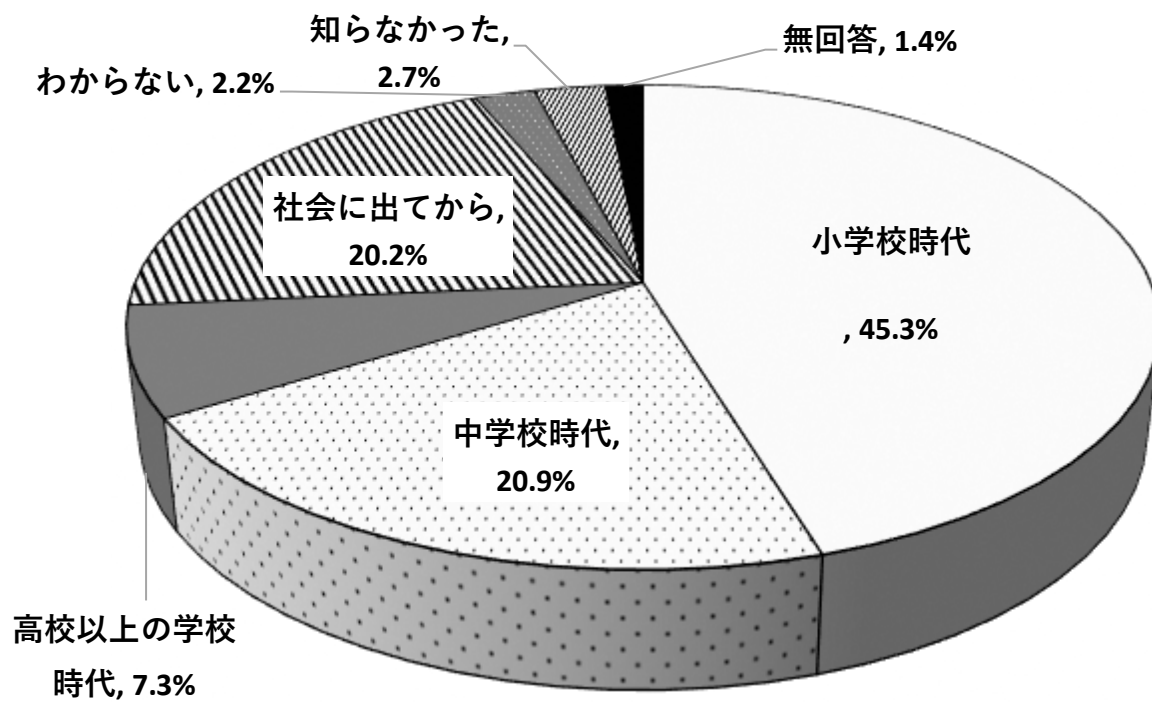
#### 【考察】

障がいに対する理解が進んでいないと感じている人が多いことの表れであると思われる。2016年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁をなくす環境づくりをすることが求められている。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて障がいに対する理解が推進されている。前記法律の周知や具現化を進め、教育・啓発の必要がある。

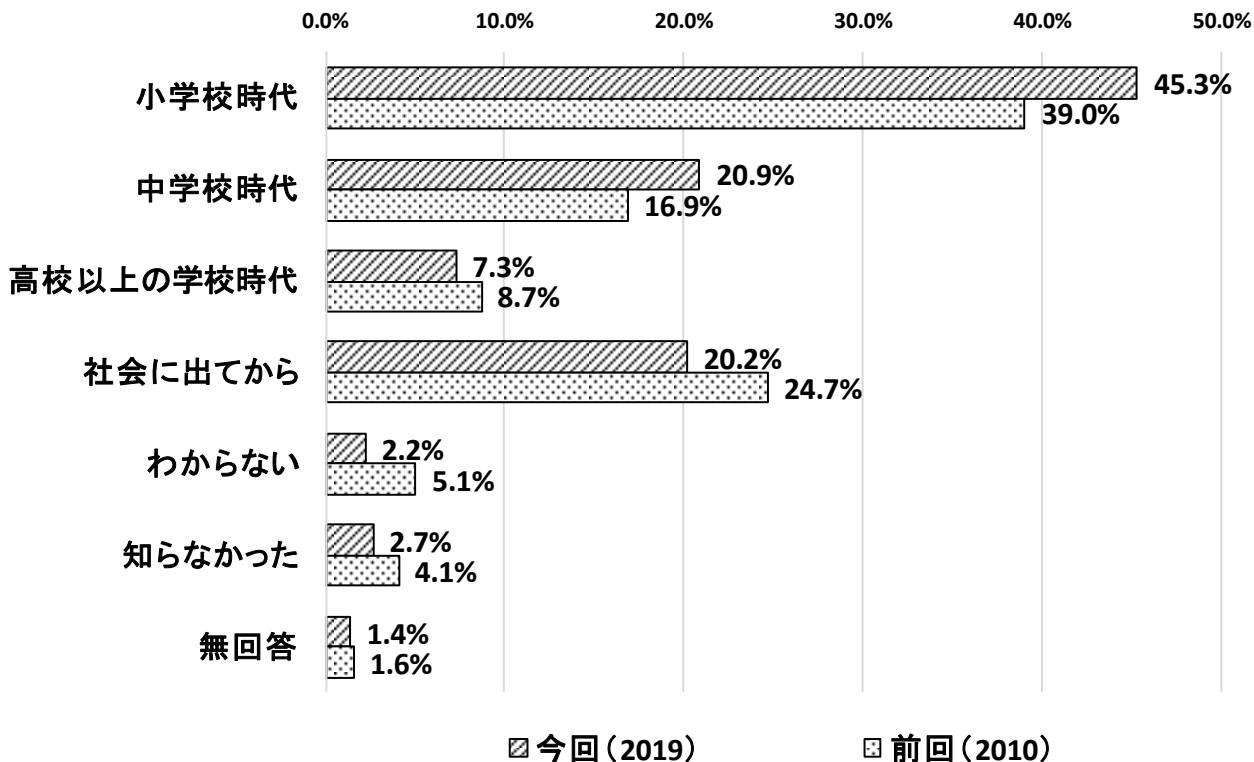
## 6 部落差別について

### 問 12

	あなたが、部落差別について、初めて知ったのはいつ頃ですか	人
1	小学校時代	323
2	中学校時代	149
3	高校以上の学校時代	52
4	社会に出てから	144
5	わからない	16
6	知らなかった	19
	無回答	10
有効回収数		713



【前回調査（2010）との比較】



【分析】

課題は「わからない」の2.2%、「知らなかった」の2.7%の割合と合わせて4.9%である。これは部落差別の存在を知らなかった人である。

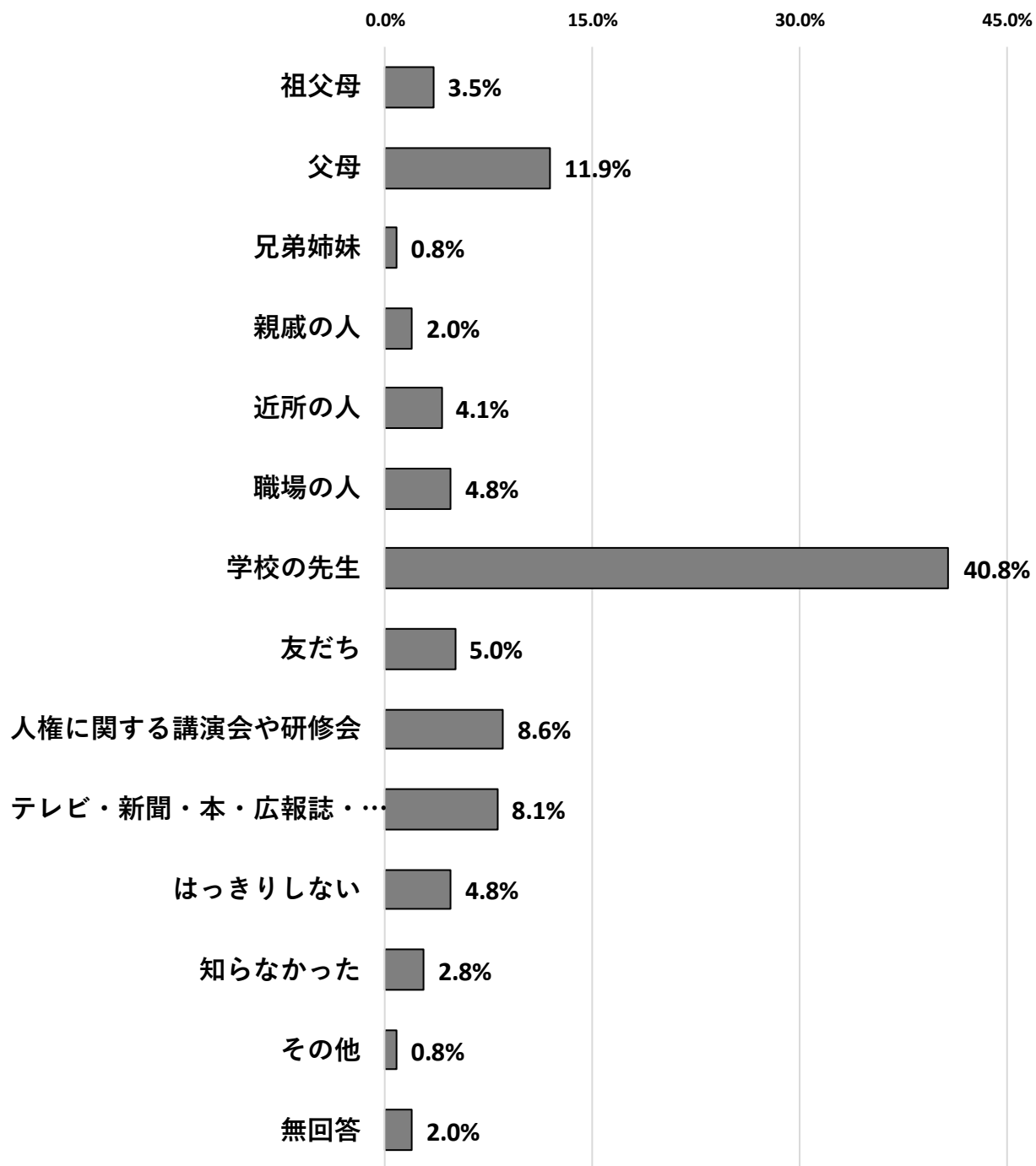
【考察】

「部落差別の解消の推進に関する法律」では部落差別の存在を明らかにしており、この割合を確実に減少させていくことが大切である。

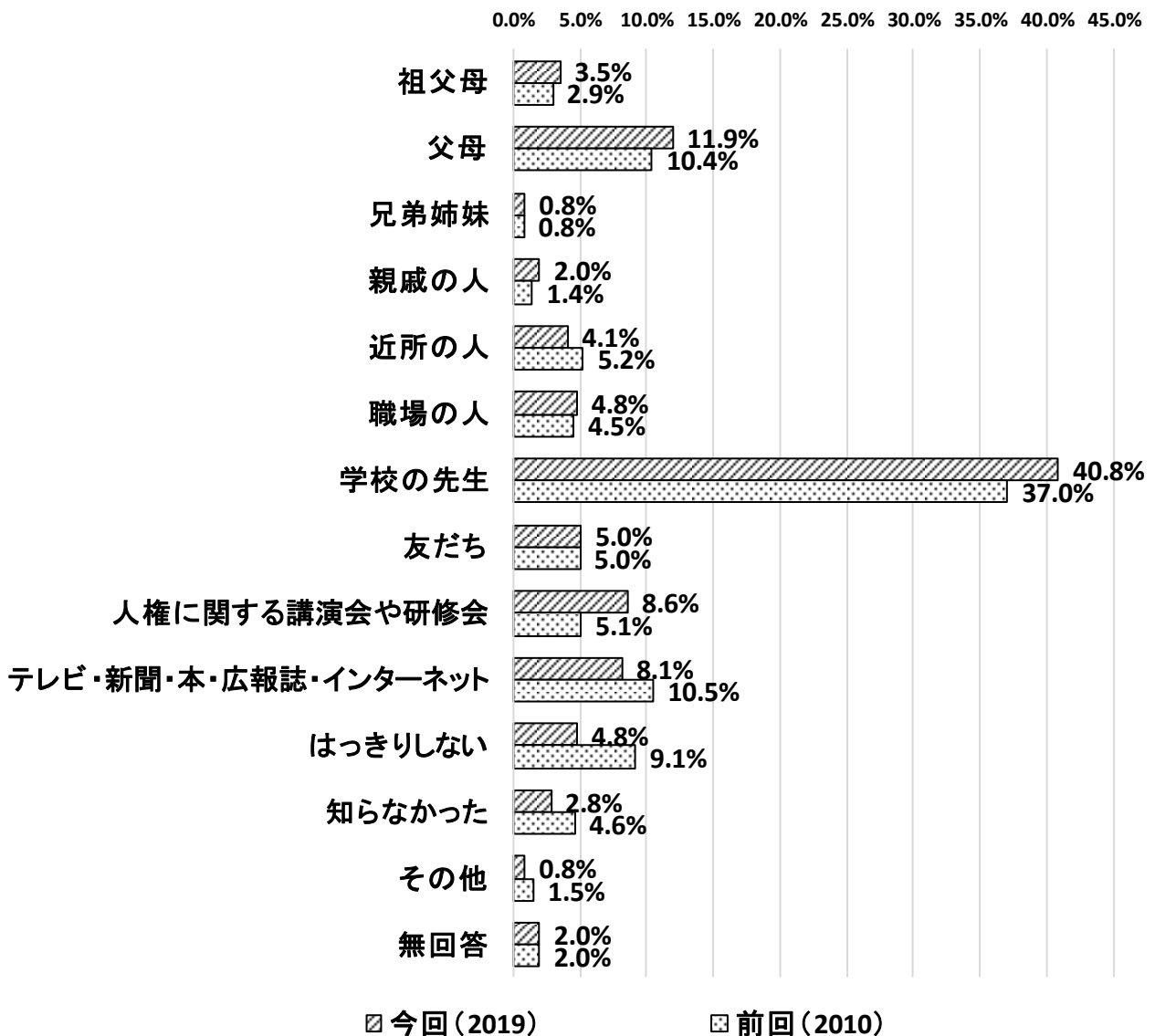


問 13

	あなたが、部落差別について、初めて知ったきっかけは、誰から（何から）ですか	人
1	祖父母	25
2	父母	85
3	兄弟姉妹	6
4	親戚の人	14
5	近所の人	29
6	職場の人	34
7	学校の先生	291
8	友だち	36
9	人権に関する講演会や研修会	61
10	テレビ・新聞・本・広報誌・インターネット	58
11	はっきりしない	34
12	知らなかった	20
13	その他	6
	無回答	14
有効回収数		713



【前回調査（2010）との比較】



【分析】

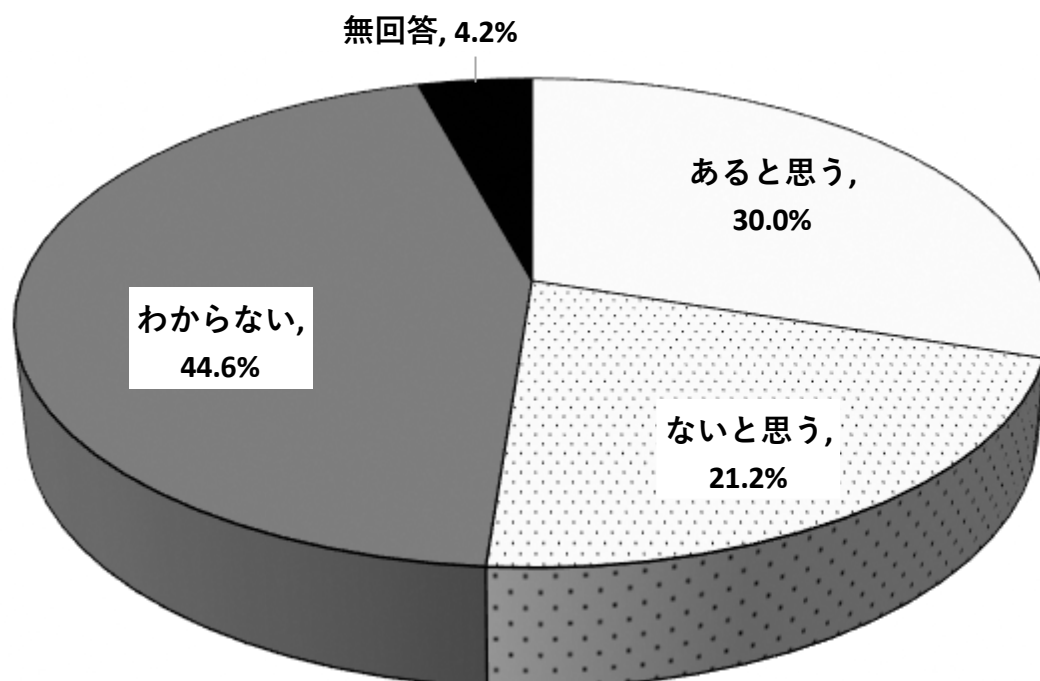
課題は「学校の先生以外」と回答した人の割合が約 5 割いて、いろいろな場で部落差別について話題にしていることである。

【考察】

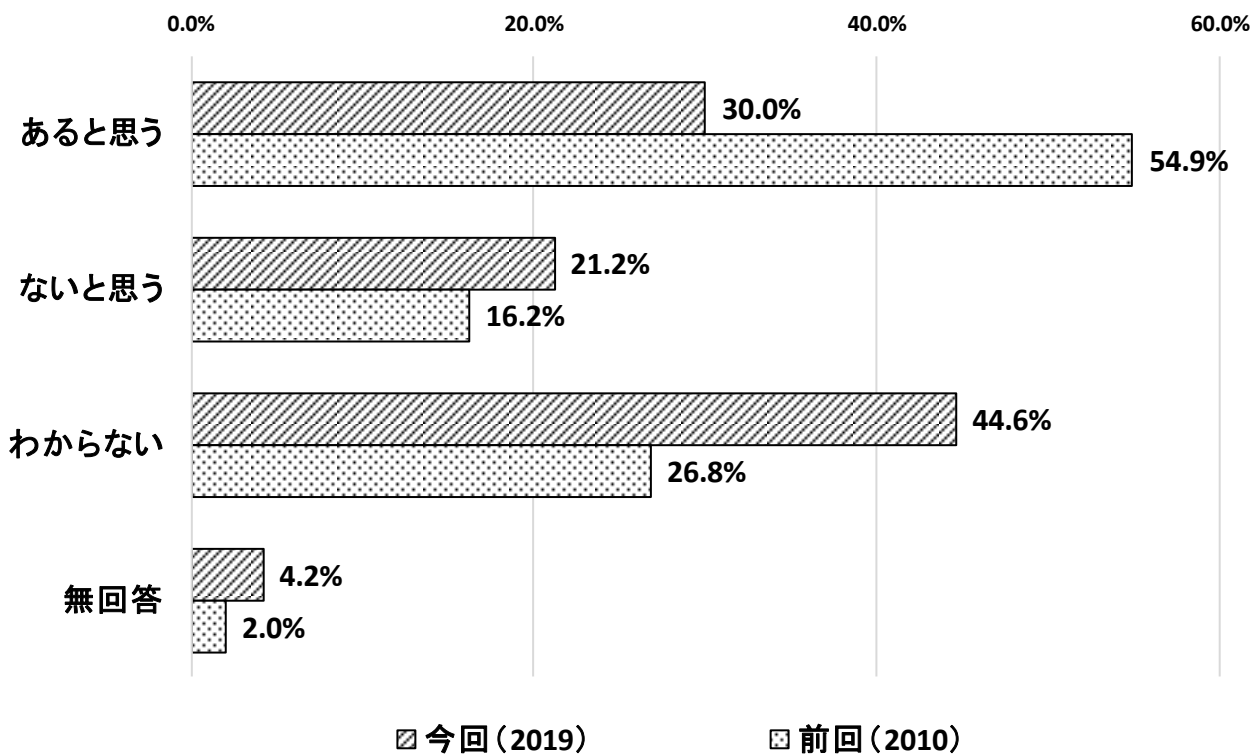
学校教育の中での取組みは 40 年間続けられている。約 6 割の人に正しい部落問題認識が得られるような啓発が必要である。問 12 と関連して、部落差別について初めて知ったのが小・中学校時代、そして学校の先生と答えた人の割合は増加している。

問 14

	被差別部落の人に対して、教育・職業・結婚について現在も悪質な差別事象、事件などがありますか	人
1	あると思う	214
2	ないと思う	151
3	わからない	318
	無回答	30
有効回収数		713



【前回調査（2010）との比較】



※前回調査では、「あると思う」、「ないと思う」、「わからない」の他に「あるが無くなりつつある」と「一段とひどくなっている」があったことから、「あると思う」の中に「あるが無くなりつつある」と「一段とひどくなっている」を含めて比較しています。

【分析】

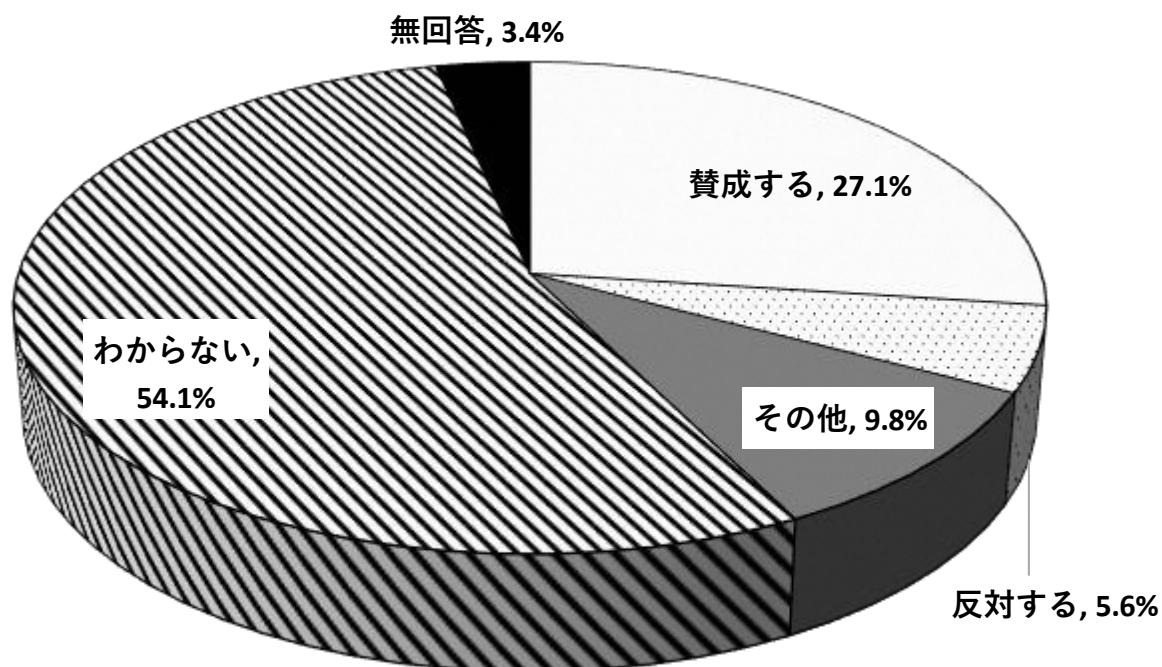
課題は「わからない」と回答した割合が44.6%である。

【考察】

「わからない」が前回の26.8%に比べて17.8ポイント増え、44.6%に上がっている。このことから、「差別が見えていない」「差別の現実をみようとしない」「無関心」などの意識が取り除かれていないことが明らかになったものである。

問 15

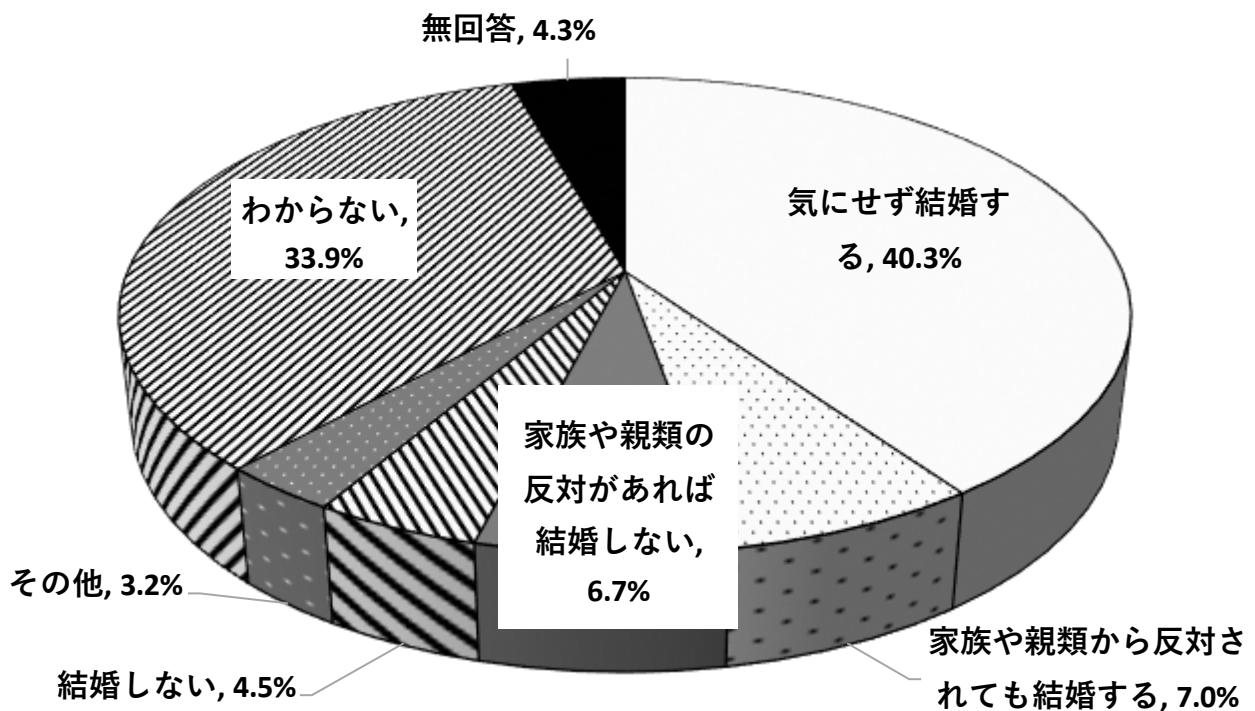
もし、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか		人
1	賛成する	193
2	反対する	40
3	その他	70
4	わからない	386
	無回答	24
有効回収数		713





問 16

	もし、あなたの結婚しようとする相手が、被差別部落の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか	人
1	気にせず結婚する	287
2	家族や親類から反対されても結婚する	50
3	家族や親類の反対があれば結婚しない	48
4	結婚しない	32
5	その他	23
6	わからない	242
	無回答	31
有効回収数		713



【分析】

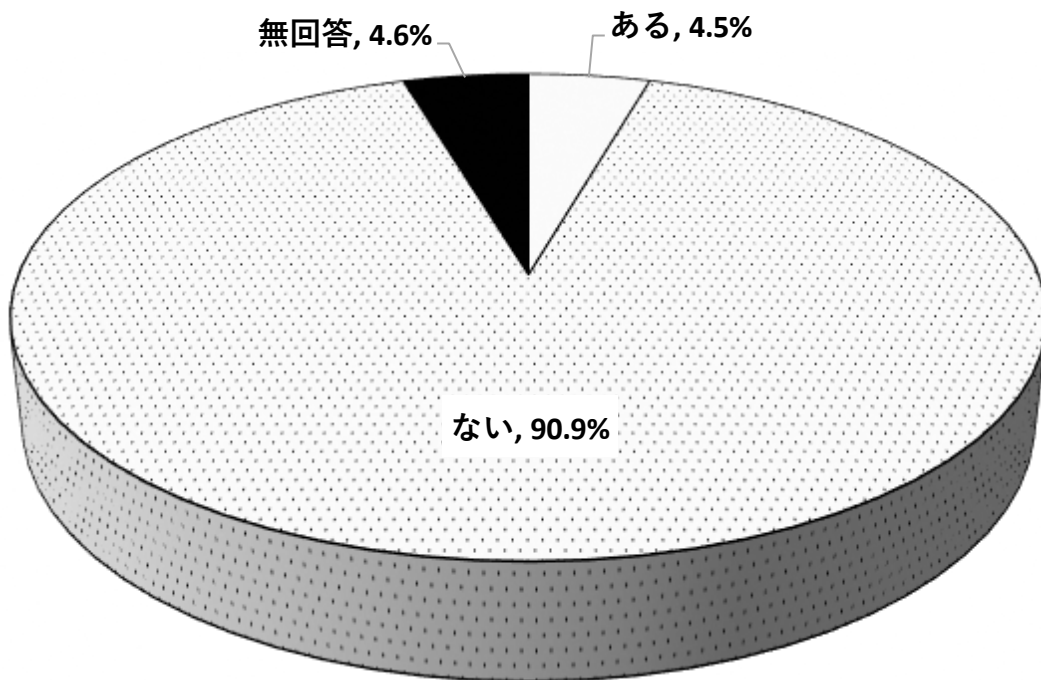
課題は「結婚しない」と回答した人の割合が 4.5%、「家族や親類の反対があれば結婚しない」と回答した割合が 6.7%、合わせて 11.2%である。

【考察】 この割合は部落差別をする人の割合であり、荒尾市の人口に換算すると約 6,000 人となることから、この数値は看過できない。学校教育はもちろんのこと社会教育が必要である。



問 17

	あなたは、最近（ここ5年ぐらいの間に）日常生活の中で、部落差別に関する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことはありますか。（マスコミ等を介して間接的に見聞きした場合を除く。）	人
1	ある	32
2	ない	648
	無回答	33
有効回収数		713



**【分析】**

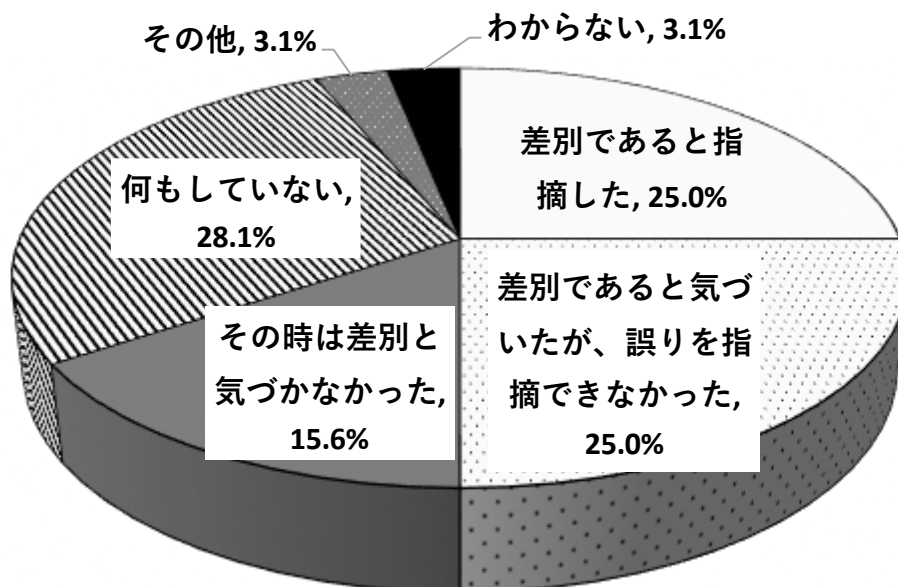
課題は「ある」と答えた人の割合が4.5%である。

**【考察】**

「ある」と答えた人の割合4.5%は荒尾市の人口に換算すると約2,000人以上である。通常、学校・社会での教育・啓発もされているものの、結婚や就職など利害が絡むときに表面に出てくるのが部落差別である。4.5%の割合は、今までの行政の取り組みが問われている。

問 18

	「問17」で、「1. ある」と答えた方だけにお聞きします。日常生活の中で差別的な発言や行動を見聞きしたとき、あなたはどうしましたか	人
1	差別であると指摘した	8
2	差別であると気づいたが、誤りを指摘できなかった	8
3	その時は差別と気づかなかった	5
4	何もしていない	9
5	その他	1
6	わからない	1
有効回収数		32



【分析】

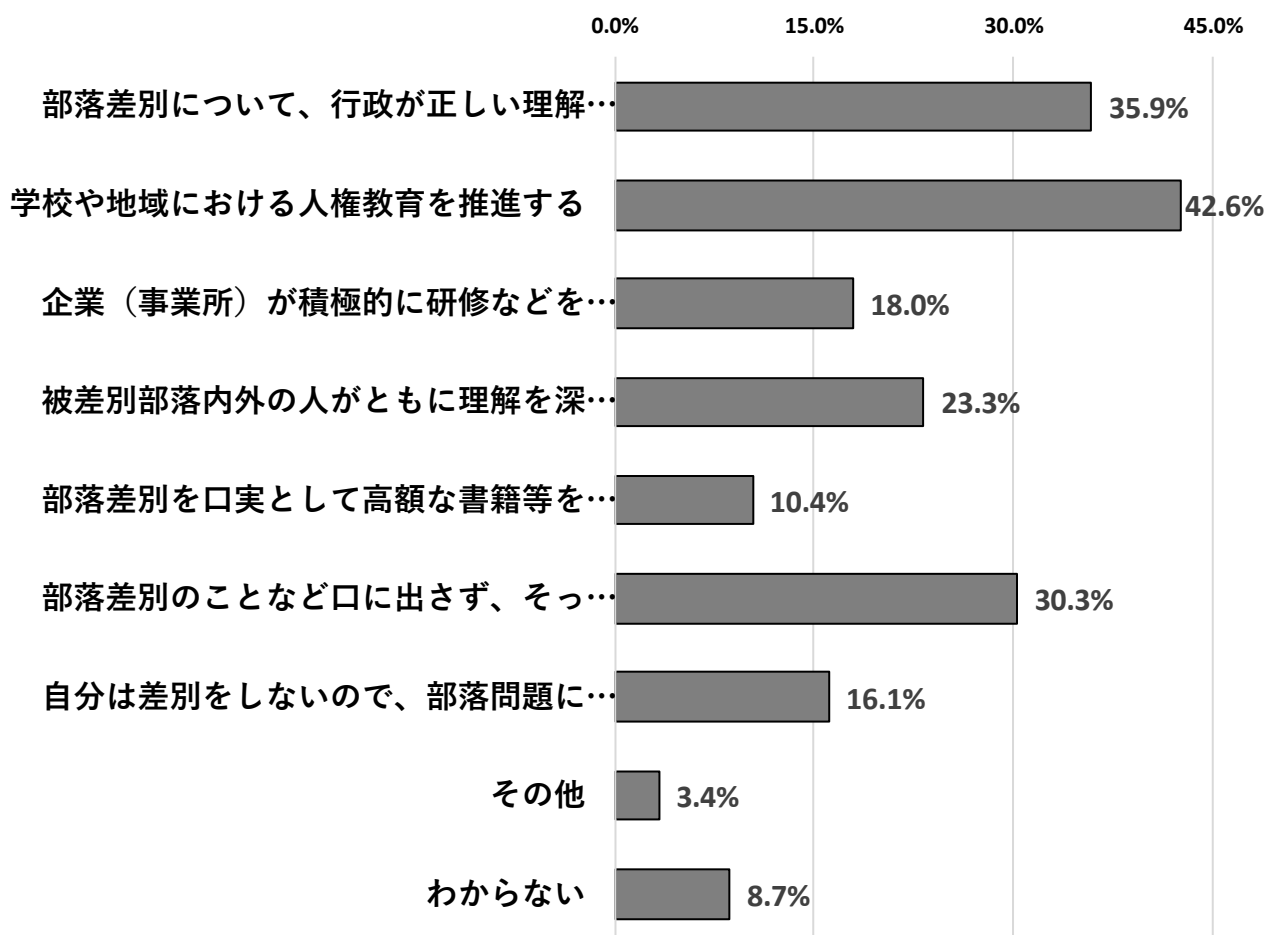
課題は差別であると指摘できなかったと回答した人の割合が合わせて 75%である。

【考察】

差別に対して「する」か「なくす」で考えるときに、この 75%の割合は高いと思われる。親密な人間関係の中で差別を指摘することは、勇気がいるが大切なことである。正しい知識と理解を得るための啓発活動が必要である。

問 19

	部落差別の解決のためにどうしたらよいと思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください	人
1	部落差別について、行政が正しい理解を深めるよう啓発活動を推進する	256
2	学校や地域における人権教育を推進する	304
3	企業（事業所）が積極的に研修などを行う	128
4	被差別部落内外の人がともに理解を深め、相互に積極的に交流する	166
5	部落差別を口実として高額な書籍等を押し売りする行為を排除する	74
6	部落差別のことなど口に出さず、そっとしておけば自然になくなる	216
7	自分は差別をしないので、部落問題に関心がない	115
8	その他	24
9	わからない	62
有効回収数		713



### 【分析】

課題は「部落差別のことなど口に出さず、そっとしておけば自然になくなる」と回答した人の割合が30.3%である。「寝た子を起こすな」という考え方である。

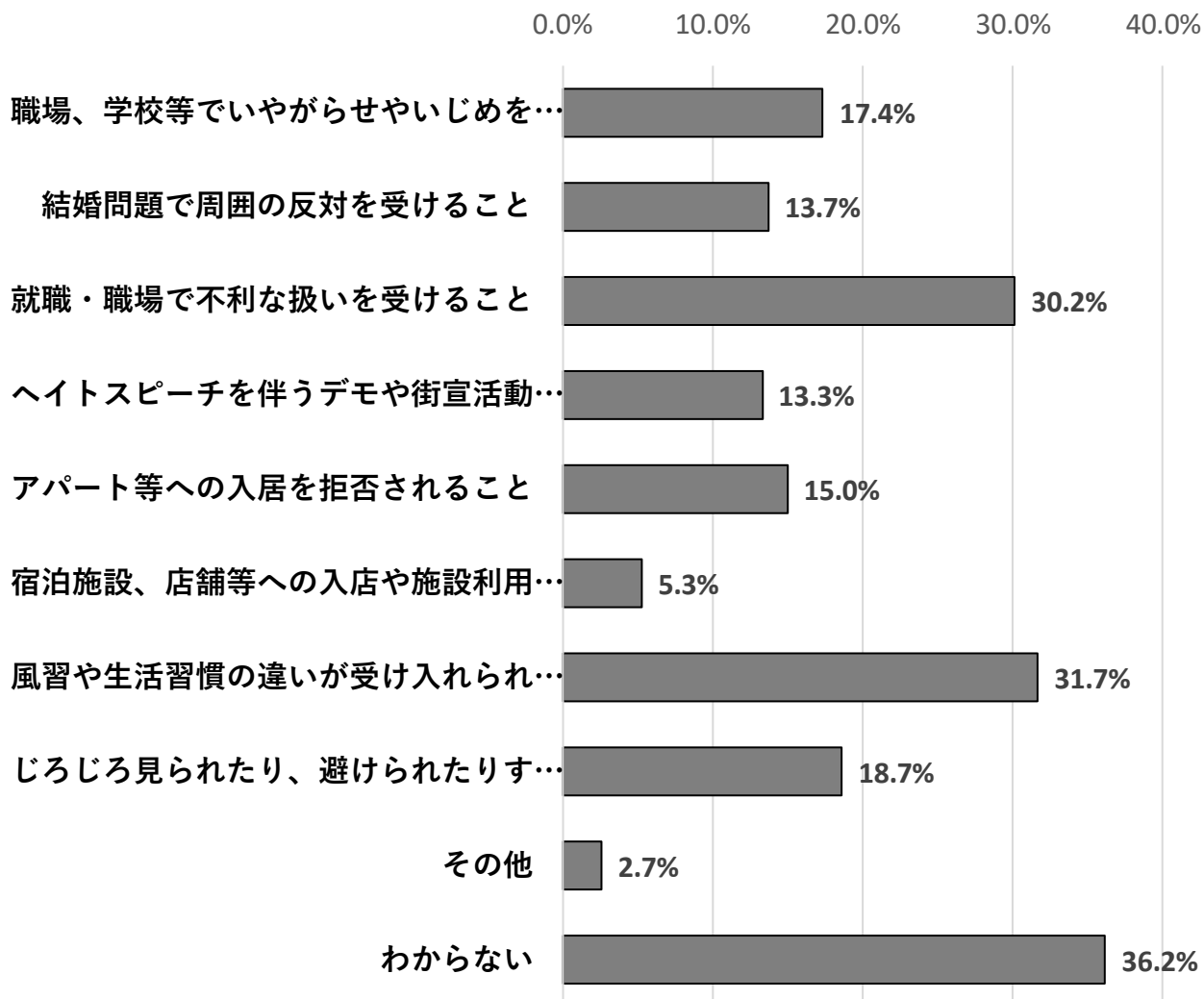
### 【考察】

「寝た子を起こすな」という考え方は、「差別をされる側の問題」という捉え方で誤った考え方である。差別は「差別する側の問題」という正しい部落問題の認識を理解することが大事である。「学校や地域における人権教育を推進する」と回答した人の割合が42.6%と「部落差別について、行政が正しい理解を深めるよう啓発活動を推進する」と回答した人の割合が35.9%とあるように、学校や行政に対する市民の期待の高さが表れていると思われる。また、地域における地域啓発が求められていると思われる。

## 7 外国人の人権について

### 問 20

	あなたは、日本に居住している外国人に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	職場、学校等でいやがらせやいじめを受けていること	124
2	結婚問題で周囲の反対を受けること	98
3	就職・職場で不利な扱いを受けること	215
4	ヘイトスピーチを伴うデモや街宣活動等が行われていること	95
5	アパート等への入居を拒否されること	107
6	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	38
7	風習や生活習慣の違いが受け入れられないこと	226
8	じろじろ見られたり、避けられたりすること	133
9	その他	19
10	わからない	258
有効回収数		713



**【分析】**

課題は「わからない」と回答した人の割合が36.2%である。

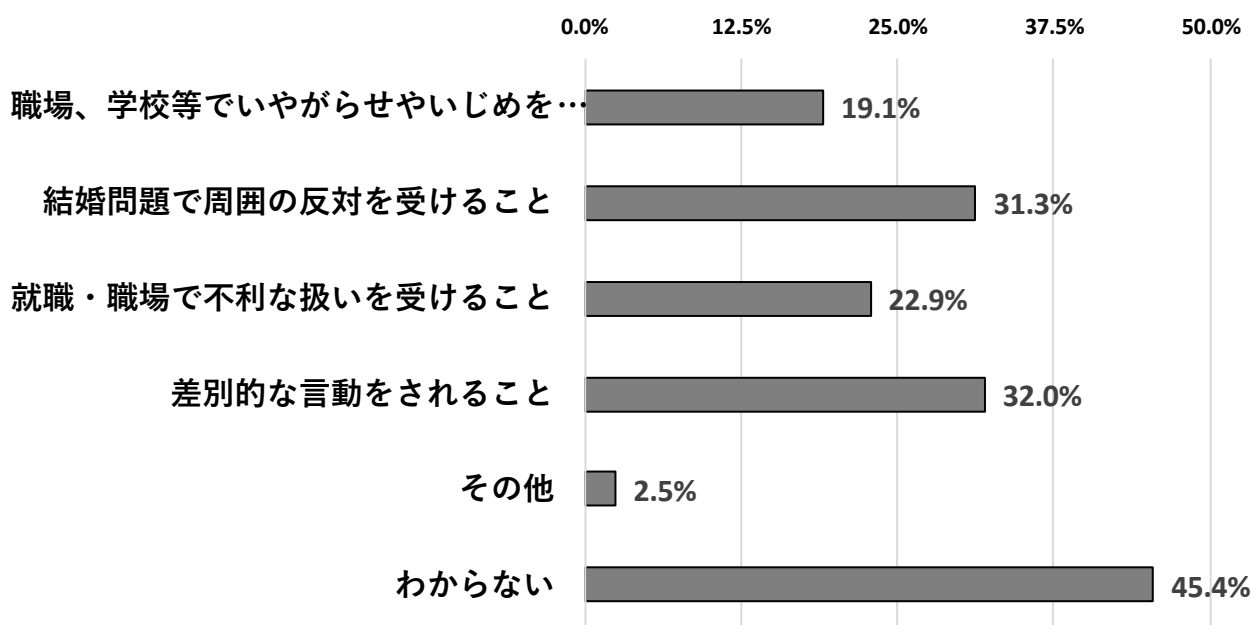
**【考察】**

問7の「日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか」で「外国人の人権」と答えた人の割合が18.0%と低かったことが、この間でも表れていると思われる。「わからない」と回答した人がわかるような啓発資料の配付などにより、学びを保障することが必要である。

## 8 水俣病をめぐる人権について

### 問 21

	あなたは、水俣病に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること	136
2	結婚問題で周囲の反対を受けること	223
3	就職・職場で不利な扱いを受けること	163
4	差別的な言動をされること	228
5	その他	18
6	わからない	324
有効回収数		713



#### 【分析】

課題は「わからない」と回答した人の割合が 45.4%である。

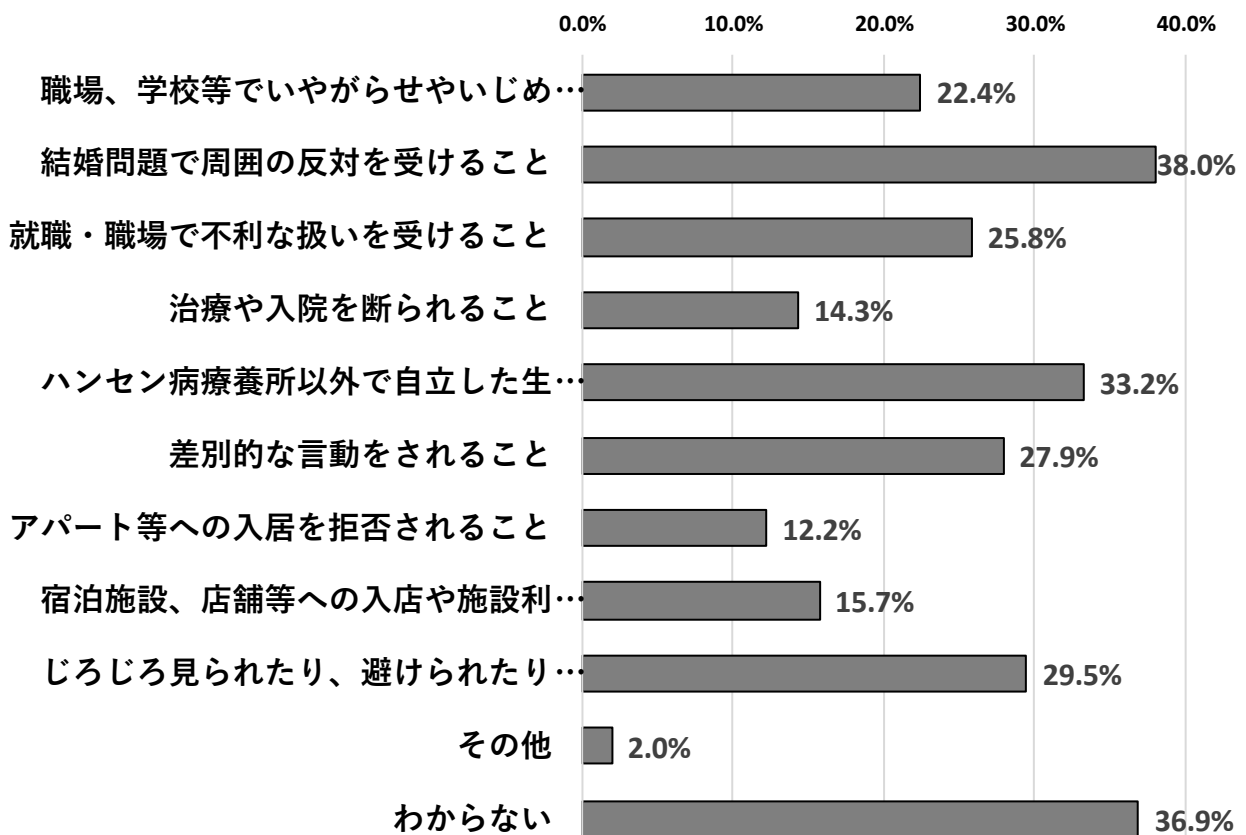
#### 【考察】

1956年の水俣病公式確認から64年が経過している人権問題であり、同じ熊本県で起こった差別事件にも関わらず、その教育・啓発ができていないことを物語っている。2011年熊本県教育委員会が「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の取り組みで、県下の小学5年生すべてが学べるようになったものの、2010年以前の学校教育では学べなかった方もいることから、「わからない」と回答した人がわかるような人権教育の視点で作成した啓発資料の配付などにより、学びを保障することが必要である。

## 9 ハンセン病回復者等の人権について

### 問 22

	あなたは、ハンセン病回復者等やその家族に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	職場、学校等でいやがらせやいじめを受けていること	160
2	結婚問題で周囲の反対を受けること	271
3	就職・職場で不利な扱いを受けること	184
4	治療や入院を断られること	102
5	ハンセン病療養所以外で自立した生活を営むのが困難なこと	237
6	差別的な言動をされること	199
7	アパート等への入居を拒否されること	87
8	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	112
9	じろじろ見られたり、避けられたりする	210
10	その他	14
11	わからない	263
有効回収数		713



**【分析】**

課題は「わからない」と回答した人の割合が36.9%である。

**【考察】**

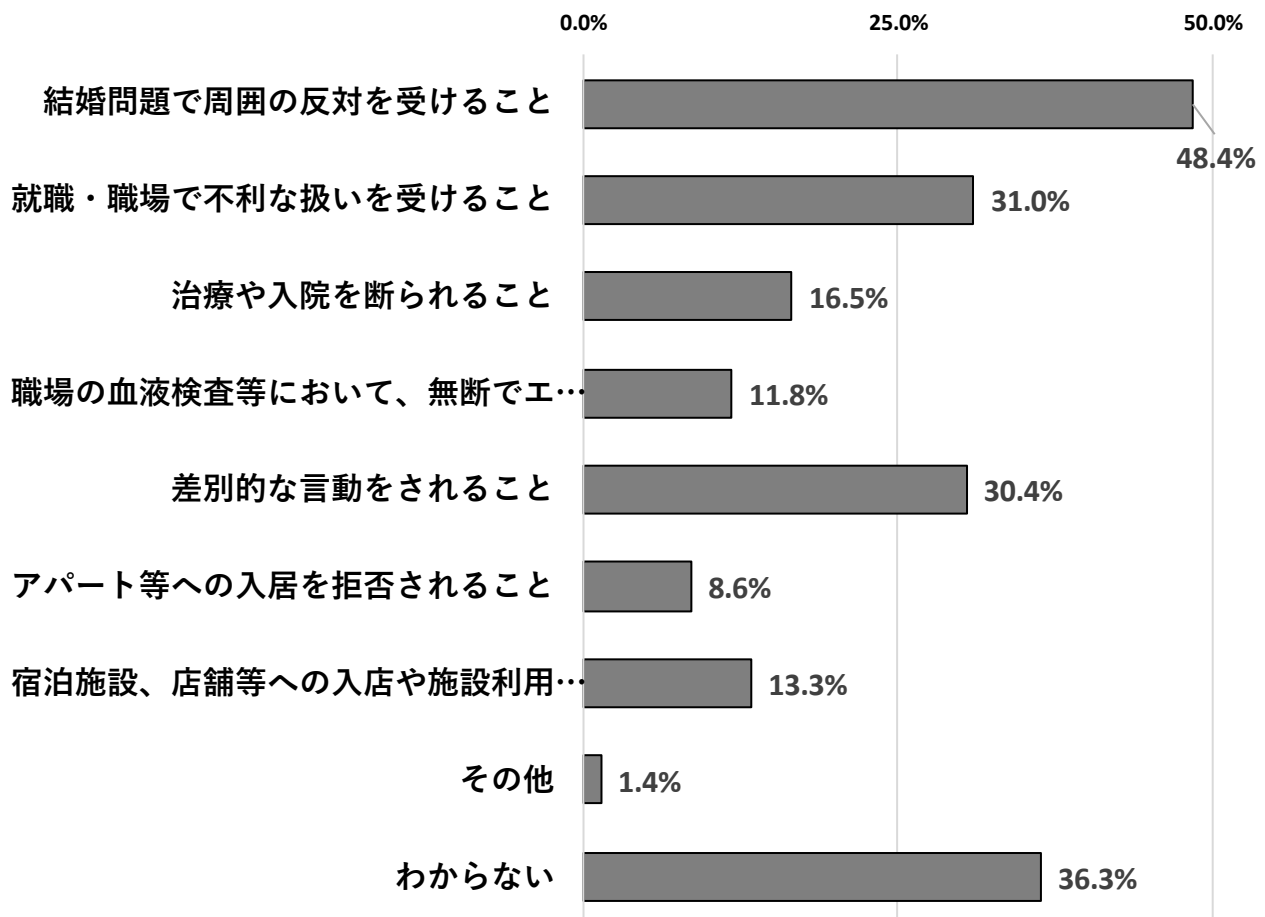
2019年のハンセン病家族訴訟では、深刻な差別をうけたとし国へ賠償を命じたが、差別被害の深刻さゆえ大半は匿名である。アンケートにあるように「結婚問題」「生活の困難」「日常的な差別問題」など、まだまだハンセン病を取り巻く人権問題は解決していない。「わからない」と回答した人がわかるような啓発資料の配付などにより、学びを保障することが必要である。

## 10 HIV感染症・難病等をめぐる人権について

### 問 23

	あなたは、HIV感染者及び難病患者やその家族に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	結婚問題で周囲の反対を受けること	345
2	就職・職場で不利な扱いを受けること	221
3	治療や入院を断られること	118
4	職場の血液検査等において、無断でエイズ検査をされること	84
5	差別的な言動をされること	217
6	アパート等への入居を拒否されること	61
7	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	95
8	その他	10
9	わからない	259
有効回収数		713





**【分析】**

課題は「わからない」と回答した人の割合が 36.3%である。

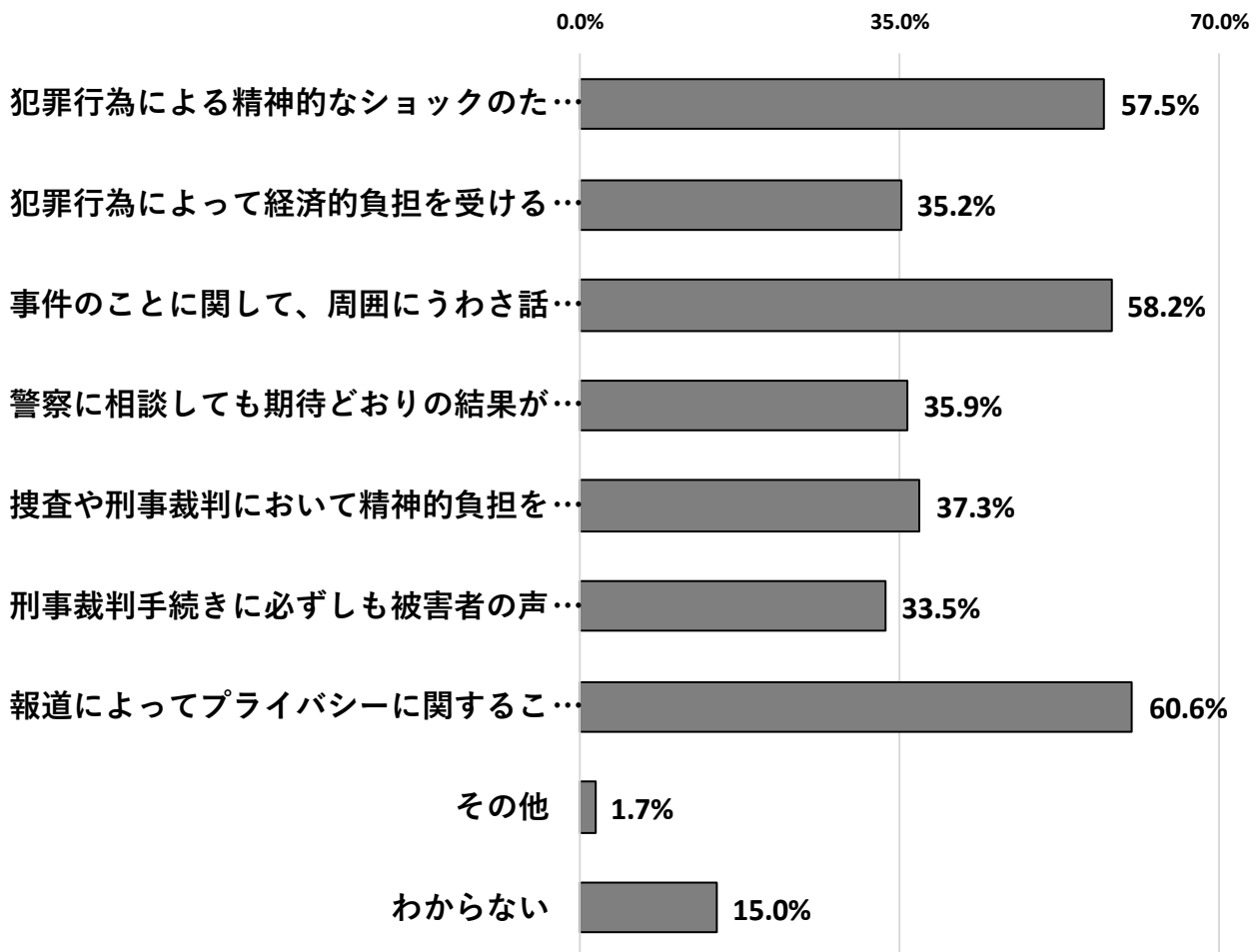
**【考察】**

問7の「日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか」で「HIV 感染症・難病等をめぐる人権」と答えた人の割合が 18.2%と低かったことが、この間でも表れていると思われる。「わからない」と回答した人がわかるような啓発資料の配付などにより、学びを保障することが必要である。

## 1 1 犯罪被害者等の人権について

### 問 24

	あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。	人
1	犯罪行為による精神的なショックのため、日常生活に支障をきたすようになること	410
2	犯罪行為によって経済的負担を受けること	251
3	事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること	415
4	警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと	256
5	捜査や刑事裁判において精神的負担を受けていること	266
6	刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されないこと	239
7	報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる	432
8	その他	12
9	わからない	107
有効回収数		713



**【分析】**

課題はうわさ話をされたり、プライバシーに関することが公表されたりすることへの関心の割合が高いことである。

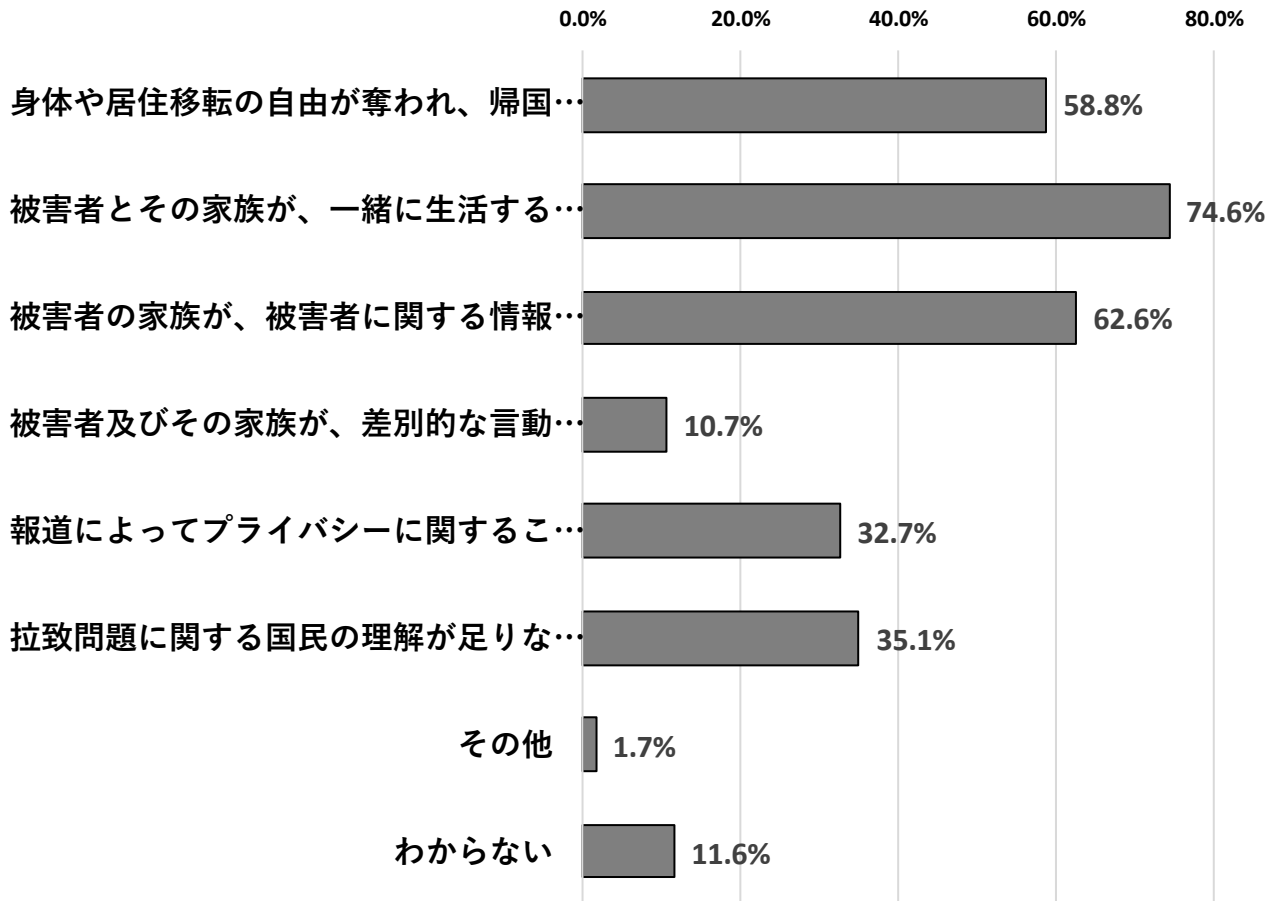
**【考察】**

情報化社会で個人情報保護について関心があり、特にインターネット上で個人情報については敏感であることが分かる。プライバシーの侵害が起こらないよう社会全体で監視をしていかなければならない。

## 1 2 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害について

### 問 25

	あなたは、北朝鮮当局によって拉致されたその家族に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	身体や居住移転の自由が奪われ、帰国できないこと	419
2	被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われていること	532
3	被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと	446
4	被害者及びその家族が、差別的な言動をされること	76
5	報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること	233
6	拉致問題に関する国民の理解が足りないこと	250
7	その他	12
8	わからない	83
有効回収数		713



**【分析】**

課題は「拉致問題に関する国民の理解が足りないこと」と答えた人の割合が 35.1%である。

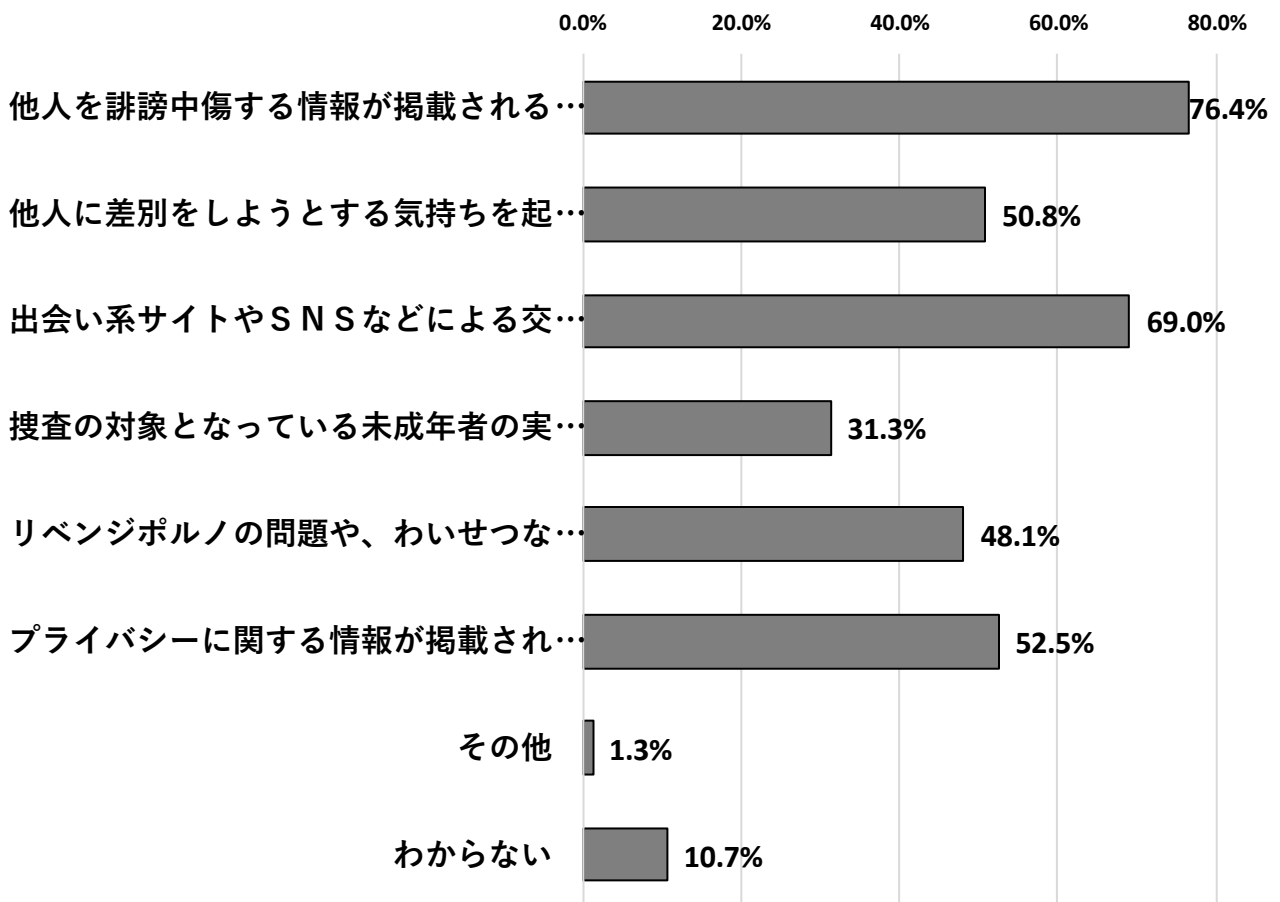
**【考察】**

「被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われている」が最大の問題であり、国の責務でもある。他人事とならぬよう広く国民の理解を得ることが肝要である。

### 13 インターネットによる人権侵害について

問 26

	あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	545
2	他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること	362
3	出会い系サイトやSNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること	492
4	捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること	223
5	リベンジポルノの問題や、わいせつな画像・残虐な画像が掲載されていること	343
6	プライバシーに関する情報が掲載されていること	374
7	その他	9
8	わからない	76
有効回収数		713



### 【分析】

課題はインターネットでの人権侵害についてのすべての項目に対して、割合が高いことである。

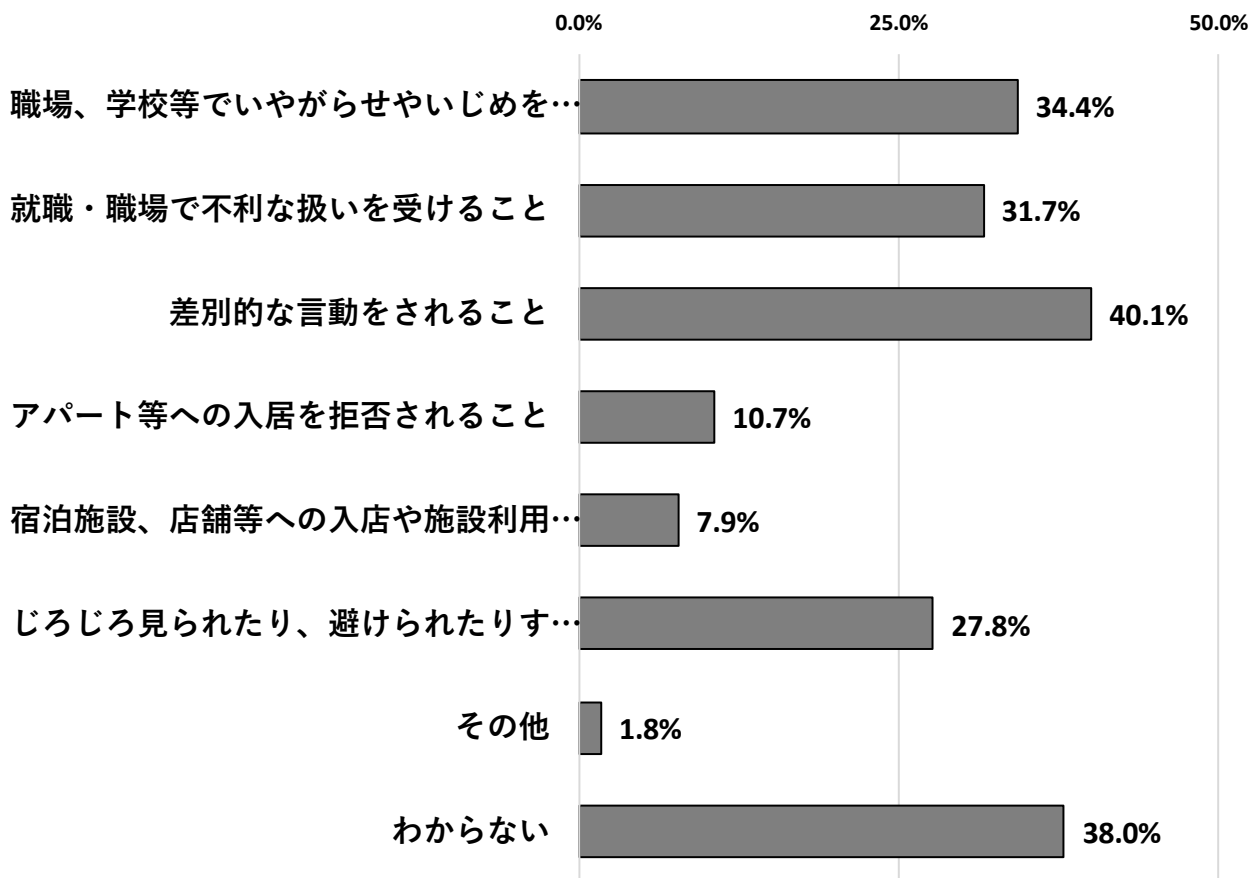
### 【考察】

2016年施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の第一条には、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、・・・」とあるように、インターネット上の問題を取り挙げている。人権侵害につながる悪質な書き込みに対する法整備が必要であるとともに、自治体において、差別を助長するような書き込みに対し、モニタリング（監視）を行い、県や近隣自治体、法務局と連携協力していく必要がある。

## 14 LGBTなどの性的少数者に関する人権問題について

### 問27

	あなたは、LGBTなど性的少数者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか	人
1	職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること	245
2	就職・職場で不利な扱いを受けること	226
3	差別的な言動をされること	286
4	アパート等への入居を拒否されること	76
5	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	56
6	じろじろ見られたり、避けられたりすること	198
7	その他	13
8	わからない	271
有効回収数		713



**【分析】**

課題は「わからない」と答えた人の割合が 38.0%である。

**【考察】**

民間の調査（2018年）によると、約 8.9%が該当すると言われている。しかし、当事者にとって、学校や職場は「男のくせに」「女のくせに」など、人の性に対し侮辱的な言葉が飛び交っている現状がある。「わからない」と回答した人がわかるような啓発資料の配付などにより、学びを保障することが必要である。

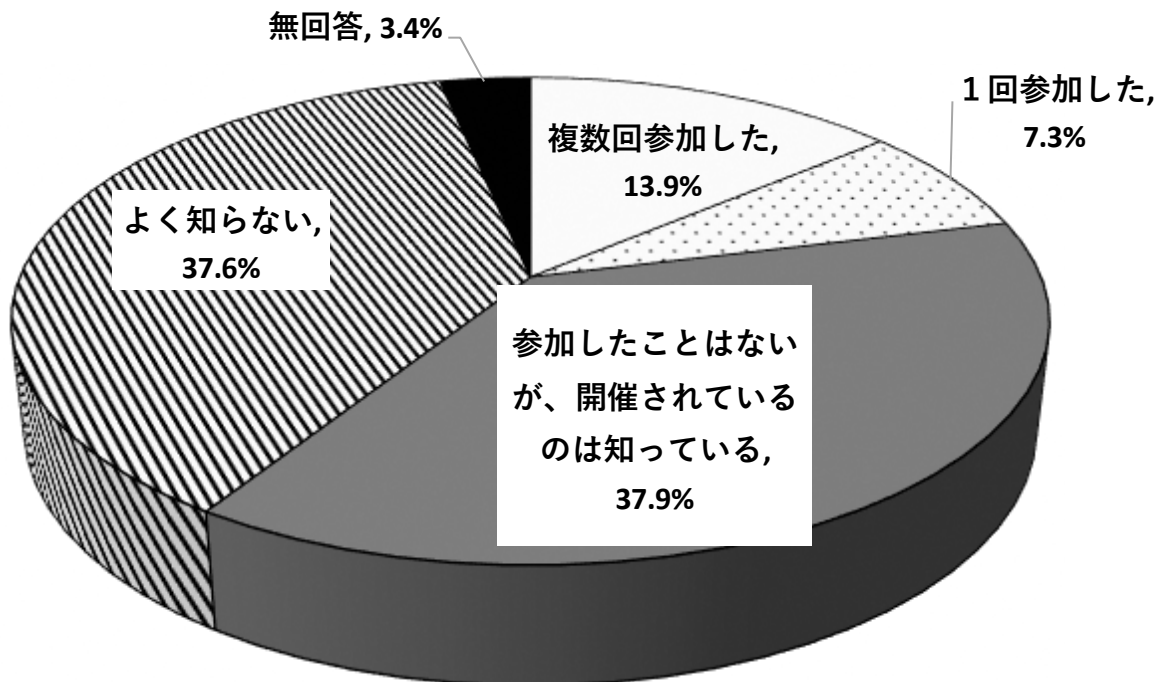
## 15 人権に関する啓発活動、教育活動について

問 28

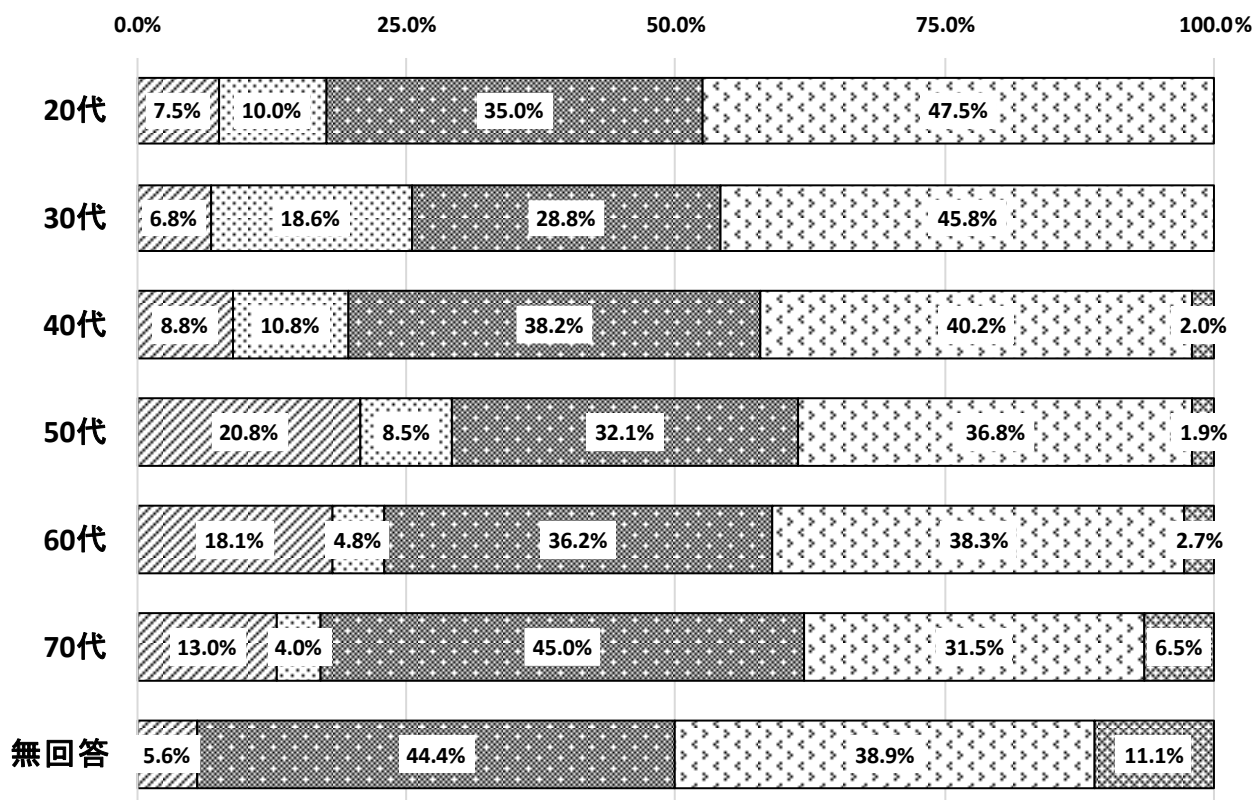
	荒尾市主催の「人権フェスティバル」に、参加したことがありますか	人
1	複数回参加した	99
2	1回参加した	52
3	参加したことはないが、開催されているのは知っている	270
4	よく知らない	268
	無回答	24
有効回収数		713

### 【年代別】

	年 齢						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答
複数回参加した	3	4	9	22	34	26	1
1回参加した	4	11	11	9	9	8	0
参加したことはないが、開催されているのは知っている	14	17	39	34	68	90	8
よく知らない	19	27	41	39	72	63	7
無回答	0	0	2	2	5	13	2

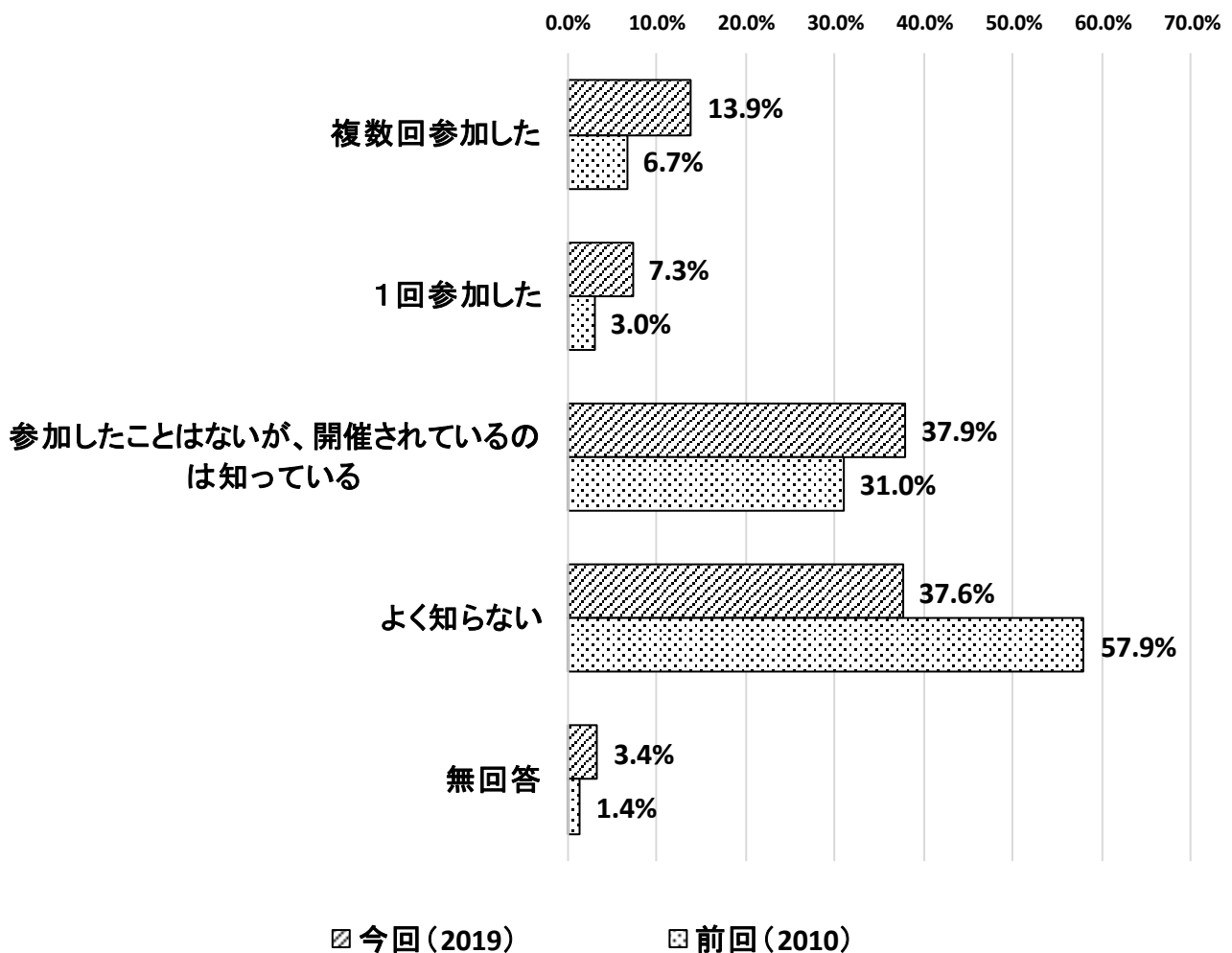






- 複数回参加した
- 1回参加した
- 参加したことはないが、開催されているのは知っている
- よく知らない
- 無回答

【前回調査（2010）との比較】



【分析】

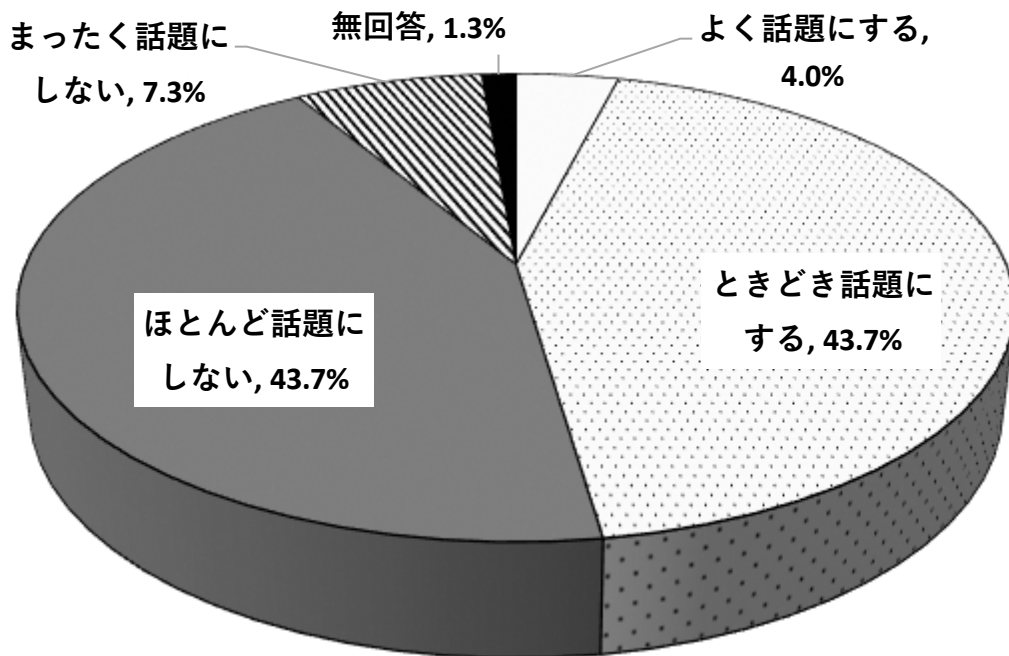
課題は 20 代で「複数回参加した」と「1 回参加した」と答えた人の割合が合わせて 17.5%であり、「よく知らない」と答えた人の割合が 47.5%である。また、全世代で「複数回参加した」と「1 回参加した」と答えた人の割合が合わせて 21.2%である。

【考察】

「荒尾市人権フェスティバル」は 19 回を数えている。荒尾市内の小・中・高・支援学校は人権フェスティバルに人権標語やステージ発表などで、何らかの関りを持ってきた中でこの割合は低いと思われる。人権問題が身近になるような参加の在り方、啓発広報の充実、そして早急に子どもの参加体制を工夫改善していく必要がある。また、全世代で「複数回参加した」と「1 回参加した」と答えた人の割合が合わせて 21.2%と前回の 9.7%に比べて 11.5 ポイント増えているものの、この割合は低いと思われる。参加者の増加を目指し、あらゆる機会を通じた広報活動を行う必要がある。

問 29

	「問 28」で、「複数回参加した」「1回参加した」方にお尋ねします。人権フェスティバル後に、家族や職場、地域などで人権について話題にしたことはありますか	人
1	よく話題にする	6
2	ときどき話題にする	66
3	ほとんど話題にしない	66
4	まったく話題にしない	11
	無回答	2
有効回収数		151



【分析】

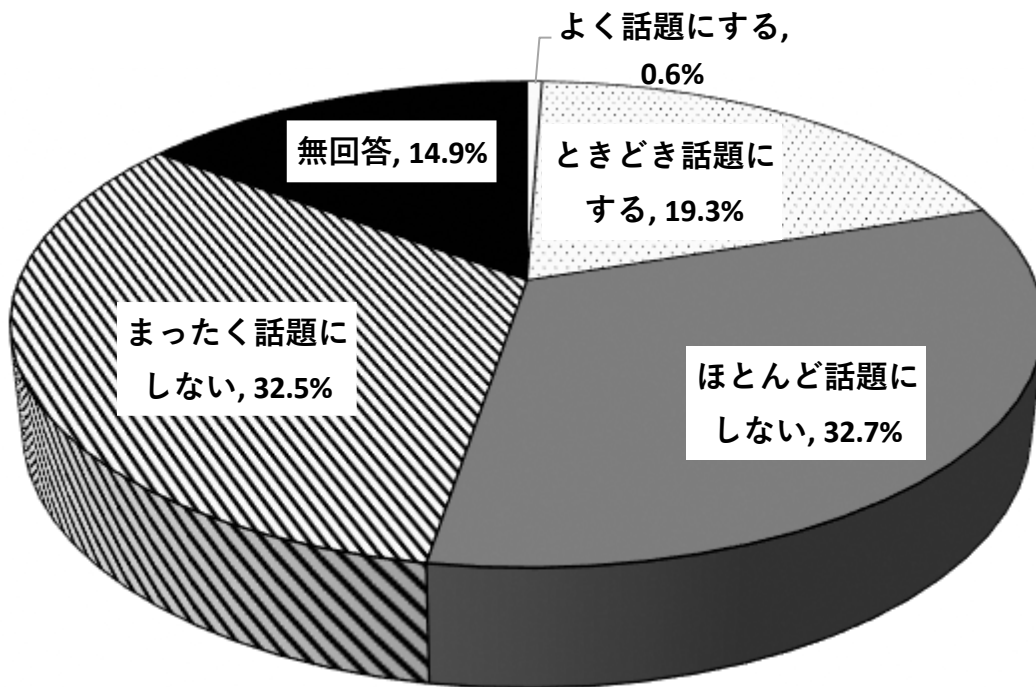
課題は人権について話題にする人と話題にしない人の割合がほぼ同じである。

【考察】

市民の中には、部落問題をはじめあらゆる人権問題を身近に感じている人もいれば、身近に感じられない人がいる。身近に感じている人は、家族や職場、地域などで話題にしていることがあるだろうし、差別の現実の中で話題にすらできずにいる人もいるのではないか。差別はくらしの中にある。そのことから、身近に人権問題を話題にできることはとても大切なことである。

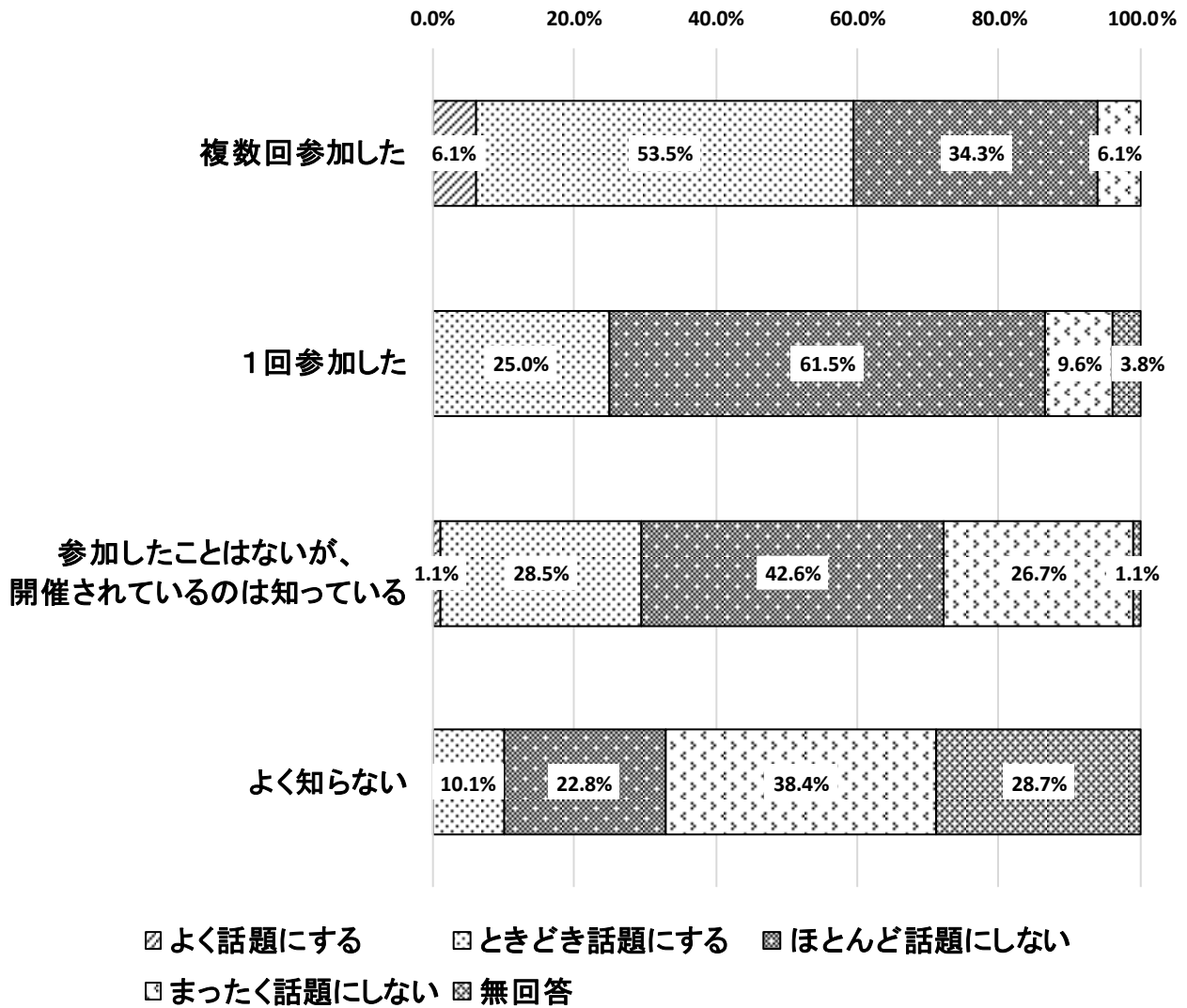
問 30

	「問28」で、「参加したことはないが、開催されているのは知っている」「よく知らない」方にお尋ねします。人権について、家族や職場、地域などで話題にしたことはありますか	人
1	よく話題にする	3
2	ときどき話題にする	104
3	ほとんど話題にしない	176
4	まったく話題にしない	175
	無回答	80
有効回収数		538



【問 28 と問 29・30 との比較】

	複数回参加した (n=99)	1回参加した (n=52)	参加したことはないが、開催されているのは知っている (n=270)	よく知らない (n=268)
よく話題にする	6	0	3	0
ときどき話題にする	53	13	77	27
ほとんど話題にしない	34	32	115	61
まったく話題にしない	6	5	72	103
無回答	0	2	3	77



**【分析】**

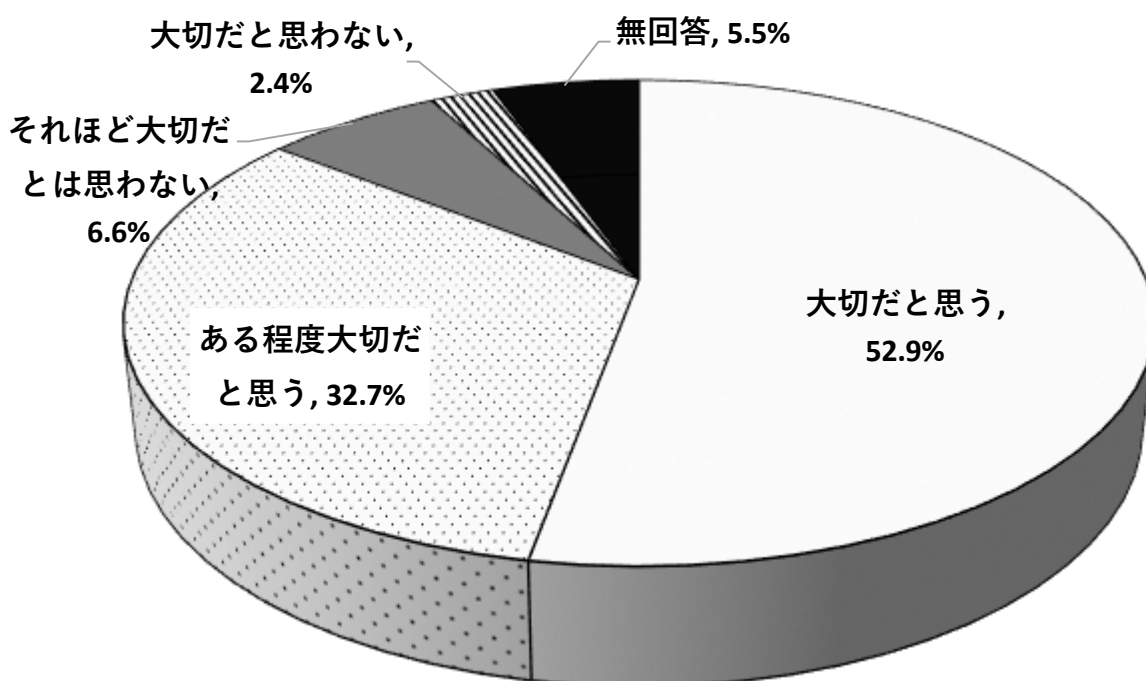
課題は「よく話題にする」と「ときどき話題にする」と答えた人の割合が合わせて19.9%である。

**【考察】**

問29では「よく話題にする」と「ときどき話題にする」と答えた人の割合が合わせて47.7%であり、問30では「よく話題にする」と「ときどき話題にする」と答えた人の割合が合わせて19.9%である。人権フェスティバルに参加したことがある人の方が部落問題をはじめあらゆる人権問題を身近に感じて、人権について家族や職場、地域などで話題にしていると考えられる。

問 31

	あなたは、学校での部落差別をはじめ様々な人権問題を解消するための人権教育について、どのように思われていますか	人
1	大切だと思う	377
2	ある程度大切だと思う	233
3	それほど大切だとは思わない	47
4	大切だと思わない	17
	無回答	39
有効回収数		713



**【分析】**

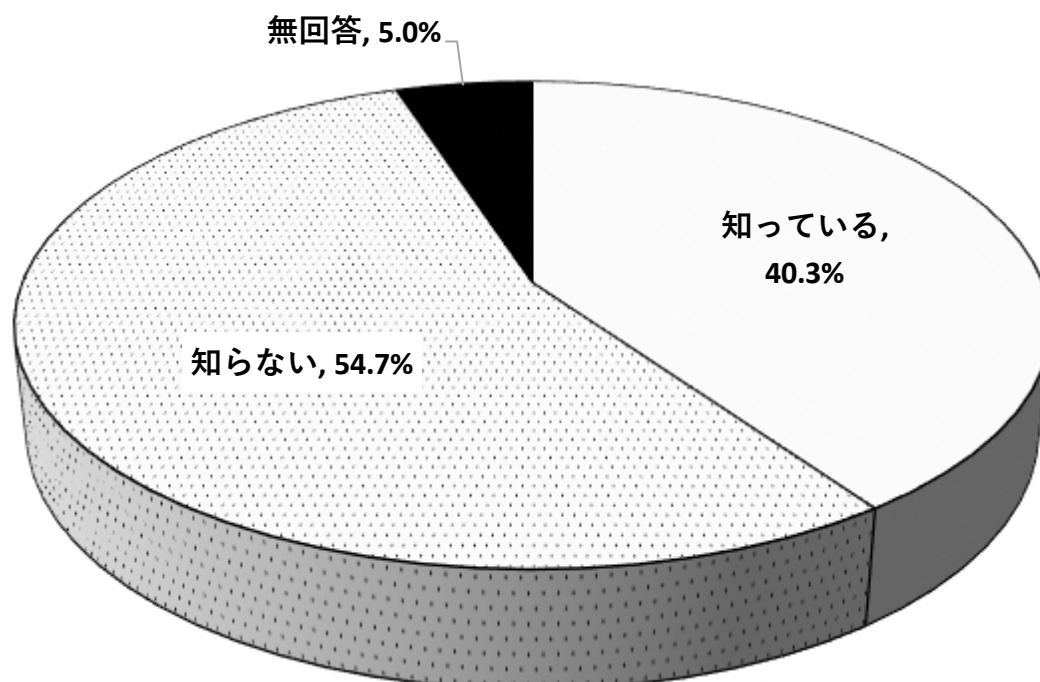
これまでの同和教育・人権教育の取り組みにより、「大切だと思う」と「ある程度大切だと思う」と答えた人の割合が合わせて 85.6%である。

**【考察】**

「部落差別の解消の推進に関する法律」の第五条に「教育及び啓発」がある。差別の解消は「教育に始まり、教育に終わる」と言われる。「大切だと思う」と「ある程度大切だと思う」を合わせて 85.6%あり、その数値は学校教育への期待である。更なる学校現場での人権教育の充実が必要である。

問 32

	あなたは、荒尾市社会人権・同和教育推進協議会を知っていますか	人
1	知っている	287
2	知らない	390
	無回答	36
有効回収数		713



**【分析】**

課題は「知らない」と答えた人の割合が54.7%である。

**【考察】**

主催事業への参加者の増加を目指し、認知度の向上を図るため、あらゆる機会を通じた広報活動を行う必要がある。

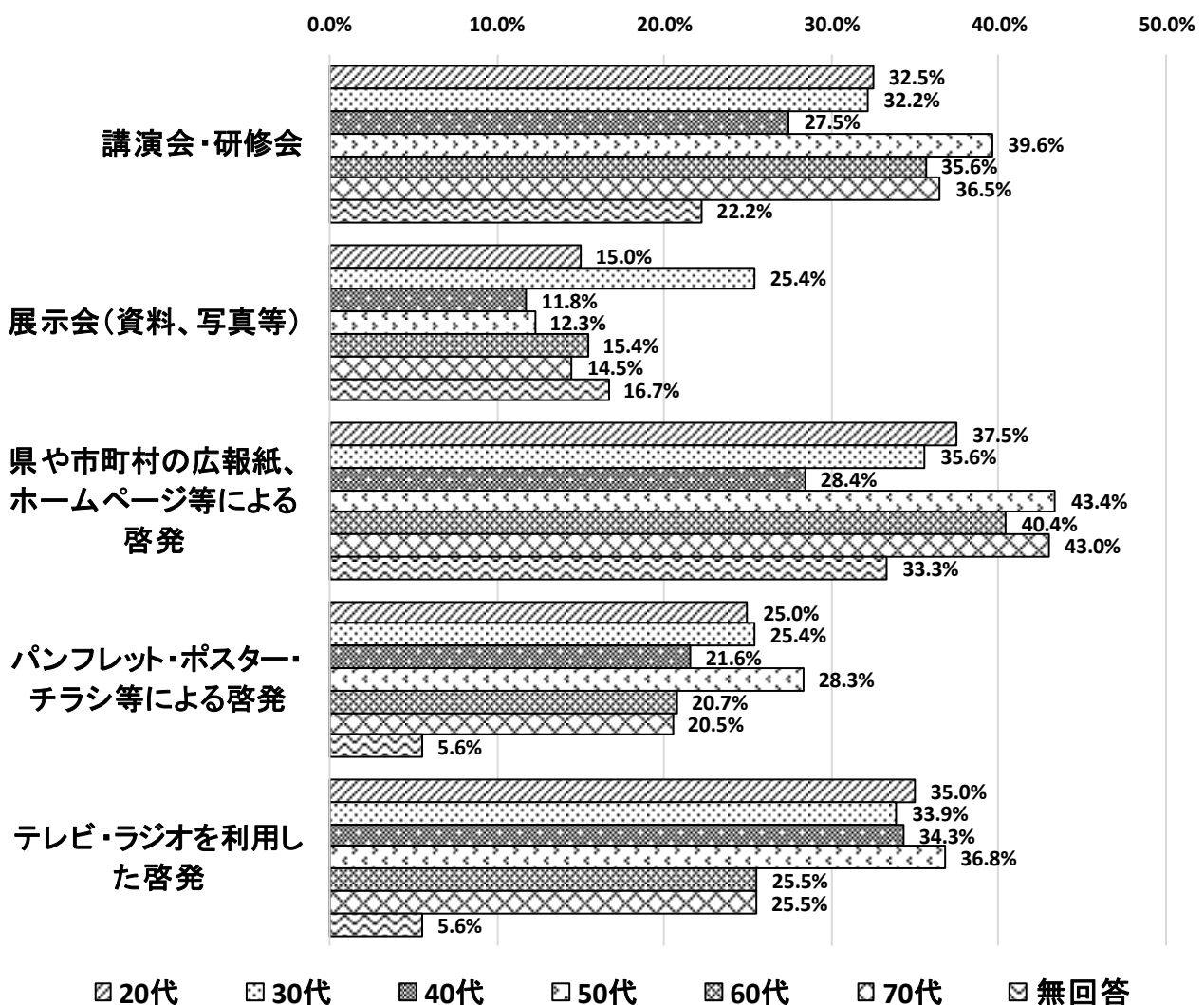
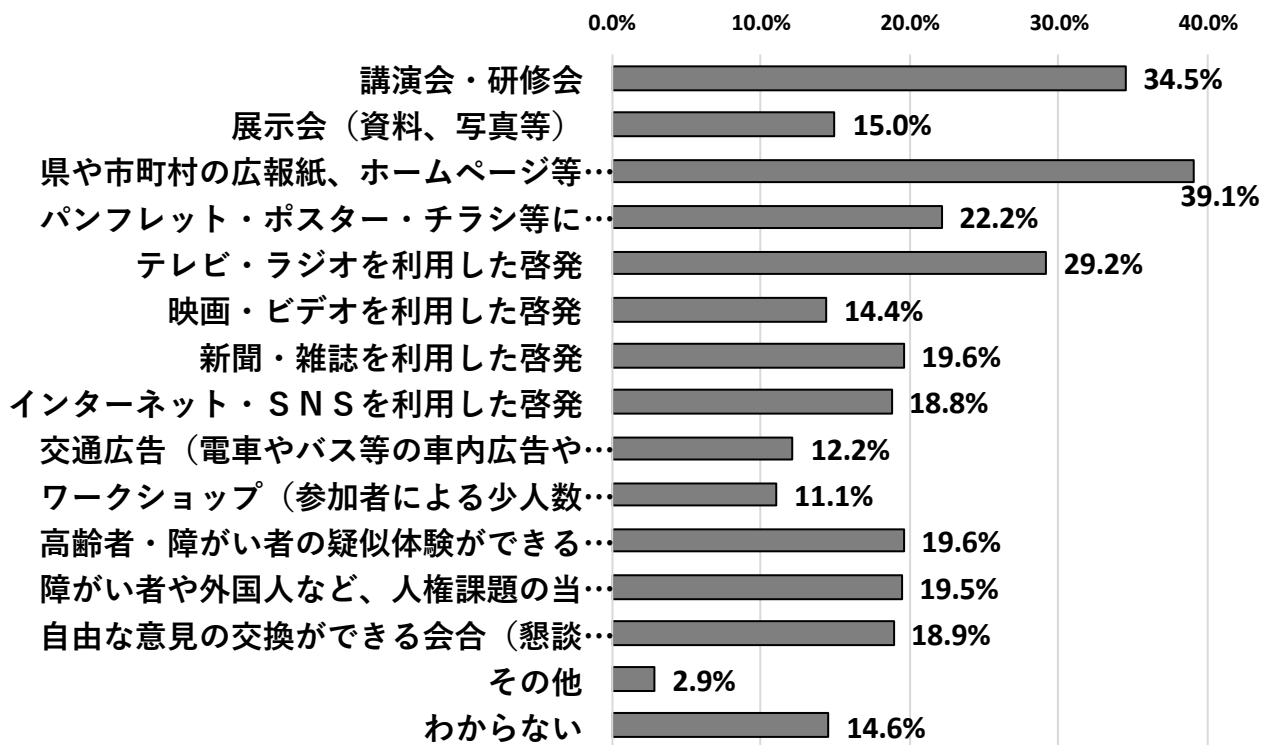
問 33

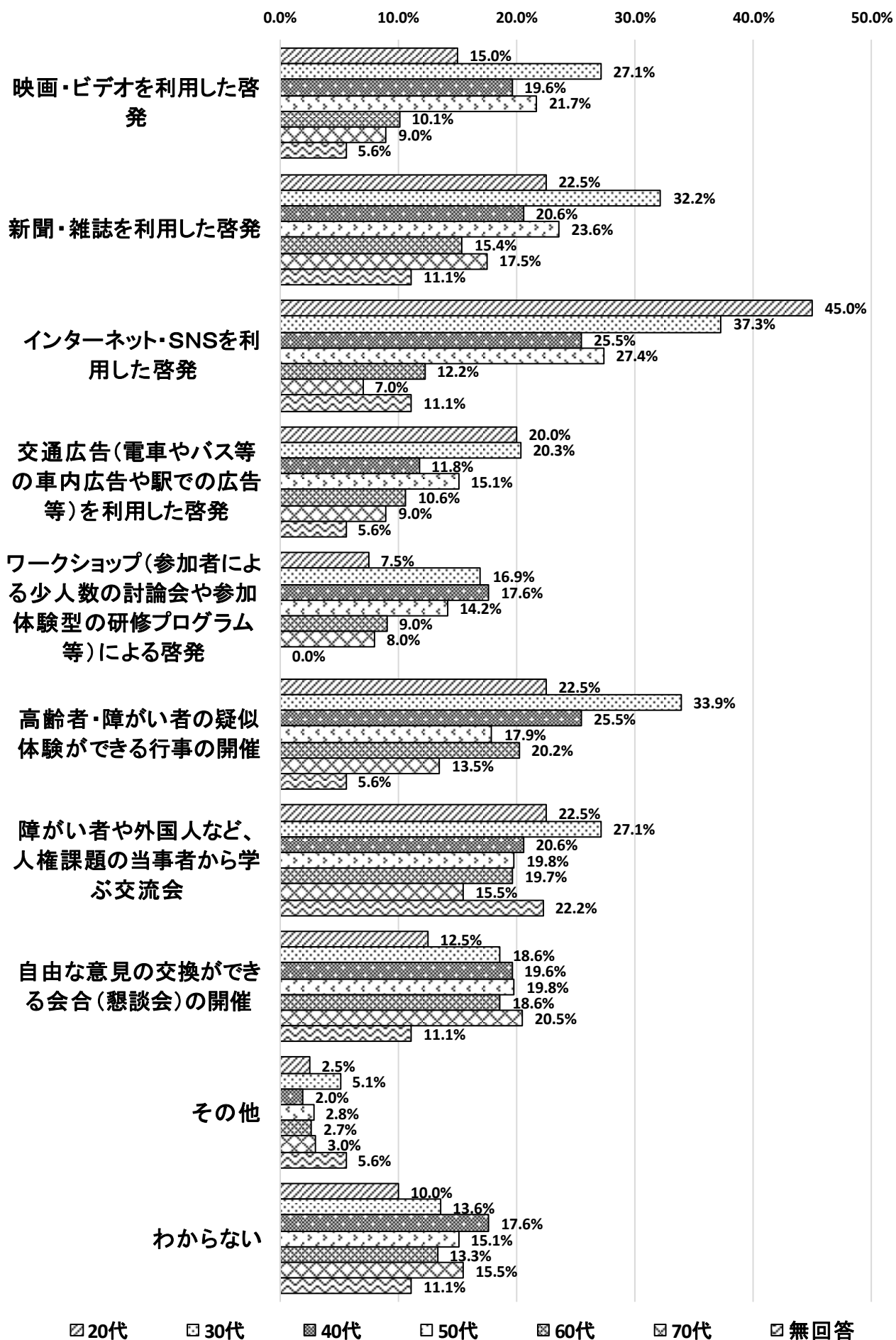
	あなたは、人権意識を高めるためには、市民に対してどのような啓発・広報活動が効果的だと思いますか	人
1	講演会・研修会	246
2	展示会（資料、写真等）	107
3	県や市町村の広報紙、ホームページ等による啓発	279
4	パンフレット・ポスター・チラシ等による啓発	158
5	テレビ・ラジオを利用した啓発	208
6	映画・ビデオを利用した啓発	103
7	新聞・雑誌を利用した啓発	140
8	インターネット・SNSを利用した啓発	134
9	交通広告（電車やバス等の車内広告や駅での広告等）を利用した啓発	87
10	ワークショップ（参加者による少人数の討論会や参加体験型の研修プログラム等）による啓発	79
11	高齢者・障がい者の疑似体験ができる行事の開催	140
12	障がい者や外国人など、人権課題の当事者から学ぶ交流会	139
13	自由な意見の交換ができる会合（懇談会）の開催	135
14	その他	21
15	わからない	104
有効回収数		713



【年代別】

	年 齢						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答
講演会・研修会	13	19	28	42	67	73	4
展示会（資料、写真等）	6	15	12	13	29	29	3
県や市町村の広報紙、ホームページ等による啓発	15	21	29	46	76	86	6
パンフレット・ポスター・チラシ等による啓発	10	15	22	30	39	41	1
テレビ・ラジオを利用した啓発	14	20	35	39	48	51	1
映画・ビデオを利用した啓発	6	16	20	23	19	18	1
新聞・雑誌を利用した啓発	9	19	21	25	29	35	2
インターネット・SNSを利用した啓発	18	22	26	29	23	14	2
交通広告（電車やバス等の車内広告や駅での広告等）を利用した啓発	8	12	12	16	20	18	1
ワークショップ（参加者による少人数の討論会や参加体験型の研修プログラム等）による啓発	3	10	18	15	17	16	0
高齢者・障がい者の疑似体験ができる行事の開催	9	20	26	19	38	27	1
障がい者や外国人など、人権課題の当事者から学ぶ交流会	9	16	21	21	37	31	4
自由な意見の交換ができる会合（懇談会）の開催	5	11	20	21	35	41	2
その他	1	3	2	3	5	6	1
わからない	4	8	18	16	25	31	2





### 【分析】

20・30代は「インターネット・SNSを利用した啓発」と回答した人の割合が多い。現状では、インターネット・SNSを利用した情報発信が不十分である。

### 【考察】

市のホームページ等に教育・啓発学習資料が閲覧できるようにすることをはじめ、教育・啓発学習資料の内容の充実を図り、誰もがインターネットを利用できる環境整備が必要である。また、市民の見えるところに様々な媒体を使って継続的に情報発信に取り組むことが大切である。

## 16 全体考察

### 1 はじめに

1947年に施行された日本国憲法第十四条には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。また1948年に国連総会で採択された世界人権宣言第二条には、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」とあります。さらに1966年の国連総会において国際人権規約の採択がされ、日本では1979年に批准され、世界人権宣言の内容が法的拘束力を持つようになりました。これらのものによって私たちの人権が保障されているはずですが。

21世紀は人権の世紀といわれ、人権を保障するための理念を実現するため、様々な法令が施行されています。荒尾市においても1995年に「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」が施行され、2005年に「人権教育のための荒尾市行動計画」も作成されました。また、国においては「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（以下「人権三法」という。）が2016年に施行されました。しかし、今回の市民意識調査の結果から、条例や人権三法の具現化に向けての課題が明らかになりました。課題解決に向けた取り組みは、「人権文化の花咲くまち」を実現するためのものと考えます。

### 2 市民意識調査から

今回の市民意識調査の結果を2010年に実施された前回の市民意識調査と比較し、改善されたと思われるところは次のようなことです。

- ・部落差別を知った時期と誰から知ったかについては、小・中学校時代、学校の先生からと答えた人の割合が確実に増え、人権同和教育の継続的指導がなされてきました。
- ・荒尾市人権フェスティバルの参加について1回以上参加した人が21.2%で前回調査より、11.5ポイント増加しました。
- ・人権教育の大切さについては、前回の市民意識調査の回答項目が異なり、そのまま単純に比較できませんが、「大切だと思う」と「ある程度大切だと思う」と答えた人の割合が合わせて、85.6%で前回調査より、約30ポイント増加しています。
- ・部落差別について学校の先生から初めて知った人や、荒尾市人権フェスティバルに参加したことがある人は、法令の認知が高かったり、被差別部落の人との結婚を肯定的に捉えたりする意識が見られました。
- ・市民意識調査の自由記述に「市民意識調査が届かなければ、日常話をしたりしないので、家族で考える機会をくださいましてありがとうございました。一人の力ではどうにもならないが、一人ひとりが周りの人のことを気に掛けるなど、心に余裕をもてる人が増えたらと思います。これからも啓発をよろしくお願いします。」と人権啓発の推進に期待を寄せる声もありました。

一方、深く受け止めなければならないことを次に挙げます。

- ・部落差別事象の有無については「あると思う」と答えた人の割合が前回の市民意識調査から約25ポイント減りました。しかし、「わからない」と答えた人の割合が44.6%もあり、前回の市民意識調査より約20ポイント増えていることから、部落差別の存在が見えにくくなっていると思われまます。
- ・前回の調査で自分の結婚について「世間体があるから理由をつけて断りたい」と「絶対にしない」と答えた人の割合が合わせて、5.5%でした。しかし、今回の市民意識調査では「家族や親類の反対があれば結婚しない」と答えた人の割合が6.7%と「結婚しない」と答えた人の割合が4.5%、合わせて、11.2%です。前回の調査と回答項目が異なり、そのまま比較はできないものの、結婚に関しての意識は大変厳しい数字です。その他に、「わからない」と答えている人の割合は33.9%で、部落問題が自分から遠いことになっていることを物語っているもので、適切な教育・啓発がなされなかったと言わざるを得ません。
- ・「部落差別のことなど口に出さず、そっとしておけば自然になくなる」という寝た子を起すなを考えや「自分は差別をしないので、部落問題に関心がない」という無関心の態度などが増えています。これはアンケートの最後に書いていただいた自由記述の中にも同様なことが見られました。

次は前回の市民意識調査になかった問についての課題と思われることです。

①問1～問7の人権全般では、「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」の施行や「人権教育のための荒尾市行動計画」が策定された中で、市民の約3人に1人は人権が守られていないと思っていること、そして約4人に1人が人権侵害を体験しています。その人権侵害は学校や職場や地域などあらゆる場所で、しかも多岐にわたって発生しています。特に人権意識を求められる公的な立場にある人から不当な扱いを受けたという

回答は見逃すことはできません。しかも、その人権侵害事象の約 7 人に 1 人が、人権侵害があったときに何もしていないことも分かりました。前記の人権三法や「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」の認知度については、年代や職種によって差があることが分かりました。熊本県人権教育・啓発基本計画第 3 次改訂版にある 13 個の重要課題についての関心は熊本県の県民意識調査と似た傾向がある中、部落差別については 10.4 ポイント高いものでした。また、その重要課題への関心はメディア等による情報発信の多いものに関心があつまる傾向にありました。

②問 8～問 27（問 12～問 19 を除く）の個別の人権課題では、「女性の人権」については、「職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント等）」と答えた人の割合が最も高いものでした。女性の人権は決してマイノリティーの問題ではありません。この問題は個人や社会にある性差別意識や固定的な性別役割分担意識を解決することが大切です。

「子どもの人権」については、「いじめが起きていること」と「虐待を受けること」と答えた人の割合が高いことです。

「高齢者の人権」については、問 3 で「社会福祉施設等で不当な扱いを受けた」と答えた人がおり、これについては介護人材への研修の必要性もありますが、その背景に、労働条件や職場の人間関係などの要因もあるのではないのでしょうか。子どもや高齢者については「我が来た道、我が行く道」と言ったたとえがあるように、誰もが子ども時代があるし、年老いていくものです。

「障がい者の人権」については、「障がいに対する人々の理解が足りないこと」と答えた人が多く、その数値そのものが、社会の実態ではないのでしょうか。

「外国人の人権」、「水俣病をめぐる人権」、「ハンセン病回復者等の人権」、「HIV 感染症・難病等をめぐる人権」、「LGBT などの性的少数者に関する人権」については、「わからない」と答えた人の割合が高く、特に「水俣病をめぐる人権」については同じ熊本県で起きている差別事件にかかわらず、その教育・啓発が行き届いていないことを深く受け止めなければなりません。「水俣病はうつる病気でもないし、遺伝もしない。ハンセン病は、細菌による感染症であるが、感染力は弱く、万一発病しても治療法も確立しており、早期発見と適切な治療により後遺症もない。HIV は血液や精液、膣分泌液に含まれるが、感染力が弱いために、日常生活ではうつらない。」これらの正しい知識を届ける必要があります。

「犯罪被害者等の人権」と「インターネットによる人権侵害」については、個人情報保護について敏感になっていると考えられます。インターネット上の誹謗中傷はプライバシーを暴き、差別を生むことにつながります。人権侵害につながる悪質な書き込みに対する法整備が必要であるとともに、自治体において、差別を助長するような書き込みに対し、モニタリング（監視）を行い、県や近隣自治体、法務局と連携協力していく必要があります。

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害」については、被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われているということを理解しなければなりません。

「人権に関する啓発活動、教育活動」では、荒尾市人権フェスティバルに参加した人の割合が20代では17.5%と20%を下回っています。さらに20代は学校に通っているときに荒尾市人権フェスティバルと何らかの関りがあった世代ですが、「よく知らない」と答えた人の割合が約50%もあることについては、参加体制等の工夫改善が求められます。これらの間では、人権問題が自分のこととなっているかどうかや日常の差別の現実を垣間見ることができ、荒尾市人権フェスティバルに参加することは、人権について、家族や職場、地域などで話題にすることへつながっていることが分かります。「人権教育の必要性」では「大切だと思う」と「ある程度大切だと思う」と答えた人の割合が合わせて85.6%と高い割合でした。さらに、その割合を高めていくことが必要です。「荒尾市社会人権・同和教育推進協議会の認知度」については、知らない人が50%を超えていることから、今後の活動を通して周知していくことが求められます。「啓発・広報活動」では若い世代への啓発としてインターネット・SNSを利用した啓発も充実させることが求められています。

### 3 これまでの取り組み

前回の市民意識調査が2010年度に行われ、その「全体を通しての考察」において、市民や企業団体への啓発と荒尾市職員の研修、学校教育との連携の強化について書いてあります。啓発・研修の必要性が挙げられていますと共にその啓発・研修の方法、内容についてもふれてあり、その中で、「公務員が自らの同和問題との出会いと出会い直しをする中で自らを問い直し、課題を見出し、人権、同和問題を解決していこうとする認識にたてるような自己啓発や研修を組みなおしていく必要があります」とあり、これらのことがどうなされてきたのかを振り返ります。

市民への啓発として広報活動があります。ポスター、「広報あらお」、「人権啓発センターだより」、「児童センターだより」、荒尾市のホームページにおいて、広報啓発活動を行ってきました。女性の人権については男女共同参画推進室で、子どもの人権についてはすこやか未来課で、犯罪被害者の人権については防災安全課で、高齢者の人権については保険介護課で、その他の人権問題については人権啓発推進室が担っています。

市民啓発では、荒尾市男女共同参画フォーラム、「人権、同和問題講演会」、荒尾市人権フェスティバル、荒尾市人権同和教育研究大会、荒尾・玉名地区人権・同和教育研究集会が行なわれました。交流学习として、交流グランドゴルフ・ビーチバレー、スポーツ教室、解放文化祭、解放子ども会学習会、識字学級、識字学級生と小学生との学習、母親学級が行われてきました。また、人権啓発センターにおける様々な会合も大切な啓発を担っています。荒尾市職員の研修では新採職員研修会（部落問題）、部落問題連続講座、荒尾市男女共同参画フォーラム、「人権、同和問題講演会」、荒尾市人権フェスティバル、荒尾市人権同和教育研究大会、荒尾・玉名地区人権・同和教育研究集会などがありました。その中で、各課の指導者となる人権教育啓発推進員の研修は「人権、同和

問題講演会」、部落問題連続講座がありました。2019年度より、部落問題連続講座では、「部落解放運動のすばらしさ」をテーマとした1日で、荒尾市の同和対策事業の学びとしてフィールドワークへの参加が始まりました。

人権啓発推進室では、その他に荒尾市人権同和教育研究大会において分科会の協力者を人権啓発センター館長が行ったり、前記のフィールドワークにおいて一部を担当したりするようになりました。

そして荒尾市職員のレポート報告は熊本県人権教育研究大会への参加にも続いています。ここ数年のレポートにはご自身の部落問題との出会い、出会い直し、くらしの中の部落問題、人権問題が綴られるようになってきています。2019年度の荒尾市人権同和教育研究大会の荒尾市職員の報告内容を一部紹介します。

「このレポートを書く前、私も、『わざわざ蒸し返す必要がない』、『知らなければ相手をそのような目で見ってしまうことは無い』という、いわゆる、寝た子を起こすな、の考えを持っていました。

しかし、過去の自分の認識を見つめなおしていく中で、少しずつ『やはり、知ってもらったほうがよいのでは。』という考え方に変わっていきました。・・・中略・・・

また、ただ知ってもらうだけではなく、部落問題に取り組んできた方々による克服できた成功体験のような、明るい話題で学ぶことができれば、私のように『人前で話すことではない。』という誤った考えを持たなくなるのではないかと思いました。

このような認識の転換ができたことが良い機会だと思い、両親にもこのレポートを見てもらいました。両親も荒尾市にそのような過去があったことは理解している一方で、今はそのような時代ではないからと話題にするのを避けていたようですが、私の文章を読み終わってから、『うっかり口に出してはいけない話題と思っていたけど、部落出身の人がいたからといって、少なくとも私たちの周りに差別をする人はいないと思っている。昔の人の活躍によって部落問題が少しずつ解消してきたことを考えると、むしろ話題にして、より多くの人に知ってもらったほうが明るい社会を作ることができそうだね。』と、少しだけ考え方を変わってもらえたようでした。また、『その明るい社会をつくるには、市役所の力も必要だと思うから、これからは積極的に正しい知識をつけていかないとね。今回はその第一歩目だね。』と応援の言葉ももらえました。」と報告しています。

自分の部落問題に対する考えを振り返り、そしてくらしの中で、部落差別をなくそうとされている姿があります。荒尾市職員の人権問題に対する意識の高まりは、市民の人権意識の向上につながります。

今回の意識調査の分析の中でその課題を挙げていますが、課題とは解決されるべきこ



とです。ここに挙げた課題は市民の課題ではなく、行政に携わる私たち一人ひとりの課題です。いくつかの問に対して「わからない」と答えている人がいます。これは人権問題が自分の問題となっていないことの証です。あらゆる人権問題についても自分から遠い問題になっていないのか。問われているのは私たち自身です。

#### 4 これからの取り組み

今回の市民意識調査から、人権問題が遠いことになっていることや自分のこととして捉えていないことによって、無関心、無理解、差別的言動につながっていることが分かります。部落差別に関して、「部落（住んでるところ）があるから差別がある」という考えや「部落問題のことを伝えるから部落差別がある。黙っていると、そのうち無くなる」という寝た子を起こすなという考えが依然としてありました。市民の約5割の人は学校以外の場で部落差別について話題にしています。やはり、人権問題を正しく継続的に伝えていくことが必要だと考えます。誤った認識が広まっているのが部落差別そのものなのです。

これらの市民の意識を課題として正しく変えていこうとするのが教育・啓発ですが、市民の意識を変える前に、まず私たち行政に携わる一人ひとりが自分と人権問題について、差別をなくそうとしてきたのかどうかを問われなければなりません。

荒尾市の中で人権問題解決の中心を担うのは人権啓発推進室であることは言うまでもありません。人権啓発推進室では「人権、同和問題講演会」や荒尾市人権フェスティバルで差別をなくそうという思いをもって、市民の参加につながるような動きをしてきたのかを振り返る必要があります。しかし、これまでの荒尾市の取り組みで人権問題の解決がなされたかどうかを考えると、その時代や社会背景に則した教育・啓発の中身、研修を創り出す必要があります。荒尾市職員は当然のこと、荒尾市の就学前教育、学校教育、荒尾市社会人権・同和教育推進協議会と共に人権文化の花咲くまちづくりをしてきたのか。人権にかかわりの深い職業等に従事する人たちや差別をなくそうとする団体と差別をなくそうとしてきたのか。これまでも、これからも問い続けていく必要があります。

今回の市民意識調査を受け差別をなくす教育・啓発の中身、研修を創り出すために、

- ・部落問題やその他の人権問題とどう向き合ってきたのか。
- ・自分の課、係中での人権問題とは何か。
- ・人権教育啓発推進員としての役割を明らかにし、差別をなくす動きをどうつくるのか。
- ・パンフレット等の広報活動や各種研修会を通して、市民にどう啓発していくのか。

今後の活動の中で新たな一步を踏み出していきましょう。

奥田均さん（近畿大学）は、著書『差別のカラクリ』（解放出版社、2009年、p.67）の中で、人権問題の理解を社会の認識へと高める必要があると言っています。社会の認識は「社会的な合意」ということです。このことについて「部落問題に即して述べると、『部落差別の厳しい実態』が、この差別の現実を解決すべき社会問題として自動的に登場させたのではないということです。部落の人びとがこれを告発・抗議し、それによって

『部落差別の厳しい実態』が人びとに明らかにされ、『何とかしなくては』という理解の広がりが生まれ、そうしてはじめて部落差別の現実が部落問題という社会問題になっていったということなのです。『厳しい差別の歴史』と『それが社会問題として取り上げられてくる経過』との間に、こうしたタイムラグが存在しているのは、他の差別問題においても同様です。」と述べています。このことは全国水平社が厳しい差別の実態を明らかにし、告発・抗議して同和対策特別措置法へつながる社会認識に重なります。差別の現実を明らかにし、その差別をなくしていくことは社会変革であり、自己変革です。

## 5 最後に

「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす」という言葉があります。日本では1922（大正11）年に京都の岡崎公会堂で全国水平社創立大会が行われました。この全国水平社創立大会で採択された「水平社宣言」は日本における最初の「人権宣言」と評価されているものです。そしてこの宣言は「人間は平等であり、勲（いた）わるべきものではなく、尊敬すべきものであること」を明らかにし、すべての人々が光り輝く存在として、部落の完全解放を目指したものです。その流れを受けた部落差別をなくす運動は、全国に広がりその運動の中で、あらゆる人権問題を解決しようとする人々、例えば水俣病やハンセン病をめぐる人権問題をなくそうとする人々らとなかまとして手をつなぎ、これまで取り組んできました。それは、「教科書無償の闘い（義務教育の教科書の無償化）」、「全国統一応募用紙運動（就職差別をなくす取り組み）」、「奨学金制度改正（成績による判定基準を廃止）」、「本人通知制度（第三者による戸籍・住民票の請求があったことを本人に通知）」、また、荒尾市では小学1年生と中学1年生の「専門医健診の全校実施（眼科耳鼻科検診の実施）」などとその運動の成果は、すべての人たちのもとにも届くものとなりました。そして「教科書無償の闘い」は部落のお母さんたちを中心に取り組んでいた識字学級の中で学習した日本国憲法二十六条にある「義務教育の無償」の具現化です。現在64歳以下の方の教科書は無償です。それらのことは憲法を守る運動でした。かつて生まれた所、住んでいる所や親の職業、家族構成などで、差別し不合格にした会社がありました。「全国統一応募用紙運動」では本人の仕事に対する能力・適正でのみ合否の判断を求めていきました。「全国統一応募用紙運動」はすべての子どもの進路と生活を守る運動です。この世の中に差別をする人がいれば、差別をなくす、生活を守る取りくみが必要です。その長い歩みの中で、部落問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・被爆者・水俣病・ハンセン病等の問題に取り組んできました。

これからの10年、荒尾市、荒尾市社会人権教育推進協議会（旧荒尾市社会人権・同和教育推進協議会）、荒尾市人権同和教育研究協議会、荒尾・玉名地区人権・同和教育推進協議会を中心に学校教育や社会教育に取り組んでいくことが、「人権文化の花咲くまち」に近づくことだと考えます。

# 「人権に関する市民意識調査」ご協力のお願い

市民の皆さまには、日頃から市政の推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

現在、荒尾市では、1995（平成7）年に施行した「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」の趣旨を踏まえ、2005（平成17）年に策定した「人権教育のための荒尾市行動計画」に基づき、人権が尊重されるまちづくりを目指して人権教育・啓発事業に取り組んでいます。

このたび、市民の皆さまの人権に関する考え方などをお伺いし、今後の人権問題の解決を図るための基礎資料を得ることを目的として、「人権に関する市民意識調査」を実施することといたしました。

この調査は、荒尾市の住民基本台帳より無作為に選ばせていただいた、20歳以上80歳未満の男女2,000人の方を対象とし、無記名にて回答いただくものです。ご記入いただいた内容については、個人が特定される形で使用することはありません。また、調査目的以外では使用いたしません。

ご多用のところ恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2019（令和元）年11月

荒尾市長

浅田 敏彦

## 調査票の記入および返送についてのお願い

- 1 ご本人による回答が困難な場合は、ご家族や代理の方が記入してください。
- 2 ご記入の際には、濃い鉛筆または黒のボールペンを使用してください。
- 3 回答は、あてはまる項目を選んで、その番号を○印で囲んでください。その他の場合は、カッコ内に具体的な内容をご記入ください。
- 4 記入された調査票は、令和元年12月13日(金曜)までに同封の返信用封筒に入れ、ポストに入れてください。切手は不要であり、ご住所やお名前を記入する必要はありません。
- 5 この調査は、スマートフォン等からもご回答いただけます。  
右に印刷している二次元コードをスマートフォン等で読み取り、市ホームページにアクセスの上、ご回答ください。その際は、このアンケート用紙は返信する必要はありません。



(URL : <https://www.city.arao.lg.jp/q/jform/>)

### <この調査に関するお問い合わせ先>

荒尾市役所 総務部 人権啓発推進室

電話 0968-62-1313 / ファックス 0968-63-1197

はじめに、ご回答を統計的に分析するために必要ですので、あなたの性別・年齢・お住まいの地区・職業についてお伺いします。

(1つ選んで、○をつけてください)

○あなたの性別を教えてください(自認する性をお答えください)。

1. 女性
2. 男性
3. そのほか

○あなたの年齢は何歳ですか

1. 20歳～29歳
2. 30歳～39歳
3. 40歳～49歳
4. 50歳～59歳
5. 60歳～69歳
6. 70歳～79歳

○あなたのお住まいの地区(地域)はどちらですか。

1. 荒尾地区(旧一小校区)
2. 万田地区(旧二小校区)
3. 万田中央地区(旧三小校区)
4. 井手川地区(旧四小校区)
5. 中央地区(旧中央小校区)
6. 緑ヶ丘地区(旧緑ヶ丘小校区)
7. 平井地区(旧平井小校区)
8. 府本地区(旧府本小校区)
9. 八幡地区(旧八幡小校区)
10. 有明地区(旧有明小校区)
11. 清里地区(旧清里小校区)
12. 桜山地区(旧桜山小校区)

○あなたのお主な職業をお答えください。

1. 自営業・経営者(農林水産業、個人事業主と家族従業員、会社経営者等)
2. 会社員・各種団体職員(商店、医療機関、理美容室等含む)
3. 非正規の会社員・従業員(パート、アルバイト、派遣、内職含む)
4. 公務員・教職員(臨時、非常勤、嘱託職員等含む)
5. 家事従事者・無職
6. 学生
7. その他

## じんけんぜんぱん 1 人権全般について

とい 問1 人は「生まれや職 業 によって差別してはならない」と憲法にも定められていますが、あなたは世間一般でこのことが守られているとおもいますか。

(1つ選んで、○をつけてください)

1. 完全に守られている
2. かなり守られている
3. あまり守られていない
4. 全く守られていない
5. わからない

とい 問2 あなたは成人以降、あなたや周りの方（家族や友人等）で、人権が侵害されたとおもったことがありますか。

(1つ選んで、○をつけてください)

1. ある → とい 問3 ・ とい 問4 へ
2. ない → とい 問4 へ

問3 「問2」で、「ある」と答えた方にお尋ねします。それは、どのような場合か、差し支えなければ次の中から、選んでください。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. あらぬ噂や悪口、かげ口などで名誉や信用が傷つけられた
2. 人種・信条・性別・社会的身分等により、不公平な取り扱いをされた
3. プライバシーの侵害
4. 学校、職場、地域などでのいじめやなかまはずれ
5. 家庭での暴力や虐待※
6. セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)
7. ストーカー行為
8. 公務員に不当な扱いを受けた
9. 社会福祉施設等で不当な扱いを受けた
10. その他( )

※「虐待」には、心理的虐待・性的虐待・身体的虐待・育児放棄(ネグレクト)などがあります。

問4 「問2」で、「ある」と答えた方はどのように対応しましたか。また、「ない」と答えた方は、今後、自分の人権が侵害された場合、どのように対応しますか。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 自分で直接抗議した(または抗議する)
2. 家族、親戚に相談した(または相談する)
3. 友人、同僚、上司に相談した(または相談する)
4. 市などの行政の各種相談窓口(または相談する)
5. 法務局、人権擁護委員に相談した(または相談する)
6. 警察に相談した(または相談する)
7. 弁護士に相談した(または相談する)
8. 民間の相談機関や人権団体に相談した(または相談する)
9. 何もしなかった(またはしない)
10. その他( )



とい 問5 2016 (平成28) 年に、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ※解消法」の3つの人権に関する法律が施行されました。あなたは、このことについて知っていますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 「部落差別解消推進法」ができたことを知っている
2. 「障害者差別解消法」ができたことを知っている
3. 「ヘイトスピーチ※解消法」ができたことを知っている
4. 人権に関する法律ができたことを知らない

※「ヘイトスピーチ」とは、特定の国の出身者であることを理由に、憎悪表現を用いて、日本社会から追い出そうとしたりするなどの差別的な言動をすることです。

とい 問6 荒尾市では、1995 (平成7) 年に、「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」を施行していますが、あなたは、このことについて知っていますか。  
(1つ選んで、○をつけてください)

1. 内容を含め知っている
2. 条例名だけ知っている
3. 知らない

問7 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 女性の人権
2. 子どもの人権
3. 高齢者の人権
4. 障がい者の人権
5. 部落差別による人権侵害
6. 外国人の人権
7. 水俣病をめぐる人権
8. ハンセン病回復者等の人権
9. HIV感染症・難病等をめぐる人権
10. 犯罪被害者等の人権
11. 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害
12. インターネットによる人権侵害
13. LGBT※などの性的少数者に関する人権問題
14. その他 ( )
15. 特にない

※「LGBT」とは、レズビアン(女性同姓愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称。

## 2 女性の人権について

問8 あなたは、女性に関して、どのような人権問題が起きていると思いますか。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 男女の固定的な役割分担意識 (男は仕事、女は家庭という考え等) に基づく差別的  
取扱い
2. 職場における差別待遇  
(女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント※等)
3. セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ)
4. ドメスティック・バイオレンス (配偶者やパートナーからの暴力)
5. 売春・買春
6. 「婦人」、「未亡人」、「家内」などのように女性に用いられる言葉が使われること
7. その他 ( )
8. わからない

※「マタニティ・ハラスメント」とは、妊娠や出産などを理由に、精神的ないやがらせを受けたり、不利益な取扱いを受けることです。

### 3 子どもの人権について

問9 あなたは、子どもに関して、どのような人権問題が起きているとおもいますか。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. いじめが起きていること
2. 体罰を受けること
3. 虐待※(P2参照)を受けること
4. 貧困のため食事ができない子どもがいること
5. いじめ、体罰や虐待※(P2参照)を見て見ぬふりをする事
6. 進学や就職の際に、大人が子どもの意思を軽視または無視すること
7. 児童買春・児童ポルノ等の対象とされること
8. その他 ( )
9. わからない

## 4 高齢者の人権について

問10 あなたは、高齢者に関して、どのような人権問題が起きていると思いますか。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 就職・職場で不利な扱いを受けること
2. 差別的な言動をされること
3. 悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと
4. アパート等への入居を拒否されること
5. 家庭内での看護や介護においていやがらせや虐待※(P2参照)を受けること
6. 病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待※(P2参照)を受けること
7. 高齢者がじゃまもの扱いされ、つまはじきにされること
8. 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
9. その他 ( )
10. わからない

## 5 障がい者の人権について

問 1 1 あなたは、障がい者に関し、どのような人権問題が起きているとおもいますか。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること
2. 結婚問題で周囲の反対を受けること
3. 就職・職場で不利な扱いを受けること
4. 差別的な言動をされること
5. 悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと
6. アパート等への入居を拒否されること
7. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
8. スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
9. じろじろ見られたり、避けられたりすること
10. 家庭内での看護や介護においていやがらせや虐待※(P2参照)を受けること
11. 病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待※(P2参照)を受けること
12. 障がいに対する人々の理解が足りないこと
13. その他 ( )
14. わからない

## 6 部落差別について

問12 あなたが、部落差別について、初めて知ったのはいつ頃ですか。

(1つ選んで、○をつけてください)

1. 小学校時代
2. 中学校時代
3. 高校以上の学校時代
4. 社会に出てから
5. わからない
6. 知らなかった

問13 あなたが、部落差別について、初めて知ったきっかけは、誰から(何から)ですか。(1つ選んで、○をつけてください)

1. 祖父母
2. 父母
3. 兄弟姉妹
4. 親戚の人
5. 近所の人
6. 職場の人
7. 学校の先生
8. 友だち
9. 人権に関する講演会や研修会
10. テレビ・新聞・本・広報誌・インターネット
11. はっきりしない
12. 知らなかった
13. その他 ( )

とい 問14 ひさべつぶらく ひと たい きょういく しよくぎょう けっこん げんざい あくしつ さべつじょう  
被差別部落の人に対して、教育・職業・結婚について現在も悪質な差別事象、  
じけん 事件などがあると思いますか。(1つ選んで、○をつけてください)

1. あると思う
2. ないと思う
3. わからない

とい 問15 もし、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落の人であるとわ  
かっ ばあい 場合、あなたは どう しますか。(1つ選んで、○をつけてください)

1. 賛成する
2. 反対する
3. その他 ( )
4. わからない

とい 問16 もし、あなたの結婚しようとする相手が、被差別部落の人であるとわかつた ばあい 場合、  
あなたは どう しますか。(1つ選んで、○をつけてください)

1. 気にせず結婚する
2. 家族や親類から反対されても結婚する
3. 家族や親類の反対があれば結婚しない
4. 結婚しない
5. その他 ( )
6. わからない



とい 問17 あなたは、最近（ここ5年ぐらいの間に）日常生活の中で、部落差別に関する  
さべつてき はつげん こうどう ちよくせつ み き  
差別的な発言や行動を直接見聞きしたことはありますか。（マスコミ等を介して  
かんせつてき み き ばあい のぞ  
間接的に見聞きした場合を除く。） （1つ選んで、○をつけてください）

1. ある → とい 問18へ

2. ない → とい 問19へ

とい 問18 「問17」で、「1. ある」と答えた方だけにお聞きします。日常生活の中で  
さべつてき はつげん こうどう み き  
差別的な発言や行動を見聞きしたとき、あなたはどうしましたか。  
（1つ選んで、○をつけてください）

1. 差別であると指摘した

2. 差別であると気づいたが、誤りを指摘できなかった

3. その時は差別と気づかなかった

4. 何もしていない

5. その他（ ）

6. わからない

とい  
問 19 部落差別の解決のためにどうしたらよいと思いますか。あなたの考えに近いもの  
を選んでください。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 部落差別について、行政が正しい理解を深めるよう啓発活動を推進する
2. 学校や地域における人権教育を推進する
3. 企業(事業所)が積極的に研修などを行う
4. 被差別部落内外の人がともに理解を深め、相互に積極的に交流する
5. 部落差別を口実として高額な書籍等を押し売りする行為を排除する
6. 部落差別のことなど口に出さず、そっとしておけば自然になくなる
7. 自分は差別をしないので、部落問題に関心がない
8. その他 ( )
9. わからない

## 7 外国人の人権について

問20 あなたは、日本に居住している外国人に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 職場、学校等でいやがらせやいじめを受けていること
2. 結婚問題で周囲の反対を受けること
3. 就職・職場で不利な扱いを受けること
4. ヘイトスピーチ※(P4参照)を伴うデモや街宣活動等が行われていること
5. アパート等への入居を拒否されること
6. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
7. 風習や生活習慣の違いが受け入れられないこと
8. じろじろ見られたり、避けられたりすること
9. その他 ( )
10. わからない

## 8 水俣病をめぐる人権について

問 2 1 あなたは、水俣病みなまたびょうに関し、どのような人権問題じんけんもんだいが起きているとおもいますか。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 職場しょくば、学校等がっこうとうでいやがらせやいじめを受けること
2. 結婚問題けっこんもんだいで周囲しゅういの反対はんたいを受けること
3. 就職しゅうしょく・職場しょくばで不利ふりな扱いあつかを受けること
4. 差別的な言動さべつてきげんどうをされること
5. その他た ( )
6. わからない

## 9 ハンセン病回復者等の人権について

問22 あなたは、ハンセン病回復者等やその家族に関し、どのような人権問題が起きているとおもいますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 職場、学校等でいやがらせやいじめを受けていること
2. 結婚問題で周囲の反対を受けること
3. 就職・職場で不利な扱いを受けること
4. 治療や入院を断られること
5. ハンセン病療養所以外で自立した生活を営むのが困難なこと
6. 差別的な言動をされること
7. アパート等への入居を拒否されること
8. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
9. じろじろ見られたり、避けられたりすること
10. その他 ( )
11. わからない

## 10 HIV感染症・難病等をめぐる人権について

問23 あなたは、HIV感染者及び難病患者やその家族に関し、どのような人権問題が起きているとおもいますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 結婚問題で周囲の反対を受けること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 治療や入院を断られること
4. 職場の血液検査等において、無断でエイズ検査をされること
5. 差別的な言動をされること
6. アパート等への入居を拒否されること
7. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
8. その他 ( )
9. わからない

## 1 1 犯罪被害者等の人権について

問24 あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 犯罪行為による精神的なショックのため、日常生活に支障をきたすようになること
2. 犯罪行為によって経済的負担を受けること
3. 事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること
4. 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと
5. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けていること
6. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されないこと
7. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること
8. その他 ( )
9. わからない

## 12 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害について

問25 あなたは、北朝鮮当局によって拉致されたその家族に関し、どのような人権問題が起きているとおもいますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 身体や居住移転の自由が奪われ、帰国できないこと
2. 被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われていること
3. 被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと
4. 被害者及びその家族が、差別的な言動をされること
5. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること
6. 拉致問題に関する国民の理解が足りないこと
7. その他 ( )
8. わからない



### 13 インターネットによる人権侵害<sup>じんけんしんがい</sup>について

問26 あなたは、インターネットによる人権侵害<sup>じんけんしんがい</sup>に関し、どのような人権問題<sup>じんけんもんだい</sup>が起きて<sup>お</sup>いると思<sup>おも</sup>いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 他人<sup>たにん</sup>を誹謗<sup>ひぼう</sup>中<sup>ちゆう</sup>傷<sup>しょう</sup>する情報<sup>けいさ</sup>が掲載<sup>けいさい</sup>されること
2. 他人<sup>たにん</sup>に差別<sup>さべつ</sup>をしようとする気持ち<sup>きもち</sup>を起<sup>お</sup>こさせたり、それを助長<sup>じょちよう</sup>するよう<sup>じようほう</sup>な情報<sup>けいさい</sup>が掲載<sup>けいさい</sup>されること
3. 出会い系<sup>であいけい</sup>サイトやSNS<sup>えんえす</sup>※などによる交<sup>こう</sup>流<sup>りゆう</sup>が犯<sup>はん</sup>罪<sup>ざい</sup>を誘<sup>ゆう</sup>発<sup>はつ</sup>する場<sup>ば</sup>となっていること
4. 捜査<sup>そうさ</sup>の対<sup>たい</sup>象<sup>しょう</sup>となっている未<sup>み</sup>成<sup>せい</sup>年<sup>ねん</sup>者<sup>しや</sup>の実<sup>じつ</sup>名<sup>めい</sup>や顔<sup>かお</sup>写<sup>しゃ</sup>真<sup>しん</sup>が掲<sup>けい</sup>載<sup>さい</sup>されること
5. リベンジポルノ<sup>もんだい</sup>※の問<sup>もん</sup>題<sup>だい</sup>や、わいせつな画<sup>が</sup>像<sup>ぞう</sup>・残<sup>ざん</sup>虐<sup>ぎやく</sup>な画<sup>が</sup>像<sup>ぞう</sup>が掲<sup>けい</sup>載<sup>さい</sup>されていること
6. プライバシー<sup>かん</sup>に関する情<sup>じよう</sup>報<sup>ほう</sup>が掲<sup>けい</sup>載<sup>さい</sup>されていること
7. その他<sup>た</sup> ( )
8. わからない

※「SNS (social networking service の省<sup>しょう</sup>略<sup>りやく</sup>)」とは、インターネット上<sup>じよう</sup>で参<sup>さん</sup>加<sup>か</sup>者<sup>しや</sup>が互<sup>たが</sup>いに社<sup>しゃ</sup>会<sup>かいてき</sup>的<sup>つな</sup>な繋<sup>い</sup>が<sup>じ</sup>り<sup>そく</sup>を維<sup>しん</sup>持<sup>しん</sup>・促<sup>そく</sup>進<sup>しん</sup>するコ<sup>こ</sup>ミュ<sup>ミュ</sup>ニ<sup>ニ</sup>ティ<sup>ティ</sup>型<sup>がた</sup>ウ<sup>ウ</sup>ェ<sup>ェ</sup>ブ<sup>ブ</sup>サ<sup>サ</sup>ー<sup>ー</sup>ビ<sup>ビ</sup>ス<sup>ス</sup>の略<sup>りやく</sup>です。

※「リベンジポルノ」とは、元<sup>もと</sup>交<sup>こう</sup>際<sup>さい</sup>相<sup>あい</sup>手<sup>て</sup>な<sup>な</sup>ど<sup>ど</sup>の性<sup>せい</sup>的<sup>てき</sup>な画<sup>が</sup>像<sup>ぞう</sup>等<sup>とう</sup>を、相<sup>あい</sup>手<sup>て</sup>の同<sup>どう</sup>意<sup>い</sup>を<sup>え</sup>得<sup>え</sup>るこ<sup>こ</sup>となく、インターネットの掲<sup>けい</sup>示<sup>じ</sup>板<sup>ばん</sup>など<sup>など</sup>に公<sup>こう</sup>表<sup>ひよう</sup>するこ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>です。

## 14 LGBT※（P5参照）などの性的少数者に関する人権問題について

問27 あなたは、LGBT※（P5参照）など性的少数者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

1. 職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 差別的な言動をされること
4. アパート等への入居を拒否されること
5. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
6. じろじろ見られたり、避けられたりすること
7. その他（ ）
8. わからない

## 15 人権に関する啓発活動、教育活動について

問28 荒尾市主催の「人権フェスティバル」に、参加したことがありますか。  
（1つ選んで、○をつけてください）

1. 複数回参加した
2. 1回参加した
3. 参加したことはないが、開催されているのは知っている
4. よく知らない

問29 「問28」で、「複数回参加した」「1回参加した」方にお尋ねします。人権フェスティバル後に、家族や職場、地域などで人権について話題にしたことはありますか。（1つ選んで、○をつけてください）

1. よく話題にする
2. ときどき話題にする
3. ほとんど話題にしない
4. まったく話題にしない

問30 「問28」で、「参加したことはないが、開催されているのは知っている」「よく知らない」方にお尋ねします。人権について、家族や職場、地域などで話題にしたことはありますか。（1つ選んで、○をつけてください）

1. よく話題にする
2. ときどき話題にする
3. ほとんど話題にしない
4. まったく話題にしない

問31 あなたは、学校での部落差別をはじめ様々な人権問題を解消するための人権教育について、どのように思われていますか。（1つ選んで、○をつけてください）

1. 大切だと思う
2. ある程度大切だと思う
- 3.それほど大切だとは思わない
4. 大切だと思わない

とい 問32 あなたは、<sup>あら おししゃかいじんけん どうわきょういくすいしんきょうぎかい</sup>荒尾市社会人権・同和教育推進協議会<sup>し</sup>※を知っていますか。

(1つ<sup>えら</sup>選んで、○をつけてください)

1. <sup>し</sup>知っている

2. <sup>し</sup>知らない

※「<sup>あら おししゃかいじんけん どうわきょういくすいしんきょうぎかい</sup>荒尾市社会人権・同和教育推進協議会」とは、1982（<sup>しょうわ</sup>昭和57）年<sup>ねん</sup>に<sup>ぶらくもんだい</sup>部落問題を  
はじめ<sup>さまざま</sup>様々な<sup>さべつ</sup>差別の<sup>げんじつ</sup>現実に<sup>ふか</sup>深く<sup>まな</sup>学び、その<sup>もんだいかいけつ</sup>問題解決のため<sup>じんけんきょういく</sup>人権教育の<sup>けんきゅうじっせん</sup>研究実践を<sup>すいしん</sup>推進する  
ことを<sup>もくてき</sup>目的として<sup>けっせい</sup>結成された<sup>だんたい</sup>団体で、<sup>げんざい</sup>現在は<sup>かめい</sup>加盟11<sup>だんたい</sup>団体で<sup>かつどう</sup>活動しています。

<sup>どうきょうぎかい</sup>同協議会は、<sup>しみん</sup>市民を<sup>たいしやう</sup>対象とした「<sup>じんけん</sup>人権、<sup>どうわもんだいこうえんかい</sup>同和问题講演会」を実施して<sup>しみん</sup>市民への<sup>じんけんけいはつ</sup>人権啓発  
<sup>おこな</sup>を行っています。中でも2001（<sup>へいせい</sup>平成13）<sup>ねんど</sup>年度から<sup>かいさい</sup>開催している「<sup>あらおしじんけん</sup>荒尾市人権フェス  
ティバル」では、<sup>じっごういいんちやう</sup>実行委員長をはじめ<sup>かくせんもんぶかいいん</sup>各専門部会員として、<sup>しみん</sup>市民の<sup>じんけんいしき</sup>人権意識の<sup>こうやう</sup>高揚と「<sup>ぶんか</sup>人権  
文化の<sup>すいしん</sup>まちづくり」を<sup>かつどう</sup>推進する<sup>おこな</sup>活動を行っています。

<sup>かめいだんたい</sup>加盟団体（<sup>じゅんぶどう</sup>順不同）

<sup>あらおしぎやうせいきやうりよくかい</sup> 荒尾市行政協力会	<sup>あらおしこ</sup> 荒尾市子ども会連合会
<sup>あらおしちくしゃかいきやういくしゅじほ</sup> 荒尾市地区社会教育主事補	<sup>あらおし</sup> 荒尾市PTA連合会
<sup>あらおしぶつきやうかい</sup> 荒尾市仏教会	<sup>あらおしほいくえんほごしゃかいれんごうかい</sup> 荒尾市保育園保護者会連合会
<sup>あらおしみんせいいいんじどういいんきやうぎかいれんごうかい</sup> 荒尾市民生委員児童委員協議会連合会	<sup>あらおしやうこうかいぎしよ</sup> 荒尾商工会議所
<sup>あらおしろうじん</sup> 荒尾市老人クラブ連合会	<sup>いっばんしゃだんほうじんあらおせいねんかいぎしよ</sup> 一般社団法人荒尾青年会議所
<sup>あらおせいねんかいぎしよ</sup> 荒尾青年会議所シニア会	

とい  
問33 あなたは、人権意識を高めるためには、市民に対してどのような啓発・広報  
活動が効果的であると思いますか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 講演会・研修会
2. 展示会(資料、写真等)
3. 県や市町村の広報紙、ホームページ等による啓発
4. パンフレット・ポスター・チラシ等による啓発
5. テレビ・ラジオを利用した啓発
6. 映画・ビデオを利用した啓発
7. 新聞・雑誌を利用した啓発
8. インターネット・SNS※(P20参照)を利用した啓発
9. 交通広告(電車やバス等の車内広告や駅での広告等)を利用した啓発
10. ワークショップ(参加者による少人数の討論会や参加体験型の研修プログラム等)  
による啓発
11. 高齢者・障がい者の疑似体験ができる行事の開催
12. 障がい者や外国人など、人権課題の当事者から学ぶ交流会
13. 自由な意見の交換ができる会合(懇談会)の開催
14. その他( )
15. わからない

